

第四十表

經常部

歲

出

西曆千九百十四年

同千九百十三年

鐵道院	殖民省	大藏省	司法省	海軍省	軍法會議	陸軍省	內務省	外務省	帝國宰相及同官房	帝國議會	永久經常費
四七八、六九九	二,九九三,九三九	四七,八七四,三四三	二,八〇七,三〇五	二二一,〇六二,六一七	五三八,七一一	八七一,八〇五,七八九	九九,四一四,三七四	二〇,四三一,五三七	三二四,二九〇	二,三三五,八三三	二,三三五,八三三
											一八,九七五,一九三
											三二八,六二〇
											九六,七〇八,〇三三
											七七五,三八九,二八六
											五三四,三〇三
											一九七,三九六,三四三
											二,八二九,〇〇五
											三九,五六八,三七六
											二,九〇〇,七三七
											四七,〇四九

一時限り經常費

計

圖債局	會計檢査院	恩給局	郵便電信局	印刷局	鐵道現業費	財務取扱局	合計	外務省	內務省	郵便電信局	印刷局	陸軍省	海軍省
二四九,四一三,八〇六	一,三四〇,〇五八	一四五,二七六,九三〇	七五〇,六七七,二四八	一〇,一三三,六九一	一一四,五一六,八六〇	一一一,六三五,〇八四	二,六六二,九二一,〇九五	六三三,八〇〇	一六四,五三,八〇〇	三〇,三八七,三二一	四三七,〇八四	三四四,八二三,〇四八	二三七,四七九,五五〇
二,三七七,七八三,一三〇	一,三三三,五六三	一四三,五四三,〇五三	六九九,三三四,八六九	八八六,三五一	一〇八,三三八,三三〇	一一四,三三三,一六〇	二,四四九,七五九,一二七	三七九,七五〇	五八,四四〇,〇〇〇	三〇,一九九,〇一五	八七,〇八四	五八〇,五九九,九九七	二,三三二,二〇七,五五一

大藏省	三〇,〇〇〇	二四,四七一,六七二
殖民省	—	—
司法省	七八,〇〇〇	—
鐵道廳	一七,五二七,〇七一	一四,一四八,七七二
國債局	五,九七六,三三四	五,七七四,三三六
國庫券	六二,五九四,〇三四	一八〇,二五三,五五二
計	七四〇,〇九〇,五七六	一,二二七,六三九,五八八
經常歲出合計	三,四〇三,〇一一,六七一	三,五七七,三九八,七二五
歲入	—	—
郵便電信	八八一,二六六,五〇〇	八四三,三六九,〇〇〇
印刷局	一三八八五,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇
帝國鐵道廳	一六三,二四六,〇〇〇	一五三,七七九,〇〇〇
各省收入	八〇〇,五一,九〇六	八〇,一二一,九五二
大藏省所管收入	二二六五,五四三,二六五	二,四八八,九九八,七六四
計	三,四〇三,〇一一,六七一	三,五七七,三九八,七二五

臨時部	—	—
歲出	—	—
內務省	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
陸軍省	—	—
海軍省	二九四一〇,〇〇〇	四九,六五〇,〇〇〇
郵便電信	三九,〇〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇,〇〇〇
鐵道廳	二〇,二九二,〇〇〇	一七,二八四,五〇〇
計	九二,七〇二,〇〇〇	一八,六三四,五〇〇
歲入	—	—
不用要塞賣却	三八七三,五三二	三,一七六,三五三
極東遠征收入	一,七四七,九一九	一,六八八,三八四
減債線收入	六八,八八三,三九九	七四,五九八,七二九
公債募集金	一七,六九七,一六〇	七四,五九八,七二九
貸金返納	五〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
計	九二,七〇二,〇〇〇	一八,六三四,五〇〇

經常臨時總計

三、四九、七三、六七

三、六九、〇三、二五

今一步を進め帝國財政及列邦の歳入出を加へ獨國財政市町村は勿論別なりの全體を見るに更に驚くべきものあり、今試みに西曆千九百八年度及同千九百十年度に於ける獨逸帝國及列邦の歳入出精算を舉れば左の如し

第四十一表の一

西曆千九百十年 西曆千九百十一年 同千九百十一年 同千九百十二年	歲入		歲出	
	經常	臨時	經常	臨時
帝國	1,501,953	70,757	1,383,795	128,336
列邦	2,637,843	159,653	2,679,763	125,714
帝國	1,353,907	108,488	1,353,907	108,488
列邦	2,705,743	176,546	2,705,743	176,546
帝國	1,375,831	67,237	1,375,831	67,237

表中西曆千九百十一二兩年度は普漏西バイエルン及ザキソン王國の外經常臨時の區別判明ならず依て區別は是等三箇國の數に依り他は總て經常費として計算す而して西曆千九百十年年度の歳計精算額内譯

同上の二
歳入

經常	帝國		列邦		合計	
	帝國	列邦	帝國	列邦	帝國	列邦
官業收入	—	—	—	—	—	—
官有地收入	—	—	—	—	—	—
森林收入	—	—	—	—	—	—
鑛山收入	—	—	—	—	—	—
鐵道收入	—	—	—	—	—	—
航海收入	—	—	—	—	—	—
郵便電信收入	—	—	—	—	—	—
其他の收入	—	—	—	—	—	—
官業收入計	—	—	—	—	—	—
租税及關稅	—	—	—	—	—	—
手数料	—	—	—	—	—	—

國庫への賠償	千圓	一	三五、二七六	三五、二七六	官有地收入	千圓	一	六三三	六三三
雑収入	千圓	一四八、八四九	二四、三三八	二七三、二七七	國債	千圓	七〇、七九三	一五三、七二四	二二四、五一六
過年度繰入	千圓	二八六	一四、一四八	一四、四三四	其他の國庫債券	千圓	二〇、三六三	五三〇六	二五、六六八
分配金	千圓	—	九四、五〇〇	九四、五〇〇	臨時收入合計	千圓	九一、一五四	一五九、六五三	二五〇、八〇六
經常收入合計	千圓	一、三五七、九五〇	二、六三七、八四三	三、九九五、七九三	總計	千圓	二、四四九、一〇四	三、七九七、四九九	四、二四六、五九九
臨時	千圓	—	—	—		千圓	—	—	—

同上の三
歳出

官業費	千圓	三六一、三五六	一三六、一三六	一七三、二二〇	帝國	千圓	一五、七〇三	七三、三四四	八八、八三六	一、八一、一五八
國債費	千圓	一〇七、五四〇	三三、五八八	四二、一一八	列邦	千圓	—	四七六	四七六	四二、六〇一
實納若クハ分配金	千圓	八六、〇三〇	一八、一三四	二四、一五四	計	千圓	—	—	—	二四一、一五四
行政費	千圓	七九〇、一二四	八七六、一九四	一、六六六、三三八	帝國	千圓	七五、四五三	—	—	一、七九、三八七
過年度不足補充	千圓	—	—	—	列邦	千圓	—	—	—	—
	千圓	—	—	—	計	千圓	—	—	—	—
總計	千圓	一、三五七、九五〇	二、六七九、七六二	四、〇三七、七一一	臨時	千圓	—	—	—	—
	千圓	—	—	—	計	千圓	—	—	—	—
	千圓	—	—	—	合計	千圓	—	—	—	一、三三、三九〇

又同年度の國債高は左の如し

總計	千圓	一、三五七、九五〇	二、六七九、七六二	四、〇三七、七一一	九一、一五四	一二五、七二四	二一六、八六八	四、二五四、五八〇
----	----	-----------	-----------	-----------	--------	---------	---------	-----------

同上の四

帝國	千圓	七、一七八、〇九五	一六二、五三〇	國債ハ西曆千九百三年ノ	千圓	六、九三三、九三三
列邦	千圓	七、〇四〇、三六六	三三三、九二七	ヨリ同千九百十年ノ	千圓	九、二八八、四二二
總計	千圓	九、二八八、四二二	四九五、四四七	ニ増シタル内	千圓	五、三六〇、七六六
	千圓	—	—	ハ鐵道債ニシテ其内	千圓	五、三二八、八元
	千圓	—	—	ハ州ニ屬スルナリ	千圓	—

而して貢納金及分配金額最近十箇年の計數は左の如し

同上の五

西暦年次	貢納金	分配金	差額	
一九一〇年	千圓	二四、二五六	千圓	二八、三三六
九年	千圓	八〇、七八六	千圓	三三、一八七
八年	千圓	一六、三七五	千圓	七四、八一三

年	一	二	三	四	五	六	七
西曆千九百十一年	一九〇九	一九一〇	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
納金 (千)	一三九,〇九三	一三七,五三九	一三八,三四七	一一三,一三七	二七〇,四八一	二七七,五四五	二七三,九〇四
租税負擔 (千)	九六,七三八	九八,四二九	九〇,五〇四	九四,六五四	二五九,二一九	二六五,八八二	二六五,六二九
百分比	四三,三六五	三九,一〇〇	三七,八四三	一九,四八三	一,三六三	一,一六三	七,二七五

西曆千九百十一年の貢納金は一〇六,〇〇二千圓にして同十二年は一四二,五六千圓なり

西曆千九百七年度に於ける帝國及列邦の租税負擔高

同上の六

種目	税額	百分比
直税	一五六,〇〇〇	五二・〇
關稅	六四五・〇	二二・一
内地消費稅	五三三・〇	一七・一

種目	税額	百分比
驕奢稅	一七〇	〇・五
讓渡稅	二六二・五	八・五
遺產稅	四五・五	〇・五
其他	六〇	〇・五
合計	三〇六・〇	一〇・〇

西曆千九百十年度に於ける列邦の收入

同上の七

種目	收入高
關稅及内地稅	一〇八,一〇四・〇
商工業稅	一〇四,八四九・五
直稅	七三六,一〇五・八
遺產稅	三〇,四五〇・七
鐵道收入	二七,七九八・五
官有財產收入	一〇,三四二・八
其他	八〇六,七三六・六

合計

五千 五五二八、五〇九九

西暦千九百八年度に於ける十九列邦の租税百に對する所得税の割合

同上の八九

最	高	最	低	平	均
(ロイス分家)	八五	(メクレムホルヒ、ストレリツ)	三六		
同千九百十年度に於ける二十三列邦の帝國及州税一人當り負擔高					
最	高	最	低	平	均
(メクレムホルヒ、ストレリツ)	五四・三〇	(巴)	丁	三三・七一	四〇・二〇
西暦千九百九年度に於ける普漏西の主要市府五十二に於ける國の所得税に對する附加税率					

同上の十

本税百ニ對スル附加率	市府の數	人	口
九〇—一〇〇	七	三〇、七、〇〇〇	
一〇一—一二五	四	四八五、〇〇〇	
一二六—一五〇	六	六九三、〇〇〇	

普國下級人民の負擔

一五二—一七五	六	一、三、七、五、〇〇〇
一七六—二〇〇	三	二、四、七、〇、〇〇〇
二〇一—二三五	九	一、〇、九、三、〇〇〇
二三六—二五〇	六	五、六、二、〇〇〇
二五五	一	七、八、〇〇〇

由是觀之列邦の負擔輕きに非ず、今試に普漏西の實況に就て之を陳んに同國は所得税を九百馬他は概して之より低し四百馬に下る所ありの歳入より始む今之を英の三千二百馬に比して固より同年の論に非ざるなり故に英に於ては中流以下は所得税を免るゝと雖も獨に於ては然らず千八百八十四萬五千八百二十六人即ち人口の約半數四割九分七厘は所得税を負擔し之を英に比し十分の九の多きを致す而して普國の所得收入は西暦千九百七年法人の負擔する者を除き總額一億八百萬馬にして約九億六千五百萬馬即ち八割九分六厘は三十馬以下の收入の負擔する所なり、此階級に屬する收入の平均は千三百四十五馬なるを以て其多數は平均と最低即ち九百馬の間に在る者と推定するを得べし而して三千馬以下の收入は家族同居人の收入を合計するものにして累進率は低しと雖も強もすれば

伯林市民
の負擔

役人が押上主義を採り之を大収入に比して多少不幸なる地位にあるものとす然りと雖も是れ唯普國の徴する者にして市は又別に所得税を課す西曆千九百六年の伯林市所得税の調査の蹟を見るに該市は所得税を八百六十馬の收入より始め人口二百四萬百四十八人中十四歳以下及兵役等の爲め免税せらるゝ者を除き百十二萬五千人の約半數は最低以下の收入を得る者にして課税を免れ残り六十萬八百九十九人は所得税負擔者なり内八百六十乃至千四百四十馬の收入者三十一萬五千六百十人其れ以上二千八百六十馬の收入者二十二萬六千六百七十八人其れ以上は僅かに五萬八千六百十一人にて此内四萬六千二百六人は千八百六十馬其れ以上九千五百二十馬までの收入者にして一萬八百十五人は其れ以上四萬七千六百馬までにして千四百十四人は其れ以上九萬五千二百馬まで四百七人は其れ以上九十萬四千馬まで四人は其れ以上二百八十六萬馬まで其れ以上は僅かに二人に止まる普國人民の負擔固より輕きに非ず而して其大歳入の少き亦豫想の外に出るものと云ふべし

普瀋西の豫算は頗る多額に上り西曆千九百八年度の決定額は歳入總額約三十三億六千二百萬馬にして歳出總額約三十三億六千二百萬馬内約一億八千八百萬

馬は臨時費に屬し同九年度の歳入總額は約三十三億八千二百萬馬歳出總額は同額にして内約二億三千百萬馬は臨時費に屬す而して同千九百十年度の豫算は收入總額三、八三七、四一二、九六三馬にして歳出は經常費三、七二五〇一九、五四二馬臨時費二〇、四三九三、四二一馬にして合計三九、二九、四一二、九六三馬なり故に九千二百萬馬の不足を生ず各廳の請求通りにては二億千七百萬馬の不足を生ずべき所に大藏省にて大削減を加へ前記の額に止めたり故に各廳は決して満足して居らず他日の新請求は勢の免れざる所なり此不足は主として官吏増給に原因し其高二億馬を超過す加ふるに西曆千九百八年度の不足は一億五百萬馬にして同九年度の不足は一億五千六百萬馬に達するの見込なりしも幸にして商況少しく恢復し精算上の不足は一億五百萬馬に止まるの見込なり而して普瀋西國最近三箇年度の決算及豫算は左の如し

第四十二表の一

歳 入

經常	國有財産收入	豫		
		西曆一九一一年度	同 一九一二年	同 一九一三年
	官地	二九,九一四,四七五	二九,四一八,三〇〇	二九,九九九,三五〇
	森林	一五七,六〇四,四一九	一三八,二九五,〇〇〇	一四七,五三三,〇〇〇
合	計	一八七,五一八,八八九	一六七,七三三,三〇〇	一七七,五三一,三五〇
	内御料林收入として控除すべき高	七七,一九二,九六六	七七,一九二,九六六	七七,一九二,九六六
殘	額	一七九,七九九,五九八	一五九,九九四,〇〇四	一六九,八一三,〇五四
直	接	四一七,〇八四,〇一八	四三三,〇六八,六〇〇	四四九,五五六,一〇〇
間	接	一三八,八九一,九七一	一二五,九三九,〇〇〇	一二九,三七九,〇〇〇
富	籤	一五八,四三三,五三六	一七八,二九二,四〇〇	一九六,四八四,五〇〇
ジロハンドルク銀行純收益		五,〇八八,九七一	五,二四〇,六〇〇	五,一〇四,九〇〇
造幣局		九六七,四三九	七五八,五一一〇	七三八,九〇〇
鑛山、工場、製鹽等		二九六,六八六,八六七	二九〇,〇七三,三二〇	三三五,四九七,一四〇
鐵道		二,三五二,二二六,六七七	二,三三一,〇五三,〇〇〇	二,五〇八,一二六,〇〇〇

行	内閣	外務	大藏	工商	商務	司法	内務	農務	「ドタツション」及一般財務廳		
									合	計	政
									三,五三八,一六八,二六七	三,五一四,四一九,四三四	三,七九四,六八八,五九四
公債									三〇一,三〇五,六四六	三三一,一七四,九三三	三三五,九〇五,六三三
兩院									三七,四四三	三五,五四三	三五,五四三
一般財務費									一七七,〇六一,六七六	一八六,三四二,九四九	一九九,八四四,九八七
行政									四七八,四〇四,七六五	五〇七,四九五,九八五	五三五,七八六,一六四
内閣									三〇,八三二,八八八	二九,二三〇,一九六	一,五四〇,九一三
外務省									九,一八五	一三,四五〇	一三,六五〇
大藏省									七五,一四六,六九五	一〇,八九一,七三七	一一,五三三,〇四六
工商省									二〇,八一三,五九九	二一,三四八,〇〇〇	二二,九三三,〇〇〇
商務省									五,九七二,〇二六	六,九七三,〇一五	八,一〇〇,〇七二
司法省									一二九,八〇八,八七一	一二五,四八七,八八〇	一三〇,四七一,〇七〇
内務省									四八,八一八,八四五	四七,九五〇,〇〇〇	四九,二五三,七五一
農務省									八,七九〇,三四五	八,八一,九四〇	九,三五〇,三三一

馬	政	應	四、七四三、七八七	四、四五七、七二三	四、九一九、七七八
文	部	省	八、六三八、四六三	七、一八二、四〇一	七、四三三、五五八
陸	軍	省	三、二九六	一、三〇〇	一、五〇〇
合	計		二、六五九、四六〇	二、六二二、三六六	二、四九五、五四〇
經	常	入	四、二八二、五九〇	四、二八二、二五〇	四、五七六、〇三五
臨	時	入			
官	有	地	三、四八三、一五六	六、七三五、〇〇〇	七、四九九、四〇〇
森		林	九、五二二、七七二	六、九六〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
鐵	道	應	二、一三〇、七五四	四、三五四、〇〇〇	四、〇三三、〇〇〇
一	般	應	!	一九、〇〇〇、〇〇〇	!
鑛	山	製	!	二八、〇〇〇	一七、〇〇〇
文	部	省	!	三、一八八、〇〇〇	二、六九九、〇〇〇
臨	時	入	三、四三三、六六一	三、七三五、八〇〇	一、九九〇、八〇〇
經	常	入	四、三六八、三五三	四、三一九、六四八	四、五九五、九三三
豫	算	外	四、三五八、二四六	!	!
入	計				

表六

第四十二表の二
歳出

官	有	地	一〇、四六八、八四	一〇、一六九、一八〇	一〇、一三二、七四〇
森	接	林	六四、一〇三、一八五	六二、一八六、〇〇〇	六四、八八五、〇〇〇
直	接	税	二六、二二一、〇四四	二五、一七七、七〇〇	二六、四七八、九〇〇
間	接	税	五、一六七、四七〇	五、一一〇、八一〇	五、三、六三八、〇四〇
富	税	關	一四六、三六六、六〇六	一六五、六四七、五九三	一八四、〇六八、一六五
王國官營銀行(事務費一、五一三、九五〇馬は其營業收入中より支辨せらる)	幣	局	!	!	!
造	幣	局	四八三、九八一	四九六、八八〇	四九四、六一〇
鑛山、工場、製鹽等	業	費	二七〇、九二一、五二八	二六七、四二七、〇九七	二九九、一四三、四七九
鐵道	營	業	一、八五三、七八五、三二四	一、九二六、九八一、三九二	二、〇五六、三六六、一六五
償還基金	金		一六三、二七八、八八三	五七、四二五、六〇九	九三、四八二、八三五

表七

歳入 總計 四、三二一、九三、九五九 四、三一九、六四八、〇五〇 四、五九五、九三三、八二七

合計	「ドタツション」及一般財政廳	王室收入	公債	兩院	一般財務廳	行務	內閣	外務省	大藏省	工商部	司法省	內務省	
二,五六六,〇六五,三五四	10,000,000	400,000,000	400,000,000	2,295,339	2,385,529,033	653,224,840	34,477,485	596,204	1,285,722	45,999,669	2,106,214	169,035,238	1,393,482,774
二,五六七,六四九,二六〇	10,000,000	410,349,143	410,349,143	2,369,650	2,493,337,266	671,956,059	33,922,251	584,600	96,074,670	45,390,873	2,250,258	198,000,000	1,422,050,340
二,七八七,六八八,九三四	10,000,000	431,009,849	431,009,849	2,280,980	2,654,433,166	708,733,995	5,140,328	588,800	100,927,326	47,000,355	2,433,015	204,955,000	1,458,848,887

陸軍省 (武器陳列館)	文部省	馬政廳	農務省	陸軍省 (武器陳列館)	文部省	馬政廳	農務省	臨時會計	西曆一九一一年度	豫同 一九一一年度	豫同 一九一三年度
182,398	264,861,707	10,295,045	370,153,055	182,398	264,861,707	10,295,045	370,153,055	40,849,944,954	845,644,760	40,916,400,700	40,916,400,700
179,908	265,873,752	10,173,077	382,203,333	179,908	265,873,752	10,173,077	382,203,333	40,916,400,700	853,035,381	40,916,400,700	40,916,400,700
179,688	274,986,099	10,594,682	397,118,733	179,688	274,986,099	10,594,682	397,118,733	40,916,400,700	854,274,943	40,916,400,700	40,916,400,700

合 計		「ドタツシオン」及一般財務費	
行 政 費	臨時歳出(一時及臨時費)合計	行 政 費	臨時歳出(一時及臨時費)合計
一五九、四六四、一六八	一六五、〇八四、九六〇	一	一七五、〇九三、四四〇
六八、五九一、二六一	六三、九三三、三九〇	一	七〇、一五三、五二六
二三八、〇五五、四二九	二三八、〇〇七、三五〇	一	二四五、二四五、九五六
四、三三三、〇〇〇、三八三	四、三一九、六四八、〇五〇	一	四、五九九、九三三、八二七
八、一九三、五六七	一	一	一
四、三二一、一九三、九五九	四、三九六、四八、〇五〇	一	四、五九九、九三三、八二七
歳 出 總 計		歳 出 總 計	

斯の如く西暦千九百十三年度提出豫算は歳入歳出各總額を四、五九五九三三、八二七馬に計上し公債の募集を期せざるも同千九百十二年度豫算に於ては歳入不足の爲め千九百萬馬の公債を豫定せり

普國財政亦困難なる哉然り而して同國歳入の特色は官有財産及官業の多きこと是なり森林收入の如きは其巨額なる實に驚くに堪へたり今参考の爲め少しく其増加の實況を見るに西暦千八百九十年には一、ヘクタール一町二十四歩強の收入十馬四十二片なりしに同九十九年には十二馬十一片となり同千九百七八年に

鐵道事業

諸種の官業

は三十九馬四十四片強となれり之を我國の一町歩(北海道を除きても)約一圓七八錢に比するに固より同年の論に非ざるなり此好財源に對し目下種々議論あるは甚だ遺憾なり然るに獨逸聯邦中普漏西は尙ほ森業を以て誇るを得ずウルテムホルヒの如きは四十馬ザキソンの如きは能く四十二馬を擧ぐ實に盛なりと云ふべし普漏西の官業中最も盛大にして歳入最も多き者は鐵道にして政府は幹線約一萬九千キロメートル(一「キロメートル」は九町十間支線一萬二千「キロメートル」を有し)收入約十八億八千六百萬馬の巨額に達す抑々普國鐵道國有は西暦千八百四十七年十一月二十八日の法律を以て其基を開き爾後數回の買收延長を經以て目下の幹支合計三萬一千「キロメートル」に達し普國政府が之が爲め投下せし資本總額は八十億馬にして運賃率は自ら之を定むと雖も他に帝國鐵道廳なる者ありて其支配を受け現業費は總收入の六割八分乃至七割一分にして軌近多少増加の傾きあり其他鑛山鹽業等種々の製造業を營むも總收入都合二億四千四百萬馬にして費用二億二千八百萬馬に上り總收入は僅々二千六百萬馬に止まり財政上より之を見れば殆ど官業として存するに足らざるなり然れども是等官業は各々特種の歴史引續、占領、契約等を有し西暦千八百九十九年五月一日の法律を以て其綱領

普國收入の特質

を定め未だ劇かに之が存廢を定むる能はざる所のものあり、其他富籤税凡そ九百萬馬、温泉所税二百乃至三百萬、ジ・ハンドリング(用達銀行)よりの償還金約四百萬馬、是は西曆千九百七年の數なり、諸會社の政府の持株より四分乃至六分の割賦を受く、會社の株金は五千萬馬あり、政府は大株主なり、是等の税外收入頗る多く、普國財政は尙ほ中古の状態を存す奇と云ふべし

租税收入中最も緊要なる者を所得税とす、西曆千九百七年度は二億二千二百萬馬と見積り、九百馬の歳入より之が徴收を始め國民の半數即ち約千七百萬人は納税者にして、其内五百三十八萬四千人は家長なりとす、其他法人にして所得税を支拂ふ者七千人、被賦課財産高は百二十億馬なり、所得稅負擔者は自然市に多く、田舎に少し、則ち市の人口千七百萬の中約千萬は之を負擔し、田舎人口千八百萬中之を負擔する者は八百萬人に達せず、今試みに収入の大小納税者人員及負擔金高の千分比例を示せば左の如し

第四十三表の一

収入の大小	西曆千八百九十七年		同千九百七年	
	金	高	金	人
九〇〇 乃至 三、〇〇〇	二八六、〇	五二五、九	八九六、〇九	
三、〇〇一 乃至 六、五〇〇	一六三、二	一五七、八	七一、九二	
六、五〇一 乃至 九、五〇〇	九七、八	六八、二	一三、三六	
九、五〇一 乃至 三〇、五〇〇	一八六、八	一六四、二	一四、七九	
三〇、五〇一 乃至 一〇〇、〇〇〇	一三六、二	一三二、二	三、一八	
一〇〇、〇〇〇 以上	一三〇、〇	一五二、七	〇、六六	
	一〇〇、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

由是觀之、小収入を有する者多きは素より期する所なり、と雖も其多數なるは思半に過ぐる者あり、爲政家の三省以て慮らずんばある可からざる所のものたり、次にミケル氏の考案に係る補充税エルゲンツングストエイエルにして、西曆千八百九十三年七月十四日の法律を以て創設せられ、同千九百六年に修正せられたる新税なり、本税は負債及營業費を差引き、動産不動産の總額に萬分の五を課する者に

新税

して六千馬より始め西曆千九百七年度の豫算は三千九百萬馬を計上せり而して賦課財産の價格は凡そ七百八十億馬なりとす本税は總て財産に行き渡り率輕く費用と負債を控除するを以て事業の發達を妨げず且つ彈力ありて頗る好評を博せり是れにて地租を市に移せり又普漏西に於ける最近二箇年度の所得稅收入の内譯を見るに左の如し

第四十三表の二

收入階級	西曆千九百九年		同 千九百十年	
	收	入	收	入
四十五磅以上 都會田舎計	三三九、四六四	三、四五三、三三五	二〇八、四五三	三、〇八四、三八六
百五十磅以内 都會田舎計	五、四七七、九一七	五、五三七、七二一	三三、八六四	三、六九一、四四五
二百二十五磅以上 都會田舎計	二二、六三七	一、三七九、四八	四三、六五〇	五〇七、〇九三
四百七十五磅以上 都會田舎計	六三、二四〇	六、七七四	一四、六九〇	一、六四六、七
千五百二十五磅以内 都會田舎計	一、三九一、七	一、四八六、〇	七、七八九〇	八、四二四、一
千五百二十五磅以上 都會田舎計	八五、一五六	八、九九一		
五千人以内 都會田舎計	一、四八七、八	一、五二四、五		
五千人以上 都會田舎計	三、一四一	三、二九〇		
一人當り納額 都會田舎平均	三、〇七九	三、〇九四		
	七三九	七九九		
	三、八二八	三、八九三		
	二、一〇〇	二、一〇〇		
	三〇	三〇		
	七五	七五		

四百七十五磅以上 都會田舎計	七、二四一	七、五、一三一
千五百二十五磅以内 都會田舎計	一、三九一、七	一、四八六、〇
千五百二十五磅以上 都會田舎計	八五、一五六	八、九九一
五千人以内 都會田舎計	一、四八七、八	一、五二四、五
五千人以上 都會田舎計	三、一四一	三、二九〇
一人當り納額 都會田舎平均	三、〇七九	三、〇九四
	七三九	七九九
	三、八二八	三、八九三
	二、一〇〇	二、一〇〇
	三〇	三〇
	七五	七五

收入の大體は概ね斯の如し然り而して支出は年々増加し西曆千九百七年度の經常費總額は二十八億五千七百萬馬臨時費二億九千二百萬馬なりしが十年度は前記の如く約三十九億三十萬馬に増加し約七億九千萬馬の差増を示せり前年度の現計に據れば純然たる行政費は九億三千九百萬馬にして地方費補助四千七百萬馬東部諸州殖民費二千二百萬馬は主としてポイランド入種を獨化せんとする

の費用なり。是れ獨逸が久しく試みる所の政略にして成る丈ポロランド地主を追ひ立て獨逸人を其跡へ殖付んとするものなり。之が爲め西暦千八百八十六年には一億千馬を支出し同九十八年には二億萬馬と爲し同千九百二年には更に三億五千萬馬に増加せり而して同年以降は更に一億馬の新支出を爲しポロランド地方の地所を購入し官營地及造林地と爲し之を普漏西政府の所有と爲すに力めたり。斯の如くして西暦千九百一年までに該地方に於て十六萬四千ヘクタールの地を購入し七萬七千ヘクタールを獨の移住人へ再賣せり然れども其效果不良にして十有五年を経るも同地に於ける獨逸人口は尙ほ百分の一の増加を見ずポロランド人は土地を賣ること少なく賣却するは大地主が大區域の一部を賣るに過ぎずして獨人は却て賣却すること多く殊に政府より賣却せし土地の所有者が之を再賣するには投機を防ぐ爲め多少の制限を附したるを以て獲得者隨て少く政府も終に賣却するより寧ろ貸貸に付するを喜ぶの情を惹起し再賣の不自由なるより自然抵當借の増加を來せり。斯の如く移住策は全體に於て振起せず西暦千九百六年には東普漏西に於ては九萬五千四百ヘクタールの地面を處分し百七十七箇所の官有地及五十箇所の開拓地を顯出しポロゼン地方に於ては三十三萬ヘクタール

殖民の
結果

の面積を處分し四十三箇所の官有地と三百三十三箇所の開墾地を得たり然れども費用は二億九千三百萬馬にして一ヘクタール約九百馬の割合なり而して其全體に於ては獨人の賣買の結果右の二地方に於て却て二萬五百ヘクタールの土地を失へり普漏西の土地移民政略の斯の如く成功といふを得ざるも西暦千九百七年の豫算にはポロランド土地買收の爲め尙ほ二千二百萬馬を計上せり

軍事外交の費用は無論直接に普國豫算に掲ぐるることなし依て次は財務の費用を述べん財務費の總額は二億二千二百萬馬に達し主として文官憲兵及其他の恩給(六千七百萬馬)婦女孤子扶助料(二千五百萬馬)徵稅費(六千二百萬馬)等なり工部省六千萬馬、商工省千六百萬馬主として專賣特許の費用なり司法省一億四千三百萬馬、内務省一億七百萬馬主として警察、憲兵、監獄、及集治監、農林及官有省四千八百萬馬(主として農學校、獸醫學校、教育及宗教省二億萬馬)等是なり

西暦千九百七年の帝國への上納高は一億三千九百萬馬、帝國よりの割戻高は酒精稅にて六千二百萬馬、印紙稅にて七千二百萬馬合計一億三千四百萬馬にして上納高は殆ど同額なり、同千九百四年には上納高三億四千六百萬に對し帝國よりの割戻高は關稅收入及煙草收入にて三億四千六百萬にして彼是れ約同額を示せ

り。是れ獨逸帝國が其聯邦と表面負擔の平衡を取るの裝飾上己なきの形式に據るものにして彼の帝國主義に於て避く可らざる繁文に屬するものなり、其矯正を要すること論なしと雖も歴史上の關係一朝にして之を改むるを得ず、近時先覺の士大に論ずる所あるも事容易ならざるは智者を待て而して後ち知るべきに非ざるなり、一般財政の狀況斯の如く而して國債及地方債の實況亦大に寒心すべきものあり、元來普國は非常準備に重きを置きフレデリックウリヤム王以來之を維持し今尙ほ其政策を踏襲し古來公債の少きを以て天下に鳴りし國なるに輓近内外無双の擴張を圖り爲に資金を要すること甚だ多く國債既に八十七億七千萬馬に達し、地方債は後に説く所あるべし、其内容は三分半の確定公債五十八億九千五百萬馬、三分利付十六億千六百萬馬、短期公債三億四千五百萬馬、買收鐵道株式及債券にして未だ國債に組替へざるもの及引受けたる舊ハノールウルの公債三百萬馬等なり、是に於て西曆千九百八年度は利子二億七千六百萬馬に達し一方に募集の必要あるに拘はらず尙ほ四千七百萬馬の償還を見積れり、是れ即ち公債募集に際し其種類の選擇に注意せざるを得ず西曆千八百二十七年の英のグレンウル主義の起る所以なり、則ち借りつゝ償還するは兒戲なり、償還の前には必ず歳入殘餘を得ざ

る可らず、元來普國西歲出の大なるは鐵道を以て最とし國債の大部分も之が爲に起りしものなり、是等の公債は重に四分なりしも第十九世紀の終には利子減少し幸に三分五厘に借替ることを得たり、市場斯の如くなりしを以て當局明なく未來に於ては利率は三分に減ずべしと信じ頗る樂觀の情態に陥れり、然るに世界の實況は米西戰爭南阿戰爭、北清事件、日露戰爭、サンフランシスコ及ワルバレイゾの地震及火災は大に世界の資本を蕩盡し尋て米國の恐慌となり西曆千九百五年まで平價を保ちし三分半の公債同千九百八年上半期に於ては九十二に降り七月に至り更に下落して八十二となり、同年八月には四分を以てすと雖も尙ほ募集に困難なるの情況を呈せり、是れ豈に多年の借錢政略茲に其結果を顯はし世人之を危ぶむの致す所に非ざるを得んや而して年初一月の六億馬の募集の如きは發行價格九十八半を以て先づ四分利半付と爲し西曆千九百十八年までは之を据置き其より利子を三分七厘五毛とし同千九百二十三年に至り之を三分半と爲し、在來の三分半利の面形を残し以て體面を保つものと爲せしは近來財政上の一奇觀と云ふべきなり、今之を同年三月バイエルンが六千萬馬を九十八、八五の價格を以て四分にて募集せしに比すれば普國の信用一見バイエルンの下にあるものゝ如し是れ

或は募集金額の多きと同時に帝國も二億五千萬馬を募るに依るなきに非ざらん乎、又之を佛國の三分利公債は九十六英國の二分半利付は八十八伊太利の三分半利付は百二の高價を保つに比すれば頗る不利なり、抑々市場に向て急に其慣熟せざる多額の證券を發し且つ屢々募債を爲すの弊斯の如し慎まざればある可らず、然るに四月に至り更に四分を以て五年毎に其幾部分を償還すべき短期公債二億馬を發行せり、是れ普國の慣用手段にして曾て西曆千九百四年に三分半を以て募集せし一億四千五百萬馬の一部分が同千九百八年十月に期限に達せり斯の如きは市場を動搖せしめ財政の屈伸を缺き非常の不便を生ずるも普國は屢々之を敢てす又是れ財政の一奇觀なり

斯の如くして普漏西は當時聯邦公債總額都合百四十億馬の約三分の二を有し帝國公債を合して全獨逸公債の半額を有す、今翻つて國民の貯蓄力を觀るに西曆千九百五年末には貯蓄銀行の預金者千六十四萬三千人預金々額八十三億馬に上り國債全額を超過す、然れども屢々市場に出で供給過多なる者は民の嗜好に適せず其價格割合に高きを得ざると一般公債も其運命を免れず、今一步を進めて貯金放下の百分比例を見るに公債割合に少し其實況左の如し

一	市街地抵當	三七〇
二	郡村地抵當	二二五
三	無記名證券	三六、七
四	記名證券	一、九〇
五	手形割引	〇、九七
六	動産質	一〇六
七	法人の貸付	一〇、三六
八	雜	〇、八八
合計		

國債の實況概ね斯の如し、然れども國民一般負擔の情況を詳にせんと欲せば進んで地方債の實況を見ざるべからず、今普國有名の都會に就て之を見るに其金高及市民一人當の額は左の如し

第四十四表

市名	債額	一人當
----	----	-----

是等を始めとし主要なる獨逸の二十四都府(重に普漏西に屬す)が西曆千九百五年乃至七年間に起せし公債は五億四千五百萬馬に對し其用途の百分比例を示せば左の如し

伯林	四三三 <small>百萬馬</small>	二〇七 <small>萬馬</small>
フランクフルト	一八三	五四八
コローン	一九〇	二五五
シヤールロットムボルヒ	八一	三四〇
プレスラウ	七五	一六〇
ヅツセルドルフ	六九	二七三
ハノーウル	六七	二六
エルベフェルト	五二	三三〇
ケニヒスベルヒ	四九	二二三
キール	四一	二五二
アイスラシヤッペル	二八	二二三

第四十五表

舊債償還	四三五
瓦斯事業	一一三五
病院費	一一四八
運河事業	一〇七〇
公道架設共 地下共	九二七
市街及地方鐵道	八七七
學校	七三五
土地買收	五九五
水道	五八一
電氣事業	四二八
市場	三二七
公共建物	二七七
港への通路	二〇七
港灣	一六八

一 屠獵場	一、五
一 公園	一、三
一 水道用堀割	六、八
一 劇場	〇、七
一 試業基金	〇、六
一 兵事費	〇、六
一 雜	四、六
合計	100.00

にして頗る多岐に渉るものと云つべし而して西曆千九百七年の獨逸の市町村債總額は六十五億六千餘馬の巨額に達し帝國公債を超過せり然るに市の歳入は地租職業稅營業稅を主要のものとし其他倉庫稅あれども殆ど數ふるに足らず第一の收入はミケル氏の改革に依り國より市に移せし者にして無建築物地四千二百萬馬(内四百萬馬は市に屬し三千八百萬馬は田舎に屬す)有建築物地七千五百萬馬(内五千七百萬馬は市其他は田舎)第二は四千萬馬第三は三百萬馬なり

普漏西財政の情況斯の如し然るに費用は寧ろ増加するも減ずるの傾向なく西

國民全體の負擔

「又チエーピング」大學の書記官の一人なるゲルロフ氏の調査(西曆千九百年乃至同千九百五年間の實況を百八十家族に就て調べたるものなり)家族の數は平均四人二分にして獨逸全體なりに據れば四千馬乃至六千馬の歳入は市及國(帝國を含まず)の直稅其四分に當り八百乃至千二百馬の歳入には減じて九厘五毛となり、八百馬以下は僅かに四厘九毛に止まる然れども間稅に至りては正反對の結果を顯はし下層に至り最も重し即ち四千乃至六千馬の歳入は一分四毛乃至一分四厘八毛を負擔するに止まるも八百乃至千二百馬の歳入には増して三分六厘二毛乃至五分二毛となり八百馬以下には三分六厘四毛乃至五分二厘二毛となる故に肉類の如きは此級の最高者と雖も一家一週九英斤以上を食すること能はず八百乃

至千二百馬の者は三英斤九八馬以下は四人二分に僅か一英斤四分の一に止むる。而して穀類は三十四英斤、四十英斤、二十英斤と云ふ割合となる。今之を一箇年一人宛とすれば上等肉百十英斤、穀三百四十一英斤、最下等は肉類十五英斤、四穀類二百四十六英斤、四となり、肉と穀との比例は上等一と三最下等は一と十六なり、其他獨逸労働者は養老年金として一年十馬乃至十五馬を支拂はざるを得ず、是れ租税と其趣を異にすと雖も一時彼の負擔となるは論を竣たず

國民下層の情況斯の如し、今又一歩を進めて富民の負擔如何を見るに是れ亦輕微なりと云ひ難し、請ふ少しく之を説かん

茲にエツセン市に二百萬馬の財産を有する一製造家あり、其内百萬馬は自己所有製造所の固定及流動資本と爲し、二十萬馬は他の株式會社の株式に他の二十萬馬は更に他の有限會社獨逸では兩者に差ありに放下し、他は住家、其敷地及其他に放下せり、而して収入は製造業より七萬馬、兩會社の割賦金各々七分、其支配人として得る所の賞與金各二千馬にして小計三萬二千馬、其他の放下より二萬馬、住家の賃貸價格として八千馬、外國では住家の賃貸價格は總て収入の一部として計算す、都合十三萬馬なり、此収入に對し列邦が賦課する所の此階級の所得は四分にして

獨逸富民の負擔

五千二十馬なり、然るに市は國の所得税一馬に對し一馬八十片を附加するを以て市所得税は九千三百六十馬にして株式會社の割賦は三分半以下は免税と成るを以て七分と三分半の差に掛る所得税は二百八十馬となり、他の會社の割賦には免税なく全部に掛るを以て五百六十馬となり、所得税のみにて一萬五千三百四十馬と成る、其他千分の五の一般財産税ありて之が一千馬と成り、帝國は賞與金に八分の税を課するを以て其高三百二十馬となり、而して二百人以上を使用する營業者は養老基金積立の爲め一年千馬を支拂はざるを得ず、其他交通運搬税及印紙税として少くとも五百馬を支拂ふを要す、果して然らば同國地方税一萬八千六百六十馬、即ち収入の一割三分以上を拂はざるを得ず、而かも其高は關稅及内地消費税を包含せず、然るに彼若し伯林に居住するとせば市税は更に多を加ふ、元來該市には、グウエルベ税と稱し營業免許税に類する者ありて五萬馬以上の収入ある者には其純収入に百分の一を課す、然らば則ち彼が自己の製造所及他の二會社より得る割賦の合計九萬八千馬の一分九百八十馬を支拂はざるを得ず、其他伯林に於ては住家及製造所建築の賃貸價格の二分乃至四分に當る建物税を支拂はざるを得ず、其他新雜税を除き伯林に於ては市税のみが一萬二千八百八十馬となり、之に國稅帝國

税六千二十馬を加ふれば歳入の一割八分四厘七毛餘の強率を示し貧富を通じ此上の増税は實に不可能の事に屬す然るに國家財政の基礎を定むる爲め尙ほ巨額の増税を要し當時増税案の提出を見しは實に已む事を得ざるの勢あるに依らずんばある可らず内外の耳目是に集りしは偶然に非ざるなり

抑々獨逸の國情たる複雑夫れ斯の如く隨て其財政の情況亦雜然として殆ど端睨す可らざるものあり故に今一步を進め總括的に之を達觀するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を述べん

輓近帝國政府は累年即ち西曆千九百年乃至同千九百九年引續き不足を生じ其高積んで二十一億二千七百九十萬九千馬となり一年平均約二億一千二百八十萬馬にして西曆千九百八年度は歳入大に増加せしと雖も尙ほ約二千三百萬馬の不足を生じ其他バイエルン、ウエルテムボルヒ、ザキソン、パデン等が其議會に請求せし新税は八億乃至九億法に達し之を曩に西曆千八百七十二年佛國が敗後償金支拂軍備復舊等の爲め徴收せし税金六億法に比するに非常なる巨額と云はざるを得ず而して西曆千九百九年度の帝國及列邦の豫算總高は約九十二億四千四十萬馬の巨額にして他國に於て未だ曾て見ざる所の巨額に達す然れども獨逸の歳

歳入不足

佛國との比較

入は帝國及列邦共借入金及各種の官業收入を含有すること頗る多額にして是等を控除せざれば國民負擔の真相を見る能はず依て今當該年度の借入金四億馬郵便、電信、鐵道、森林及鑛山收入總額四十一億三千萬馬を歳入總額七十七億餘馬より差引くときは獨民租税の負擔額は三十一億九千七百萬馬と成る然りと雖も前記諸業にして國民の手にあれば之れが爲め彼等の收入を増すも國有なるを以て其丈民業を狹搾し居るは片時も忘る可らざるの事實なり尙ほ其他獨逸には帝國と列邦との間に受授の計算ありて計數重複に涉るを以て之を差引かざるを得ず即ち列邦よりは帝國へ貢金として二億九千百萬馬を納付し帝國よりは關税の割戻として二億二百萬馬を受けたり西曆千九百七年度故に今此割戻高を前記の約三十二億馬より控除するときは二十九億九千五百萬馬となり約三十七億法に當り之を佛國の總收入三十九億九千九百萬法に比すれば一見負擔の輕さを示すが如しと雖も佛國も郵便收入煙草專賣收入等の如き税外收入あるを以て是等を差引くときは三十二億七千四百萬法となり獨逸の方却て重し況んや獨逸に於ては官業頗る多く國民の收入を得るの難易に於て佛國と日を同うして談ずる能はざる所のものであるに於ておや然れども一人當りの負擔高を以て之を見れば獨の人口

は六千三百二十萬佛は約三千九百萬なるを以て佛は八十四法にして獨は五十九法に當り獨の方利あるが如し又煙草酒類より生ずる収入の一人當を見るに獨の方に利あり即ち當年度佛の煙草收入は四億七千萬法にして一人當り約十二法なるに獨は僅かに八千六百萬法にして一人當り一法四十參なり酒類税は佛は三億二千二百二十九萬六千法獨は一億六千二百法にて佛の一人當は八法獨は二法六十參に止まる然れども佛の一人當を獨の人口に乘じ直ちに之に相當する者を得べしと爲すは是れ皮相の見なり何となれば佛は世界の遊覽所にして煙草酒類の如きは旅客の消費に係る者殊に上等品多ければなりカヒ税も佛は百キロ百三十六法なりと雖も獨は五十法に止まる然れども此品にも佛には旅客關係あり

多年不足を告げたる獨逸帝國の財政も西曆千九百九十年の財政改革に依り一旦歳入出の平衡を得たりしに國勢の發展及周圍の事情は永く此好況を保つ能はず改革日尙ほ淺きに既に軍備の擴張を要し之が爲め歳計は凡そ一億馬の不足を生じ再び増税の已むなきに至り自由黨の如きは多年の持論を棄て率先一般財産税を主張せり然れども彼等は法律を以て其率を定めず年々政府の需要に従ひ之を屈伸増減すべしとの説を主持せり斯の如きは課税の原則に背き納税者をし

て負擔の輕重を知る能はざらしめ固より執るべきの策に非ざるなり而して急劇黨は西曆千九百九十年に於て反對せしに拘はらず今回は遺産税を直系に及ぼすことを主張し各々政府に原案を提出すべきを迫れり政府は一般財産税の原案提出に同意せしも異動率には同意せず法律を以て之を確定することを主張し遺産税擴張にも同意を表せり是に於て西曆千九百九十年とは全く其趣を異にし曩に政府は一般財産は列邦に屬すべくして帝國の所屬と爲すべきものに非ずとの理由を以て之を拒絶せしに今哉時勢の必要に迫り之を其手裏に移さんとす而して議會の趨勢亦前記の如く一變せり然りと雖も是等兩税は以て軍備擴張の資を充すを得ず故に帝國宰相は地方蒸溜税の輕減を廢し之を統一して若干の收入を得北海運河改良を繰延べ以て經費を減じ關稅其他の自然増加を豫期し以て次年度の歳計を全うするの意見を把持す然るに當時の大藏大臣ウエルモート氏は國家の財政を斯の如き空莫たる基礎に置くを危険とし掛冠高蹈勇退せり前記一般財産税は其率を確定し明治四十五年三月二十一日大多數を以て議院を通過し遺産税擴張にも多數は同意を表せり然るに政府は機未だ熟せずと爲し劇かに後者に向つて賛否の意見を表示せず保守黨及宗門派は前者に反對し後者賛成の決議にも反對

せり、經濟協會派、自由黨、急進黨及社會黨は兩者共に賛成せり、賛成の多數は大ならざりしも、兎に角議會の趨勢は之にて明瞭となり、今後政府の採るべき方針も粗々之を豫測し得るの機運に達せり、元來社會黨は直稅論者にして、間稅は直稅の増加に従ひ減ずべしとの論を把持す、是れ難きを國家に望むものと云ふべし、殊に獨逸帝國の如きに於ては不可能の事に屬す、抑々今回増稅の計畫は大體に於て其當を得たるものと云ふを憚らず、只之を以て他の負擔を緩むる能はざるを遺憾とす、西曆千九百十三年四月一日より實施の積りなり、

帝國國債は既報の如く西曆千九百八年既に四十二億五千萬餘馬に達し、同千九百十二年には四十八億二千萬餘馬に達し、尙ほ續々増加の勢あり、今西曆千九百十三年より同千九百十三年までの既定繼續費にして國債支辨に係る者を舉れば左の如し、

第四十六表 (單位百萬馬)

內務所管	一五六、五
陸軍所管	四四、一
海軍經常費	九二、〇

未來の費用

同上補充費	三七七、七
帝國鐵道	五六、三
支那方面	一五、三
合計	七四一、九

右の外第二期計畫に屬する者一億四千二百四十七萬馬及電話其他の事業完成の爲め要する者若干あるを以て前說西曆千九百十三年までには國債の増加七億餘萬馬に止まらず、恐らく十億馬に達すべしとは世人の信じて疑はざる所なり

第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意

第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり

古來邦家先天の職務は之を號けて必要職務と稱し、統治機關の關係を正し、官省の制度を定め文武諸般の機能を全うするにあり、然るに又時勢の必要に應じ、國家は運輸、通信、勸業、土木等の事を自營することあり、之を號けて國家の選擇事業と云ふ、抑々國家が特別の目的を以て特殊の事業を經營するは固より妨げなしと雖も

國家の天職及選擇事業

第一章 豫算の編製及執行 第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意 第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり 五三

其選擇は之を慎まざるを得ず。元來國家の收入は限度あり然るに萬般の施設は際限あるものに非ず其完成を期するが如きは有限の收入を以て應じ得べきに非ざるなり。國家の必要職務の費用を割て之を選択事業に充つるが如きは是れ順序本末を誤るものにして國政の調理上固より不可能なり。臨時の費用は歳入の殘餘若くは臨時の收入を以て之に充てざるを得ざるは論を俟たず然れども事の當否は暫く之を論外とし市場の情況と元利支拂の難易とを顧みず漫に選擇事業の爲に國債を募集するも亦不可なり何となれば斯の如きは市場の平和を破るの虞あると同時に國債費の支拂は忽ち經常支出の増加となり甚しきに至りては經常臨時の關係を紊すの患あればなり。上來論ずる所のものを以て之を觀れば經常費は經常收入に依らざるを得ざるは勿論臨時費と雖も漫に之が爲め國家の債額を増加するの不可なるは瞭然として疑ふ可らず。西諺に曰く公債を以て事を爲すは後世に對して手形を宛るものなり」と譬喩眞妙の域に入るものと云つべきなり。

財政上選擇事業の爲め漫に公債を起すの不可なるは既論の如し而して其市場に影響する哉亦大なり幸にして金額小なれば實際上敢て多大の變を見ざるべきも金額大なるときは市場の流通資本を吸収すると共に有價證券の價格を減少し

選擇事業の多大なる市場を亂し國家に損失を來すの虞あり

其質物たるの價格に影響し甚しきに至りては増資の必要を惹起し金融の圓滑を妨ぐるの虞なしとせず。事業にして利益多く公債の元利支拂は其收入を以て優に之に應ずるを得べき場合に於ては結局累を後世に及ぼすが如き事なしと雖も當初建設の際に於ては多少前記の結果を來すは免れ難きの理勢なりとす。況や收利の點に於て疑あるを免れざる者の如きに於てをや。臨時事業中鐵道の如き有利の者にして經常歳入の殘餘を以て之を敷設する場合には收入相償ふて些少の利益を生ずれば即ち可なりと雖も公債を以て之を敷設するときは其收益公債の元利を償ふに至らざれば忽ち經常費の負擔を増加す例へば既設鐵道の收入が之に投ぜし資本に對して六分五厘に當るに際し平價五分を以て公債を募集するを得ば更に進で公債を募集し新線を敷設し舊線を延長し或は之が改良を圖るを得べきが如しと雖も是れ新に放下する所の資本は既投資本と同一又は之より以上の收利を生ずべしと推定し得る場合に限るものにして線路延長の爲め工事漸く困難を増し又乗客貨物の數量は之を既設線路に比して不況を呈する場合に於ては其延長は偶々以て純收入を減ずるに足り資本に對し従前の收入歩合を得る能はざるに至るは蓋し鐵道經濟上普通の事情たり一葉落ちて天下の秋を知る事茲

に及んでは鐵道事業亦其秋に達せしや知るべき耳豈に漫然新設延長をのみ是れ事とするを得ん哉況んや鐵道の収入は資本に對し六分五厘なるに平價六分五厘以上の割合に非ずんば公債を募集する能はざるの場合に於てをや其當初より國庫の損失たるや論を埃たず勿論鐵道の如きは其關係する所至大至廣單に國庫の利害を以て其取捨を論定するを得ず殊に歳入殘餘を以て其改良延長を計るを得る場合の如きは少しく放念するを得べし

然りと雖も其費用を國庫に仰がざるを得ざる時の如きは財政と市場との關係前陳の如くなるを以て大に注意せざるを得ざるものあり豈に輕々看過するを得んや而して鐵道問題の利害緩急を定めんと欲せば政略上の關係は暫く之を措き國土永久の地形上の關係も亦之を詳かにせざるを得ず漫に他國の例を以て之を論ずる能はざるなり今之を概論すれば鐵道の效用最も多きは國大陸に位し海岸線少うして稍々圓形若くは方形の國土を有し而して繁榮なる大國の間に介在する者に之れを見る半島國若くは島帝國にして幅員狭く國形細長にして大小數個の島嶼より成立し水邊の便利大なる國に於ては其效用比較的に微弱なり歐洲大陸獨逸帝國の如きは前者の好例にして我國の如きは後者の最たる者と云つべし

鐵道と地形との關係

宜なる哉我國鐵道の事業之を他業に比して遜色なしと云ふを得ざるものなしとせず是れ經營の精巧深切ならざる資本の豊富ならざる等其他種々の原因なきに非るべしと雖も邦土自然の情況亦以て之が一因たらずんばある可らず今試みに獨佛兩國を以て之を比較するに兩國は開明の度を等うし國土の面積亦伯仲の間にあり獨二〇八八三〇方哩佛二〇四〇九二方哩而して西曆千九百十二年に於ける獨逸鐵道の延長は凡そ三八七四七哩内私設二千二百七哩佛は凡そ三一三九一哩内四〇〇一哩は地方線にして其差違凡そ六七六七哩なり佛國の地形敢て鐵道業の爲め不利なるに非ずと雖も四隣の關係之を獨逸に比して一等を輸するものなしとせず又英國を以て之を論ずれば其差違更に甚しきものあり抑々英國と普漏西とは其面積人口伯仲の間にあり然るに鐵道事業に於ては左の差違を生ず

第四十七表 (西曆千九百十一年)

國名	英	普
哩數	二三、四一七	三〇、九五四
純收入	三分、六六	五分、五七

由是觀之地形の以て鐵道事業に關する至大なりと云つべし鑑みずんばある可
らず英普兩國に於ては鐵道の純益尙ほ公債利子の上にあるにあり而して西曆千九百十
二年に於ける英國の哩數は二三四四一に増加し収入は三分五四に減少せり

第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情

臨時費支辨の慎まざるを得ざる夫れ斯の如し然り而して我國今日の事情特に
大に戒めざる可らざるものあり請ふ少しく之を辯ぜん。輒近我國人文の發達實に
驚くべきものありと雖も製造の業未だ盛大なりと云ふを得ず而して鐵材亦未だ
豊富なる能はず故に一事業の起る毎に之に要する所の機械器具材料等は之を歐
米の諸國に仰がざるを得ず鐵道造船電務築港等皆然らざるはなし是に於てか事
業の擴張は忽ち物品輸入超過の因となり爲替の逆戻となり正貨の輸出となり市
場に影響すること少しとせず物品輸入の超過必ずしも憂ふべきに非ざるべしと
雖も債務國に於て其原因の存するは實に憂ふべきの甚しきものにして大に警戒
を加へざるを得ざるなり是れ我國現今の特色にして又一大弱點なりと云つべし
故に我國目下の策は選擇事業の擴張を戒め事業の進行は之を其源を養ひ整理を
目的とする者に止め暫く進取の銳氣を收め他日大に伸ぶ所あるを期するにあり

日下我國
の情況は
貨物の輸
入超過を
不可とす

て正に是れ尺蠖一縮の時なり書に曰く走て地を視ざる者は顛へると子房之を奉
して漢家三百年の基を開く言凡なりと雖も實に至言と云つべし我國經常費臨時
費の關係は先年まで前陳の如く夫れ佳良なりしも近年に至りては甲年度の施設
にして乙年度以降に於ける經常費増加の原因となる者少しとせず今にして大に
戒むる所なくんば他日臍を噬むの悔あらん豈に慎まざる可ん哉

第三目 臨時費支辨の結果に關する注意

軍備の爲に要する製艦費初度調辦費等の如きも其素質臨時費に屬し一時の者
なれば或は市場の好況に乗じ公債を募集し著しく市場を紊亂することなくして
之を支辨する事を得る場合なきに非ざるべしと雖も其維持の費用に至りては即
ち經常費にして其増加は經常費臨時費の關係上不利なしと云ふを得ず固より軍
事費の如きは周圍の情況如何に依り他動的に其必要を生ずることあるべしと雖
も經濟的注意を要する哉論を俟たず又教育事業の如きも不經濟的に官設學校の
數を増加し其設備のみは寄附金其他の臨時收入を以て之を支辨し得るも其經營
維持發達の爲め要する費用は固より之を經常收入に求めざる可らず其他或は勢
に乗じ深く事實の真相を穿たず或は地方的事業に驅られ時未だ至らざるに官立

學校を増設し或は學制其法を得ず一級僅かに一二の學生あるに至り而かも其學ぶ所高等の専門學科に屬するが如きことあるは實に不經濟の極と云はざるを得ず。凡そ天下の事事大なりと雖も一時にして止み累を後年に及ぼさざるものあり事小なりと雖も現在の一舉手一投足は大に未來の利害に關係するものあり。前者は猶ほ米麥の耕作の如く後者は葡萄園を開くが如し其將來の勞費豈に播種除草等に止まらん哉。須臾く事物の關係を明かにし現在將來の調和を計り國家進運の道を開くべし。又功を急ぎ時機の熟するを俟たず猛烈國運を開かんと欲し大に負債を起し臨時費を支出し事業より生ずべき豫期の利益を收むると能はずして財政の困難を助長し大に經濟を紊亂せし者あり。アルゼンチン共和國及伊太利經濟史眼第十七章參看の如き即ち其好例たり。輒近兩國の發達稍々見るべきものなきに非ずと雖も當初の施設或は經濟史學上の慮を缺くものなりとせず戒めずんばある可らず。臨時収入を以て經常經費を支辨するの不可なるは論を俟たず。臨時収入を以て臨時費を支辨するは差支なきが如しと雖も其結果動もすれば延いて經常費の増加となり餘響の及ぶ所終に經常収入を以て經常費を支辨することを得ず力を臨時収入に藉らざるを得ざるに至るなきを保せず。果して然らば其害實に

測り知る可からず故に數言を重ね臨時費支出の増加を戒め以て寸毫の過千里の差違を生ずるの歎なからんことを期す。看官請ふ之を諒せよ。

第十節 臨時費支辨の順序

第一目 一般の順序

經常費の支辨に就ては行政府は毎年度豫算案を以て精密なる順序方法を設け立法府は熟考審査して之を決議し、行政府は之を受け慎重の注意を以て之を執行するを以て苟も大過なきを得べしと雖も、戦亂騷擾等の爲に要する所の臨時費支辨は事概ね咄嗟の間に起り順序方法意の如くなる能はず施設亦整然たるを得ざるは殆ど其常なり果して然らば是れ獨り當時を誤るのみならず又永く禍害を後世に遺すべし故に平日に於て豫め之を研究し置くの必要あり依て左に臨時費支辨の順序を陳述せん

第一 非常準備金(若し之あれば)

第二 租 税

第三 短期公債

第四 長期公債

是なり、國家非常準備金を有するに於ては非常臨時費の支拂は先づ之に依るべきは多辯を要せず、然れども之なきときは今世の費用は今人之を負擔すべしとの原則に據り成べく租税を増徴し以て非常費の支辨に宛つるを至當とす而して其租税の選擇及徴收にも亦順序あり、請ふ左に之を辯ぜん

第二目 租税中の順序

租税の選擇は左の順序に據るべきものとす是れ易を先にし難を後にするものにして自明の理に屬し多く説明を要せず、即ち

- 一 所得税の如き屈伸税若し之あればの増徴
- 二 他に影響すること最も少き酒煙草の如き間税の増徴
- 三 民業に影響少き現行税の増率
- 四 新税の設置

是なり、税中の順位夫れ斯の如し、今一步を進めて前記屈伸税の實例を尋ねるに英國の所得税は實に之が好例たり、方今四海富強の國少なからずと雖も富源の強大なるは先づ指を英國に屈せざる可らず而して其所得税の巨大なる實に恐るべき

屈伸税の實例

ものあり、故に少しく其率を増加するときは巨萬の歳入忽ち至る英國政府の如きは實に良財源を有するものと云つべし而して其徴收の方法は所得一磅に對し何片と云ふ如き特定數を用ひ百分の何と云ふ如き比例を用ひず力めて其徴收を簡便にす、英國所得税の率は平時に於ては一磅に付き概ね八片にして同税の収入額は千八百萬餘磅なりしと雖も、輓近南阿戰爭、北清事件等交々起り費用頗る増加せしを以て其率を増加して一磅に付き一志となせしに西曆千九百一十一年三月三十一日に終る年度に於ては二千六百九十二萬磅、同千九百一十二年三月三十一日に終る年度に於ては率を十五片となし三千五百三十七萬八千七百磅の實收を得、同年四月一日より始まる所の年度に於ては三千八百八十萬磅を得而して西曆千九百三年度に於ては四片を輕減し八百三十萬磅の減少を見込めり、英國の富源強大にして其財政操縦に容易なる實に羨むべきものあり

元來所得税は主として中流以上人士の負擔に歸するを以て其増加は國民の生計に影響すること最も軽く此税は屈伸税として最も適當なるものとす、然りと雖も凡そ租税の徴入に就き念頭常に忘る可らざるものは其效用如何にあり、假令條理に於て完全なるも其收入にして國家必要の費用を支ふるに足らざるものなら

しめば之を以て民を煩はすは策の得たるものに非ざるなり、我國所得税の如きは軌近多少増加の實なきに非ずと雖も、其額英國の如く巨大なる能はず、租税の效力を缺き未だ屈伸税として恃むに足らざるなり、方今我國の財政上良好にして行はれ易き屈伸税なきは一大缺點と云はざるを得ず、債々今日の實況を察するに我國地租を以て屈伸税とするを可とす其實行は頗る多少困難の事情なきに非ざるも其率不當に重からざる以上は經濟上諸般の關係は營業税所得税等の如く甚だ不良ならず、明治二十七八年戦役後經營費用多端にして同三十六年度を限り地租従前の率二分五厘を三分三厘に増加せるは屈伸税の一例なり、當時頗る羶々の聲ありしと雖も此増加の爲め東京遊觀者を減じ或は田舎の生計を困しめたるの結果あるを觀ず、然れとも増税は國家の大事にして最も之を慎まざる可らず、只國家必要の費用を支辨する爲め時に勢の已を得ざるものなきを保せず、我國に於ては百難を排し地租を増すも其收入を増加すること英國の所得税率の結果に及ばざること遠し、彼我財政の操縦に難易ある知るべき耳、然りと雖も我國收入の基礎を定むる固より望あり、即ち酒類税煙草收入の如きものをして十分に發達せしむるときは將來頗る有力にして且つ良好なる屈伸税收入を得るや疑を容れず、借すに歳

我國の未
來の屈伸
税收入

租税の延收
入の遅延不
なるの發不
便を避る
が爲め短
期公債

月を以てせば是等の事亦決して爲し難きの業に非ざるべし、將に周圍の事物を改善し一日も早く英國の如き盛運を見るを期せざる可らず

左記は前記某氏の寄送に係るものなり、頗る事實の真相を穿ち得難きの議論ありと云つべし

地租を課する田畑の決定の地價は其收穫の法定高三千八百四十七萬九千四百三十三石其法定地價十二億八千七百三十二萬五千九百二十六圓より起算されたるものなれば、屈伸税としては餘裕あるべし、只古來地租を唯一の資源とせし結果地目の區別細密に過ぎ、記帳其他の取扱の繁雜なるのみならず民間の習慣も亦之に準じ漸く改むべきこととす

又新税を起すは難く現行税の率を増加するは比較的容易なるを以て易きを先にして難きを後にするを得策とす、然るに租税の收入は咄差の需用に應ずる能はず、殊に新税を課する場合には種々の施設を要し、賦課徴收に多くの時日を要し且つ租税には概ね納期あるを以て急に税金の收入を得難し、故に一旦急あれば大藏省證券の如く短期公債を起し以て其急に應じ、他日税金の收入を以て其償還に充るは機宜の方便にして時に或は免れ能はざる所のものとす

第三目 公債中の順序

今世の費用は今人之を負擔すべし之を後世に遺す可らずとは大體に於て服膺

すべきの原則なりと雖も不幸にして事局漸やく廣大となり如何に操縦するも租税のみを以て費用を支ふること能はず重斂交々加はり弊端漸やく顯はれんとするに際しては即ち短期の公債に移るを以て其順序とす何となれば一年の負擔にして重大なるも之を數年に分擔するときは比較的輕少なるを得べければなり夫れ租税は國民一年の負擔を意味す短期公債は數年の分擔を意味す其多少投資力を寛うするは論なき耳然るに事局益々廣大となり三五年乃至十年の分擔も尙ほ且つ其重きに苦しむに至りては將に最後の手段に出で長期の公債を起し以て其費用の負擔を後世子孫に分つの已を得ざるに至るべし巨額の費用支辨の爲め短期公債の恃むに足らざる夫れ斯の如し其當に恃むに足らざるのみならず短期公債は其償還期限短きが爲め災餘の勞民其償還の爲め負擔に苦むは勿論其募集に際し外國人の之に應ずる者少く其大部分は内國市場に於て之を募集せざるを得ず果して然らば市場に影響し事業上に要する所の流動資本を減少して大に一國の經濟に障害を與ふる如き結果を見るの虞れあり抑々外國資本家は据置年限の長き確定公債に應募するも一時の浮金を他國の短期公債に投ずるを便とせず一時の投資額は自國の市場を選ぶを以て殆ど其常とす故に短期公債なるときは他

事局大なる時は短期公債は短き期間に依るべきに由るべきに注意

の援助を受けること甚だ難く之を以て巨額の費用を支辨するは頗る難事に屬す是れ事局大なれば止むを得ず長期の公債に移らざるを得ざる所以なり

第四目 前記の順序は平時にも適用す

前陳費用支辨の順序は常に非常臨時費に適用すべきのみならず國家が運輸交通機關の改良を圖るが如き太平の事業の爲め巨額の費用を要する場合に於ても適用すべきものとす苟も然らざれば後世に巨大なる負擔を遺し大に其發達を妨ぐるの虞あり抑々國家は不滅體にして個人の如く死亡する者に非ず所謂百年の計は常に之を忘る可らず彼の鐵道水道等の如きは施設其當を得ば利益を後世に遺し子孫を益するものなしとせず故に多少後世に其費用を分擔せしむるも妨なきが如しと雖も一概に其負擔を後世に遺し以て差支なしと爲す可らざる事情あり今水道を以て之を例せん人口百萬に供給するの豫定を以て之を築造せしに爾後市街非常に發達して二百萬三百萬の人口に及ぶときは水の供給は半以上の不足を告るや必せり然れば其現在の人民は果して何等の苦情を訴ふべき乎若し水道なかりせば住民は不自由ながらも井水河水雨水其他幾多の方法に依り生活の用に供したらんに慙ひに百萬人に供給する所の水道を造りし爲め其水道は却

後世に殘すべき負擔に注意

て後世の新計畫を妨げ其改良に大なる障碍を來すことを保せず

由是觀之甲の事業は後世の爲たり乙の事業も亦後世の爲たりとし漫りに公債を起して其負擔を後世に遺すは大に慎むべき事にして其可なる所以を見ず今や歐米諸國の行爲を通觀するに例へば一の機械室を築くも其建物は輕便を旨とし而して最も力を其基礎に致し大に之を堅固にし何時と雖も其上に急に改良したる建物を築き得るの組織をなすを通例とす凡そ先進國は種々の事業をなし頗る前非に懲り所謂經驗に富み復た甚しき失策に陥らず宜しく他國の經歷に鑑み十分の注意を用ゆべし要するに臨時費支辨の事は實に財政上の大問題にして亦經濟上に大關係を有す須臾く大に研究すべきなり

第十一節 租税より短期公債、短期より長期公債に移るべき時機及増税を止むるの標準

第一目 總論

臨時非常の費用を支辨するに當り租税及短期公債を以て始終する能はざるは既論の如し今一步を進めて租税より短期公債に短期公債より長期公債に移るの

租税を前
にする理
由

時機及標準に就て論究する所あらんとす事一見難きが如きも之に處する誠に易々たり凡そ財政上、經濟上の事は猶ほ物理學界に寒暖計、晴雨計等の器具ある如く種々の現象を觀測する標準自然に備はる然るに實際は周圍の事情に驅られ知て而して之を利用するを得ず又は不明にして事の順序を見る能はず遂に大錯誤を醸生するは所謂浮世意の如くならざるに由るものあるべしと雖も抑々亦研究練磨より生ずる所の自信得脱の缺如するに由らずんばある可らず豈に慨嘆の至りに非ず哉其實例は後に述ぶる所あるべしと雖も凡そ國債を以て施設する所の事業は其負擔を後世に遺すものあるを以て慎重の慮を要するは論なき耳西諺に所謂急來急去又は且つ拂ひ且つ行け等の語は千古の金言にして理世家の常に服膺すべき所のものなり則ち知る今世の事は今人之を支拂の當然たるを然れども凡そ浮世の事元と畫一不動を以て始終すること能はず事變屢々起り費用巨大なるに及んでは實際事の抵觸齟齬を生ずるは勢の免る可らざるものあり夫れ然り然りと雖も道理は萬世を経て動す可らず赫々として光を日月と争ふ租税を以て負擔し得べき費用の爲め公債を募集するときは利子の爲に國民の負擔を重からしむ、如上の順序を紊亂するときは第一德義に背き、第二計算上事實の不利を後世

第一章 豫算の編製及執行 第十一節 租税より短期公債、短期より長期公債に移るべき時機及増税を止むるの標準 第一目 總論 六〇

に遺すべし豈に慎まざる可けん哉

第二目 租税の最大點

凡そ經濟上財政上には前記の如く犯す可らざる標準あり、是等は直に發見し得べきを以て固より違算あるの理なし、然るに世人往々之を知る能はずとするは吾人より之を視れば却て疑なき能はず、夫れ國費負擔の力に程度あるは論を俟たず苛征誅求以て民力の到底負擔し能はざる點に至るまで租税を強徴せん乎民能く之を忍ぶべくも現世に困難を生じ其の發達を停止すべし、現世の發達停止するときは後世の事何を以て待つを得ん、元來租税の増加或程度に増加するときは其以上増加す可らず或は多少減却すべきの終點の存するあり之を稱して租税の最大點とす、請ふ少しく之を述ん

夫れ徵税の法は猶調絃の如し絃緩なれば鳴らず絃急なれば聲絶ゆ、緩急其中を得て律呂則ち普ねし蓋し租税の最大點とは一般財政論に説くが如く此點を超えて租税を賦課するも徒に税率を上ぐるに止まりて實收を増加せず甚しきに至りては實收は却て減少するに至るの點を云ふ例へば某の物品無税なるときは國家は素より其物品より歳入を得る能はず、之に反し或物品に非常なる重税を課する

増徴せしむ

ときは其物の需用殆ど消滅し收入減却し甚しきに至りては皆無に歸するなきを保せず又課税重に過ぐれば代用品の起るありて課税品の需用大に減少し市場に其跡を絶つに至るの虞なしとせず、賦徴重きの結果は常に國力の發達を妨ぐるに止まらず直に國家の收入を減ずるの不利あり實に慎むべきこと、す故に無税の物品又は行爲に相當の租税を賦課すれば相應の財源となるを得べきも率を上る過度なるときは需用減少し行爲塞却して税の實收減少することあり例へば税率百分の二を増して百分の四とすれば收入正に加倍すべきも百分の二十若くは三十と云ふ如き不當なる高率を課するときは收入却て減少し或は殆ど皆無となることなきを保せず故に無税と不當の高率との間に自ら中庸を得て收入最も多額に達するの點あり之を租税の最大點とす、今少しく之を敷演すれば税率を増加すること三分にして實收の増加亦三分を得更に進で二分を増加するも尙ほ實收二分の増加を得るが如きは是れ租税が最大點以下にあるの證なり、然るに税率を増加する八分なるに實收高は六分の増加に止まることあれば特別の原因あるに非れば是れ明かに租税が最大點を超過したるの徵候なり、斯の如きの事實あるを願みず尙ほ依然として高率を保つが如きも則ち是れ收斂誅求の域に入るものにし

第一章 豫算の編製及執行 第十一節 租税より短期公債、短期より長期公債に移すべき時機 及増税を止むるの標準 第二目 租税の最大點

て經濟上、財政上の不利是より大なるはなし、故に稅率にして一たび最大點に達し若くは之を超過したるときは速かに其増徴を止めざるを得ず、其實例は近時に於ける沖繩縣泡盛出港高の減少に於て之を見るを得請ふ其實況を左に表出せん

第四十八表

	出港石數	一石稅金
明治三十九年	一八七,三〇七 ^石	三 ^圓
同 四十年	二〇,五三三,七〇〇	同上
同 四十一年	五,九〇七,五三二	三 ^圓
同 四十二年	五,三三七,八七六	同上
同 四十三年	三,〇一七,三三三	同上
同 四十四年	三,二〇八,〇〇〇	同上
大正元年	一,六三五,〇〇〇	同上

然れども一旦戰爭の如き事變起りたるときは半途隨意に之を停止すること能はず尙ほ巨額の費用を要するを常とし事是に至りては公債に移るの外他に方策の存するなし租稅より公債に移るは正に此時にあり

第三目 最大點外の諸標準

租稅が最大點に達したるや否やに注意するを要するは論を俟たず而して増稅の前後を對照し後に於て特別の原因存するに非ずして國民の貯蓄の増加歩合減少し若くは其増加を止め甚しきに至りては貯蓄を引出し漸次其高を減ずることあらば増稅は民の貯蓄を害するの度に達したるや分明なり、其他此の關係に就き注意すべきは汽車汽船の乗客の數にして殊に下等旅客の數是なり、他の關係に變動なくして課稅前に比較して是等旅客の數減少せん乎是れ増稅の反應にして他に原因あるに非ず、其他東京遊覽、馬喰町止宿人の數、花見田舎客の數、富士登山、大山詣で、日光、身延、高野山、象頭山等參詣人員の増減及食品消費の狀況即ち米雜穀及芋類消費の實況屠獸數の増減等種々據て以て觀測するを得る所の具體的標準甚だ多し、是等は實に民間大體の金融及生計の如何を測量する無上の尺度にして他に之を求むるを要せず然るに世間往々之を抽象的理論に牽強し空論百出五里霧中に彷徨し強て例を歐米に求めんとする者少しとせず何ぞ其れ誤るの甚きや古人曰く道は近に在て之を遠きに求むと宜なる哉、近く之を天下の事實と計數に照し靜に觀察する所あらば表裏の真相歴然として掌を指すが如し豈に趨向の迷あら

種々の標準

第一章 豫算の編製及執行 第十一節 租稅より短期公債、短期より長期公債に移すべき時機及増稅を止むるの標準 第三目 最大點外の諸標準

んや、是等の標準に據り其影響の如何を觀測し而して判斷決行するは實に容易の業にして彼の理學界の時計、晴雨計、寒暖計等を見るよりも尙ほ一層容易なり、然るに世人茲に著眼せず、臆測を擅まにし、荆棘を踏み五里霧中に迷ふ、是れ吾人の探らざる所なり

元來寒暖計、晴雨計を以て天地の現象を觀測するは自ら専門學術の必要あるべく又財政上經濟上の觀測をなすにも多少の學問あらざれば其現象を覺知す可らずと雖も眼前の事業は凡眼尙ほ能く之を見るを得べく何ぞ深遠なる學理に倭つを要せんや近きにあるの道を捨て之を遠きに求む何ぞ其れ迂なるや、凡そ租稅が最大點に達し而して其の影響前記現象を示すときは已に國民一年の負擔能く之を堪ゆる所に非るを以て此所に於て短期の公債に移らずんば非常の困難を來すべし

第四目 長期公債に移るべき時機

短期の公債は比較的小事件の費用を支へ得べきも不幸にして事局大なるに至れば到底能く其費用を支ふるを得ず、事是に至りては已を得ず長期の公債に移るより他に方策の存するなし而して其標準は前記と同一にして結局五六箇年乃

至八九箇年の分擔も尙ほ能く堪へ得ざるに至れば長期間に其負擔を分つを以て最終の手段とす又既論の如く短期の公債は外國より應募する者稀なるも長期の公債は外資を招くの便あるを以て事若し大なるに至れば長期の公債に依るの外他に手段ある可らず、此理を理解せば何人も此順序と時期とを誤ることなかるべし、期ち時計、寒暖計又は晴雨計を見ると同一にして事甚だ分明なり、然れども熱病若くは寒胃患者にして寒暖計を見其度の下降若くは上騰を窺ひ寒暖計に誤謬あるとし天下冷熱の實況を誤認する者なしとせず甚しきに至りては已に冷熱の度を見る能はざるの重患に陥る者なきを保せず、健全にして素養ある者あらん乎決して其觀測を誤るものに非ず其之を誤る者あらば吾人は寧ろ之を怪まざるを得ざるなり

第十二節 非常臨時費支辨の實例

第一目 英のクリミア戰爭費の支辨

歐洲先進國に於ける實例も多くは誤謬に屬し時に甚しき批難を免れざるものあり、然れども英國がクリミア戰爭に當り遂行したる事蹟は大體の順序を履みし

ものと云ふを得べし、當時英國財政の衝に當りし人は有名なるグラッドストーン氏にして當初は極端の租稅論を試みたり即ち當時氏はアダムスミス傳來の德義論即ち今世の費用は宜く今人の負擔に屬すべく累を後世子孫に貽す可らず、後世は後世當然の負擔あり祖先失敗の費用と共に其當然の費用を負擔するは子孫の堆ふる所に非ず後世に遺す所の者は須臾く今世の餘惠たるべし苟も餘殃を殘すは斷じて不可なりとの論を主張し極端なる租稅論を唱へたり

斯の如く氏は當初極端の租稅論を唱へしと雖も實際は長く租稅を以て軍費を支ふるに能はず開戦以來僅々數閱月にして短期の公債を起し十有二箇月にして長期の公債に移れり、夫れ英國にしてクリミア戦争費を租稅のみを以て支ふるに能はざりし實例ある以上は其他の國が租稅のみを以て巨大の非常費を支辨し能はざるは推して知るべき耳、請ふ少しく之を説かん

當時歐洲は大陸蝸牛角上の争鬪を是れ事とし時局平かなるを得ず隨て國用多端事業盛ならざりき、然るに英國は此間に乘じ殆ど世界の商工業を獨占し、爾來非常に發達進歩し關稅の改革、内地稅の改革、財政行政の整理等著々根本的完全の改革を實施して殆ど餘蘊なく事ホキスソン氏に始まりグラッドストーン氏に至りて

當時英國は増稅を最
好にせず居れ
ば地意を最
好に居れ

完成し西曆千八百五十年頃既に輓近の南阿戰爭以前に於けるが如き好況を呈し關稅内地稅共に大に整理せられしを以て唯幾かに舊稅率を復し又は舊稅を復すれば意の如く收入を得べく又所得稅の届伸も十分自在なる域に達し増稅上毫も困難を留めずクリミア戦争當時に於ては英國は軍費を租稅に依頼するの最好地位に居れり而して同國が此戰爭に出兵したる陸軍兵員は勞力市場に影響する程の多數に達せず且つ戰地は英國を去ること八百リグ(一リグは三哩なり)以外にありしを以て戰爭は直接商業に影響せざるのみならず、當時旭日冲天の勢を有せし佛國と同盟し土國亦裏面に握手し剩つさへ攻撃地點は水路續きのセバストポールたりしを以て英國の如き海軍國の爲には經濟上戰略上特に好地位に在るものとす又露西亞の北海艦隊は全く封鎖せられ、黒海艦隊は決して英佛聯合艦隊の敵に非ざりしを以てセバストポールの港口に石を積みて其軍艦を沈没し以て防材の代用とせり(露西亞の行爲は頗る奇抜にして陸より襲はるれば祖先の舊都なるモスコウ府を燒て遁逃し毫も惜むなく、海より襲はるゝときは港口に自己の軍艦を沈没する等頗る大國の度量あり、爾來サイベリヤ殖民及滿洲政略の如き雄大なる計畫を爲し以て世の耳目を驚かせしこと少しとせず)斯の如くして露國の

黒海艦隊は全く自滅し北海艦隊は悉皆封鎖せられ外洋復た露艦の隻影を留めず
英國の商船は何等の故障なく平時同様に四方に航海し獨り巨利を占むるを得た
り然るに黒海を無謀に封鎖するは英國に於て一の不利あり何ぞ哉元來英國の經
濟は麥の輸入を要し其供給を露國に仰ぐ者少しとせず倏忽に麥船をオデッサに
封鎖するときは其供給を他方面に求めざるを得ざるの不便あること是なり故に
當時英國は先づ同港より麥船を出帆せしめ然る後ち直ちに之を封鎖せり是れ實
に老練なる行爲にして商業國の真相を寫出せるものと云ふべし其戰爭中の行動
と雖も尙ほ經濟と相離れざるは深く驚嘆せざるを得ざるなり是れ露の奇抜と好
對にして各々其特色あり翫味すべきの値あり

戰爭も亦他の事業の如く人心に投ずる者あり投ぜざる者あるは勢の免れざる
所なり其民意に反する者なるときは戰費支辨の爲め租税を増徴し新税を課する
は甚だ難し之に反して其民意を得たる者たるときは稍々重斂の感ある負擔と雖
も著しき苦情なく奮て投資するは古今の通例にして是れ往々軍資を求むるの順
序を誤るの一因となる慎まざればある可からず

ネクリミア戰爭に當り英國の民情如何を見るに該戰爭は國民殊に倫敦商人に

歡迎せられたること非常にして彼等は當初より大に納税を決心したり其故に此
戰爭の起因は一説に天主教黨と希臘教黨との間に教祖の靈場に就き葛藤を生じ
露佛の間に不和を生じたるにありとするも斯の如きは齋東野人の口吻に過ぎず
其實此戰爭は露國が黒海に據りボスポラス及ダーダネルを扼して地中海に出で
スウエスを窺ふときは英國の東洋貿易殊に印度の安寧上に大關係あるを以て露
國の企圖を押へて自國の爲め東洋への通路を確固ならしむるの趣旨に出て人心
を得たる此戰爭の如きもの蓋し稀なり加ふるに當時の財政主任者は例のグラッ
トストン氏にて人格は勿論學識經驗技倆辯舌に於て缺くる所なく實に古今屈指
の名相にして而かも英國財界の實況は前陳の如く夫れ佳良にして軍費支辨の爲
め増税を執行するには非常の好機に際會し他國の夢にだに見る能はざるの好地
位に在りし者なり然るに實際尙ほ且つ租税のみを以て之を支ふる能はず開戰數
箇月にして既に短期の公債に移り十有二箇月にして長期の公債に移れり由是觀
之巨額の臨時非常費は租税のみにて之を支ふことを能はざるや知るべき耳

第二目 英の南阿事件費の支辨

又近時南阿戰爭及北清事件に關し英國が出發を要せしは二十二億八千九百餘

萬圓其六割六分五厘は之を公債に取り二割六分二厘は租税、六分一厘は公債償還の停止一分二厘は剰餘金より之を得増税新税及大藏省證券の發行に次ぐに短期の公債を以てし長期の確定公債を最後とし順序概ね其宜しきを得たり、其詳細は左の如し

第四十九表の一

税 目	税課税率	租		合 計
		税	關	
茶 税	一封度に付二片			二〇、一七〇 <small>千圓</small>
煙草 税	同 四片			一四、一一〇
酒 精 税	「一ギャロン」に付六片			二一、一七〇
砂 糖 税	一本（凡そ十三貫六百二十匁）に付四志二片			六三、五〇〇
石炭輸出税	一噸に付一志			一三、〇五〇
穀物 税	一本に付三片乃至五片			二六、五〇〇
合 計				一〇九、七一〇
				一三三、〇二〇
				二七九、一八〇

税 目	税 額	税 額		合 計
		税 額	税 額	
麥 酒 税	一樽に付一志			一七、七八〇
酒 精 税	「一ギャロン」に付六片			九、一七〇
所 得 税	同 西曆一九〇〇年四月片			七六、四一〇
砂 糖 税	同 西曆一九〇〇年四月片			一四一、三六〇
印 紙 税	小切手一件に付一片			六〇〇
合 計				二〇八、七一〇
				三〇八、七三〇
				七五九、五一〇

第四十九表の二

公債募集額

種 類	摘 要	募 集 額	實 收 額	償 還 期 日
大藏省證券	西曆一八八九年の大藏省證券條例に依る分	八〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	八〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	自西曆一九〇二年
大藏短期公債	同 一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	至同 一九〇三年
大藏短期公債	同 一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	一〇〇、〇〇〇	九七、九〇〇	自西曆一九〇三年八月七日
大藏短期公債	同 一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	一〇〇、〇〇〇	二九、九〇〇	西曆一九〇五年十二月七日
大藏短期公債	同 一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	一〇〇、〇〇〇	一〇六、八九〇	

軍事公債	二分 ^四 (西曆一九〇〇年軍事公債條例に依る分)	三〇〇、〇〇〇	二九五、一九〇	西曆一九一〇年四月五日
確定公債	依る分 (西曆一九〇一年の公債條例に依る分)	六〇〇、〇〇〇	五六五、五二〇	
同	一九〇二年議決の分	三二〇、〇〇〇	二九九、二〇〇	西曆一九二三年四月五日以後
合 計		一、五九〇、〇〇〇	一、五二四、六〇〇	

第三目 日本及佛國の例

佛國の如きは一も當然の順序に依りし例なし願て我國は如何と云ふに亦當然の順序を履まず明治二十七八年戦役費用の支辨は先づ剩餘金に依り次に國債に依り租税の如きは事後の整理の爲め甫めて賦課せられしも之れに對して尙ほ且つ多少の議論あるを免れざりしは世人の熟知する所なり而して明治三十七八年の役に於ける事蹟は事尙ほ新にして此處に呶々するを要せず之を學理に照し之を事實に徴して其得失自ら明瞭なり元來此關係に就き議會政治の遺憾とする所は開戦の事あるや直に國會を召集して租税を賦課徴收する能はざる場合ありて政府は實際上理論に遵ひ財政を施行する能はざるの事情あること是なり要するに實施上頑固なる學者論の事に害あると同じく無學淺識の行爲も亦甚だしき禍害を及ぼすものなしとせず故に其大體は學理に據り執行は事情を折衷し中庸を

得以て事局の宜きを制せざる可らざるなり

第四目 佛國の極端論

然るに佛蘭西の如きは國力裕にして人優に四海文化の筆頭を以て自ら任じ人亦之を許すも精氣の溢るゝ所特に或は粗豪に流れ客氣に趨せ感情に走るの弊を免れず極端より極端に馳せ無類突飛なる論を起すの例なしとせず例へば西曆千八百七十年の戦後五十億法の償金を拂ふこととなりしに當時議會に議論起り衆議院議員某々の二人は償金支拂の爲め負擔を後世に遺す可からず佛蘭西人民の財産は千億法なるを以て佛國人民は宜く其二十分の一を出資し以て國家の災厄を救ひ併せて後世の負擔を減ずべしとの説を唱へたり畢竟斯の如き議論は感情に訴へて一聞耳を傾くるものなるべしと雖も決して實行し得べきものに非ざるなり今單に人民所有の財産二十分の一と云ふときは例へば二十圓の財産を所有する者は一圓を出せば足るものゝ如しと雖も元來國民の財産は悉く現金を以て之を有するものに非らざるは論なく其大部分は土地、家屋、船舶器具機械の如き固定資本なるを以て其二十分の一を國家に貢獻するは實に容易のことと非ざるなり然るに忍で之を決行せば大に一國經濟の基礎を動搖せしめ非常の紊亂を醸

分産二の十
出資は不
なり

若し行は
るゝとせ
ば非常な
り

すは論を竣たず強て此事を行はんと欲せば土地、家屋、船舶、機械、製造所等の二十分の一を賣却せざる可らず、物件の分割し得るものは尙ほ且つ可なるも其分割し能はざるものに至ては終に之を如何ともし難し例へば複雑なる機械の二十分の一を割くときは餘の二十分の十九は果して何の用を爲す乎要するに此の如き事行はるゝに於ては現金以外の財産所有者は其二十分の一の賣手となり若くは現金の借手となり現金所有者は現金以外の財産の買手若くは現金の貸手となり而かも前二者は納税の必要に迫られ現金を需要する最も多きに反し後二者は購買若くは貸付の必要なく兩者の間に需給の關係初めより自然の一致なく金利非常に暴騰し大に前二者の不利となるは多辯を要せずして明かなり若し然らざるも個人の信用は國の信用の如く厚からざるに人爲を以て個人に現金の需要を起さしむる時は其の不利一層多かるべきは分明なり故に此の如き事を爲さず前に國をして負債を起さしめ人民は後に徐ろに租税を支拂ひ以て其元利を支拂ふを得策とす此説の不可能なるは前陳の如くなるを以て感情鋭敏の佛蘭西人も幸に之を排斥し採用せずして止めり

凡そ臨時非常の軍費を支辨する爲に人民の財産に重税を課するの不可なるは

重き財産
税は非常
なる不公
平を生ず

已に論ずる所の如し而して其不可なるは常に税額巨大にして到底堪へ得べきに非ざるのみならず其根底に於て非常なる不公平の存するにあり今前記の説の如きは素より實行し得べきに非ずと雖も假りに數歩を譲り之を行ふものとなし若し財産家のみに課税し労働者收入に課税せざる時は後者は全く負擔を免れ甚しき不公平を生ずべし凡そ天下の事單に公平のみを以て推す時は理論は可なるも實際上却て不公平を生じ事實上不利の結果を生ずることなしとせざるも人爲を以て當初より殊更に一大不公平を作爲するが如きは最も避けざる可らず事に害なき限りは固より公平を求めざる可らず況哉租税の賦課徴收は表面上如何に公平なるも實際に於ては多少の不公平を免れざるものなるに於てをや軌近佛國人民の歳入はポリュエー氏の調査に據れば一箇年凡そ二百五十億法にして其五分の三は勞力より生ずる者にして財産より生ずるものに非らず故に前陳の如き方法に據り財産の幾分を徴するとせば此巨額なる勞力より生ずる收入の如きは全く租税の負擔を免るべし是れ大なる不公平と云はずして何ぞや所得税の部に於て述べたる如く財産收入の如き既成財源より生ずる收入と勞力收入の如き身體を本元とする收入との間に輕重あるは當然なりと雖も同じく國民の義務たる租税

變通其宜
きを制す
るの必要

にして前者は其全額を負擔し後者は全く之を免るゝは初めより不公平を期したる行爲にして理世の道に背くものと云はざるを得ず、巨大なる臨時費支拂の爲め租税を以て始終するは無謀の極なりと雖も亦始めより正に力むべきを力めず直に後世子孫に累を遺すが如き行爲に出るは慮の足らざるものと云はざるを得ず、畢竟天下の事物は自から争ふ可らざるの規矩準繩の存するあり、然れども又畫一不動なる能はず多少の折衷は時に或は免れ能はざる所なり、然りと雖も全然軌道外に進行するは到底爲し得べきものに非ず、假令軌道の中心に依らざるも必ずや其左右に對して進行せざればある可らざるは猶ほ日月が四季の別に由り正東正西より多少左右に偏して出沒し星宿皆之に従ひ多少其位を異にするが如し、然れども其位置の關係は開闢以來決して其順を亂すことなく殊に北辰の如き常に其位を保ち衆星をして其趣く所を知らしむ大體の現象正に然らざるを得ざるなり、只時に或る流星ありて普通の軌道を脱するも天道之を問はず人道亦然り、大勢已を得ざる所のものありて時に軌道外の軌道を取る又豈に已ことを得ざる所のものなしとせんや、天象已に然り人間の學術應用に於て亦大に然らざるを得ざるものあり砲術を以て之を例せば苟も彈路の測定に誤りなくんば百發百中は其

期する所なり然りと雖も氣壓、風力等の外勢亦以て大に命中に關係なきを得ず、豈に折衷變通の道なからんや天下の事皆然り大體を踏んで而かも周圍の情況に注意せざれば意外の誤謬を生ずるは必然の勢なり故に臨時費支辨も亦當然の順序を履まざる可からず、其大體に於ては學術の指導を守るを便とするを知るべき耳

第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政

一 初年の情況

抑々戰爭の初年なる西曆千九百四年の露國歲計豫算は經常歲出十九億六千六百五十萬留、臨時歲出二億千二百二十萬留之れは殆ど専ら鐵道事業に使用せられたるものなり、合計二十一億七千八百七十萬留にして内十九億八千二百九十萬留は經常歲入及帝國銀行に於ける永久据置預金よりの收入に依り一億九千五百八十萬留の不足額は國庫の自由資金に依り支辨すべきものとせり、其所謂國庫の自由資金後ちに説く所あるべしは同年の初に於て三億千二百萬留なりしが此支出に依り約一億千六百萬留に減少すべきものなり而して國債は年始に於て既に十六億三千萬留に達せり、又帝國銀行及國庫金在高は西曆千九百三年の終に於て十億五千八百萬留にして帝國銀行は舊曆千九百〇四年一月十四日に於て金七億

三千九十九萬留及外國爲替一億六千九百七十萬留を有し紙幣發行高は五億七千八百七十萬留なりき

二 臨時費支辨の方法順序

然るに露國政府は軍事費の爲め特別の豫算を調製せず又西曆千九百四年の豫算にも軍事費を追加せず戰爭中編製したる同千九百五年の豫算にも亦之が財源を計上せず戰爭に關する豫算は同千八百九十年二月二十六日の法律に據て取扱はれたり元來諸法律は戰時に於て編製すべき經常豫算は前年度豫算の基礎たりし現役總數の標準として軍隊經費を計算すべくして動員部隊の經費及其他戰爭状態に起因する一切の經費は臨時豫算外の費途に依り支辨すべきものと規定せり是れ露の慣用手段にして露土戰爭の際にも之と類似の方法を採用したり而して戰時經費の配賦は前記法律の規程に基き一般の規則に據り帝國參議院の察查を経ず帝國參議院財政部長を首席とし陸軍大臣、大藏大臣、帝國會計検査院長及海軍大臣代理者を以て構成する所の特設委員會の決議に依り勅裁を経て之を執行するものとし戰時民政部に對する臨時費例は鐵道輸送力増加補助、召集豫後備下士卒家族救援等配賦に關する審査も諸委員會の掌裡に屬せり而して其財源は當

軍費支出
に關する
特設委員

經費節減
と豫算の
改正

初専ら國庫の自由資金と經費の節減とに依るものとし削減の總額一億三千四百四十萬留に達せり内前年度より既に支出し始めたる費目に關するもの千八百九十萬留西曆千九百四年の豫算に關するもの一億千五百五十萬留にして鐵道敷設に關するもの最も多く共高五千五百萬留に達し其改良營業資本の増加客車調辨等の豫算に於て二千萬留を削減し河川商港軍港及道路築造の經費に於て二千七百萬留酒精專賣の經費に於て千四百四十萬留を減少し殘額約千八百萬留は家屋の築造及購入の貸下金及補給金等各種の基金間に分配して之を削減し小計約六千萬留は經常歳出に屬し約五千五百五十萬留は臨時歳出に屬し削減總額は總豫算に對し五歩三厘にして經常歳出の三歩、臨時歳出の二割六歩に相當せり斯の如く削減を爲したる後臨時豫算中よりサイベリヤ鐵道の運輸費の爲め二百八十萬留を經常豫算に移用し豫算を修正し西曆千九百四年の經常歳出は十九億九百二十萬留、臨時歳出は一億五千五百九十萬留、歳出總計二十億六千三百十萬留となり然るに之を西曆千九百三年の豫算に比し經常歳出は尙ほ二千九百萬留の増加を示せり

右の外皇室費に於て百萬留を減じ國費中二百九十萬留を皇族會計部の負擔に

移し前年度繰入千萬留を編入し以て國庫の自由資金の減少を防ぎ其點を一億四千八百三十萬留に喰ひ留めたり是れ露國の慣手段にして西曆千八百十二年に於ても總て公共の土木事業及私人に對する資金は之を中止しクリミア戰爭土耳其戰爭及西曆千九百年北清事件の際にも豫算の削減を執行せり

斯の如く修正し西曆千九百四年の豫算を執行せしに幸にして前年度即ち同千九百三年度に於て多額の剩餘金を生じ四年度に於ては自由資金より軍費の爲め支出したる者四千七百五十萬留に止まり平時豫算の爲め自由資金より六千七百萬留を支出し精算に至り戰爭の爲に使用し得べき國庫の資金は三億千四百萬留となり

三 戰費の推算

右の金額は決して小額に非ざるも戰爭にして永く繼續せば到底不足を生ぜざるを得ず而して當時戰費の推算は甚だ區々にして或は一日陸軍百萬留海軍五十萬留を要し一箇月軍費少くとも六千萬留を要すべしと推算し或は一箇月八千萬留乃至一億留と計算し或は戰鬪の開始より其年四月五日までに既に九千二百五十萬留を要し六月までの所要額は二億留と計算し其真相を得難しと雖も初年即

ち西曆千九百四年に於て平均一箇月五六十萬留と見て大差なかるべし由是觀之當時起債の要ありしは必然の勢なり

四 内國市場の情況

然るに露國は當時西曆千九百年乃至二年に於ける恐慌の傷痕尙ほ癒へず加ふるに戰爭の自然の結果として死傷は多大の困難を來し開戰初期に於て從來外國に在りたる巨額の露國有價證券は露國に逆輸入せられ内債を起すに便ならず又軍費の少からざる部分即ち船舶食糧品及各種軍需品の仕拂は外國に於て行はれざる可らず戰爭に伴ふて外國支拂一層の増加を來し陸軍の食糧及馬匹の非常なる需用は是等の輸出を制限するの必要を生ずると同時に軍需品の需用は輸入を増加し金貨流出の必要を生じ金貨本位の維持困難となり帝國銀行及國庫は市場に向つて外國爲替の賣出を努めざる可らざる窮局に達せり然るに此賣出しの自然の結果は對外貸方の減少を來たさざるを得ず實際帝國銀行の外國爲替及對外貸方の在高は舊曆千九百四年一月一日(十四日)の一億六千九百十萬留より五月十六日(二十九日)の三千九百九十萬留に減少せり是に於て露國政府は従前の關係より果然巴里に於て公債の募集を試みたり當時佛國は南阿戰爭以降英國に向つて

内國市場
の情況

巴里市場
の情況

融通し來りたる短期の資金一時は四千萬磅即ち約四億留に達したりと云ふを回收し加ふるに合衆國よりパナマ運河に對する償却金約二億法を受け金貨流入頗る多く金融随つて緩慢なるにも拘はず戰爭其他露國に不利なる事項は露國の募債に應ずる條件をして著しく困難ならしめたり即ち前年に於ては露國四歩利公債の相場は巴里市場に於て略々額面を保ち且つ一億七千三百萬留の露國四歩利付鐵道債券は額面にて發行せられたるに拘はず四歩利付公債の相場は開戦後忽ちにして九十六に續いて四月末には約九十二に下落したり然りと雖も軍要供給は公債の募集を要し露國政府は四月に至り巴里に於て公債募集の協議を開始し佛國銀行組合に向ひ事情已を得ず高利を承諾し且つ此公債の發賣に伴ふ危険を償ふに足るべき條件をも之を承諾せり之を第一回外債募集とす

五 第一回公債募集

此新公債は總額三億留即ち約八億法にして其額面は百八十七留五十哥即ち五百法及千八百七十五留即ち五千法の二種にして拂込は三回同額にして期限は西曆千九百四年五月及九月及同千九百五年一月とす而して利子は一箇年五歩にして舊曆千九百四年五月一日(十四日)より之を付し每半期に之を仕拂ひ元金は舊曆

公債に關
する諸條
件

千九百九年五月一日(十四日)に之を償還し之より以前に解約することなし利子及元金は一切露國の租税を免除するものとし其他一二の特權を賦與せられ政府との物品供給契約及消費税稅關の保證として九割五分以上の相場にて採納せらるべきものとせり而して其所有者は西曆千九百九年此公債償還の爲め募集すべき長期の公債に就ては勿論舊曆同年五月一日(十四日)までに佛國に於て發行せらるることあるべき總ての露國公債に就て優先權を有するものとせり

此公債の應募者は巴里及和蘭銀行里昂及ホッテングール、エリコンパニ、銀行の組織せしシンヂケートにして當初は募集額の一半即ち四億法に確實に之を引受けたり而して其公衆に提供せられたる相場は九割九分にしてシンヂケートに参加したる銀行は九割七分五厘にして公債を引受け露國政府は同時に二歩の發行手数料を下附したるを以て結局露國政府の手取金は九割五分五厘にして之が爲め露國々債は約四分五厘を増加し國債費に一箇年千五百萬留を加へたり

六 第二回募集

第二回は内債を試みたり即ち露國政府は八月に於て内債の募集に著手し舊曆千九百四年七月三十日(八月十二日)の勅令を以て毎號二千五百萬留より成る六號

までの國庫證券即ち總額一億五千萬留の證券を發行したり、此證券は流通證券の性質を帯び短期にして國庫及帝國銀行は額面にて支拂の爲め受取るの義務を有し、保證金、政府への貨物納入又は請負事業の保證並に其他一般に政府との契約上の擔保として額面にて受領すべきものなり。元來露國政府は西曆千九百二年以來國債證券一億五千萬留を流通し三分利を付し來りしが新に發行したる一億五千萬留の證券には三分六厘の利子を付し期限は之を四箇年とし利子は所得税を免除せられ額面金額は從來百留なりしに新證券は之を五十留とし以て流通の擴張を圖れり而して今回は從來の慣例たる満期後償還延期の權利を留保することを止めたり又從來國庫證券は帝國銀行の支店及地方支金庫に依り自由賣買の方法に依り發賣せらるゝを常とし國庫及銀行に於て額面にて受理せられ私人間に於ても諸般の支拂の爲め受授せられ頗る圓滿に流通せり、然るに今回は一億留までは露都に於ける銀行「シンヂケート」の引受くる所と爲り慣例に依り自由賣買法に依り賣捌かれたる高は殘額五千萬留に止まれり

七 第二年々初の場合

此發行を加へ露國政府が年始以來戰爭の爲め有する資金は七千五十萬留に達

新債券の特質

せりと雖も戦局の進むに隨ひ巨額の支出を要し西曆千九百五年の始に於ては戰爭の爲め使用し得べき資金は左の如き状態を示せり

- 一 國庫の自由資金 一一九
- 一 内西曆千九百五年普通豫算への繰入 一五
- 一 差引自由資金殘額 一〇四
- 一 外に西曆千九百四五年豫算配賦額中未支出分 一四一
- 西曆千九百五年始軍資金總額 二四五

依て今西曆千九百五年の一箇月の軍費を八千萬留乃至九千萬留と推算するとき、は二箇月半乃至三箇月分の費用に相當す當時戰雲漠々東天を覆ひ何れの日か兵馬を收むるを期するを得ず、内外の市場國債の募集に利あらず然りと雖も中央銀行の正貨準備は固より擅ひまゝに之を使用す可らず終に勞民を驅りて増税を課するの已を得ざるに至れり

八 増税

元來臨時費支辨の順序は前節に示せし如く公債に先んずるに租税を以てするを當然と爲すと雖も露民の困弊増税に堪ゆべくも非ず、政府も是に見る所ありて

西曆千九百四年に於ては皇太子誕生の際多額の租税滞納額及年賦償還金を免除し偶々同年の決定に係り其結果が翌年即ち五年度の豫算に於て顯はれたる増收は營業税及市街宅地税の増徴にして各三百萬留の増收を見込み市外附近の鐵道に於ける或貨物運賃及乗客の賃率を増加し以て六百萬留の増加を計りたるに止まり成るべく租税の増加を避けたり是れ普通の順序に反すと雖も露國の情況又以て慮らざればある可らず然れども大勢の趨く所終に支へず増税を執行し千八百萬留を得るを期せり其項目左の如し

- 一 官吏俸給控除金の増加
- 一 相續税及贈與税の増加
- 一 麥酒、酒母、燐寸消費税の増加
- 一 燃料用油税の増加
- 一 塗料用石腦油税の施行

其他西曆千九百五年の初めより酒類專賣代價を引上げ一箇年二千六百萬留の收入増加を期し最後に印紙税及或る種の貨物運賃の増加を豫期し八百五十萬留の收入増加を期せり

以上の増加に前年度に於て著手したる増收千二百萬留を加ふるときは收入の増加は約六千五百萬留に達す然れども是等の増加額は第一次に國債費支辨の爲に充當せらるべきものにして直接軍費に使用せられ露國大藏大臣の處分に屬する軍資金に加算せられず然れども限りあるの民財を徴し限りなきの軍費を充たす能はず西曆千九百五年に於ても軍費の爲め尙ほ新公債の募集を要し再び外債の募集に著手せり之を當時久しく世評に登りし伯林募債とす

九 第三回募集

新債の發行價格は九割五分にして利子は四歩五厘なり此公債の引受者は露國の二三の大銀行及アムステルダム銀行の參加したる獨逸銀行組合にして獨逸方に於ては、メンデルソン銀行、ライヒェン銀行、ジスコント會社及伯林商業銀行より成立したり而して公債の額面金額は獨逸帝國の馬の外和蘭の「グルデン」及英の磅を以て之を定め發行總額は五億馬則ち二億三千五百五十萬留とし其内三億二千四百萬馬約一億五千萬留は先づ獨逸、露西亞、及和蘭に於て公に之を募集し殘額は當事者間に於て引受けたるの成績あり

茲に西曆千九百四年五月巴里に於て募集したる公債は短期國庫債券の形式に

借換公債
の條件

依りしと雖も今回は債額既に巨大なるを以て之を確定公債と爲せり然れども尙ほ市場の便宜に應ぜんとし第一次には据置年限を六箇年とし之を經過したる後(西曆千九百十一年一月一日)第二次には九箇年を經過したる後(西曆千九百十四年一月一日)解約を申込み權利を有し其申込後半箇年を經過したる後(西曆千九百十一年七月一日)又は同千九百十四年七月一日額面の金額を償還するものとす之に反して露國政府自身は西曆千九百十六年末まで償還及借換の權利を拋棄したり

政府が解約又は借換を行はざる場合に於て持主が解約せざる公債の殘額は西曆千九百十六年以降償還すべきものとして而し其年額は百分の〇・二二七にして計算表に據る償還は西曆千九百八十五年までとす

是を以て公債の買主は二重の利益を有し六箇年の後は額面以下にて應募したる公債の代價を額面にて償還せられ又は十二箇年間四歩五厘なる比較的高利を收むることを得べし換言すれば該公債は持主に短期國庫債券と確定公債との利益を併せて附與したるものなり又應募者の側より之を見れば露國は其財政の情況公債の相場額面以上を保有するまで改善するに非ざれば六箇年後の解約申込

を受ることなかるべし之に反して十二箇年間は市場の情況之を許すも比較的高利を拂ふの已を得ざることを覺悟せざる可らず露國政府は如上の讓歩を爲し以て一面には新公債の發行價格を高からしめ且つ應募の好況を保ち他の一面には確定公債相場の下落を防止せんことを圖りたるものゝ如し其方法頗る繁冗なりと雖も露當局の苦心以て見るべきなり右の外此公債の持主は西曆千九百四年の國庫債券の持主と略々同一の權利を享有せり即ち此公債は元利共一切の租税を免除せられ且つ國家に對する一切の供給契約及消費關稅の擔保として受理せらるべきものとせり此公債の發賣額は前記の如く一億五千萬留にして發行價格九割五厘手數料若干を差引き手取金一億三千五百萬留を得たり

十 第四回募集

然れども是れ軍費の巨額なるに對しては假令殘額八千萬留の收入を得ると雖も尙ほ九牛の一毛たるに過ぎざるを以て露國政府は更に佛國に向て種々の交渉を重ねしと雖も協商終に調はず再び内國市場に依頼するの已を得ざるに至り總額二億留の五歩利付内國債を募集し例に依り租税を免除せり此公債は西曆千九百十七年まで之を据置き償還は四十九年以内に之を行ふものとし内一億留は露

募集の困難

國の大銀行確實に之を引き受け五千萬留に就ては採否權を留保し殘額五千萬留は貯蓄金庫に於て之を引受けたり、後ち銀行は實際採否權を五千五百萬留に増加し之を履行し貯蓄金庫の應募は四千五百萬留に減少せり、此公債の發行價格は九十六にして引受價格は九十四とす、當時露國の機關新聞は極力募集をして好況を得さしめんとし大に努め敵國なる我日本の内債募集の成功までも之を鼓吹し資本家を慫慂して獨り其個人的金錢上の利益を得るのみならず非常なる應募の數に依て愛國的一大示威運動を催すべきことを豫期せり、然れども應募の結果は終に發表せられずして止めり

十一 第五回募集

此公債も僅々二箇月の軍事を支辨するに足るのみにして更に軍資金調達の道を講究せざるを得ず、然るに内外の市場益々公債の募集に便ならず已を得ず此危機に際し九箇月期の五歩利付國庫手形總計二億留を發行し内五千萬留は露國銀行之を引受け一億五千萬留は曩に第二回外國公債を引受けたる獨逸の銀行組合に交付せられ引受銀行は五歩の割引の外一步の手數料を得たり故に該資金調達の爲め露國は一箇年六歩六厘の利子を負擔するものなり

此借入は純収入は約一億九千萬留に達し露國政府は西曆千九百零六年二月には該國庫手形を償還せざるを得ず當時の窮情尙ほ之を敢てす當局の苦心推るべき耳然りと雖も計數は苟も假さず九を以て十と爲す可らず阿菊の幽靈尙ほ哭す矧や生靈の平且つ凡なるに於てをや、終に如何とも爲すを得ず國庫の預金一旦舊曆三月一日(十四日)の二千五百九十萬留より同四月一日(十四日)の一億六千二百二十萬留に増加したるも翌月は漸次減少し終に銀行は却て政府へ六百八十萬留の貸上を爲すに至れり

十二 西曆千九百零五年の精算報告

然れども舊曆八月一日(十四日)の報告に據れば國庫の預金再び七千二百七十萬留に達せり、然れど九月下旬に發表せられたる露國大藏省の西曆千九百零五年の最初五箇月間に對する精算報告は露國戰時財政の狀況が八月に至り新公債の募集を必要と爲したるを窺ふに足るものあり即ち西曆千九百零五年一月乃至五月の精算報告は左の如し

經常歲入

七八七七

臨時歲入

四四五九

歳入合計	一、二三三・六
經常歳出	七八六・〇
臨時歳出	四五四・九
歳出合計	一、二四〇・九

由是觀之西曆千九百五年の最初の五箇月間に於ける歳入不足は七百三十萬留にして初年に存在したる自由資金一億千九百萬留は五月の初旬に至り約一億千二百萬留に減少したる計算なり

十三 第六回募集及全體の概要

然れども右精算報告の臨時歳入には伯林募債及内債金の全部を算入せず前者の手形金二億九百五十萬留中先づ一億千五十萬留を收入し尙ほ九千九百萬留を残し前者の收入も尙ほ約四千八百萬留を餘せしを以て是等の殘金に六月一日の自由資金一億千二百萬留を加ふれば結局露國政府は西曆千九百五年六月一日以降合計凡そ二億六千萬留即ち約三箇月間の軍資を支辨するに足る資金を有せり然れども固より之を以て満足する能はず露國政府は同年舊曆七月二十五日(八月五日)二億留の内債募集の件を決定し五歩利付にして且つ永久に所得税を免除す

公衆應募
なし

べきものとし償還期限は四十八箇年にして西曆千九百十七年三月一日までは豫定の償還率を高むることなく且つ解約若くは利子の輕減を行ふこと無しと定めたり然るに今回の募集は頗る困難にして半額を貯蓄金庫に分配し中央銀行も亦五千萬留を引受け其他の露國大銀行は僅かに五千萬留を引受け公衆は公然應募を見合せたり銀行及貯蓄金庫の引受價格は九割五歩にして賣買相場は九割六歩五厘と定め八月に成立したる公債に對し利子は遡りて三月一日より之を付するものとし別に手数料を付せず露國政府が戰役の爲め發行したる内外公債の實況凡そ斯の如し今便宜の爲め其概要を表出せば左の如し

第五十表

甲外債	券面額	手取金	現實の利子	
			應募者	國家
五分利付國庫債券	(西曆千九百四年五月巴里發行)	三〇〇・〇	二八二・〇	六・二
四歩五厘付公債	(西曆千九百五年一月伯林及アムステルダム發行)	二八二・〇	五二・五	六・二

五歩利付國庫手形	二三一五	二〇九五	五二二	五八
(西曆千九百五年五月額面二億留發行内外國募集)	一五〇〇	一四二九	六六	六六
合計	六八一五	六三四四		
乙内債				
三步六厘付國庫證券	(西曆千九百四年八月發行)	一五〇〇	三五	三六
五分利内債	(西曆千九百五年三月發行)	二〇〇〇	一八八〇	五五
五分利付國庫手形	(西曆千九百五年五月額面二億留發行露國募集)	五〇〇	四七六	六六
五分利付内債	(西曆千九百五年八月發行)	二〇〇〇	一九〇〇	二二五・四五
合計	六〇〇〇	五七五・六		五七
總計	一二八一五	一二一〇〇		

- (一) 右は十二箇年後の償還を標準とす
- (二) 西曆千九百十七年の償還を標準とす

十四 經濟上の影響

明治三十七八年の役露國戰時財政の外形斯の如し、然るに戰役中紙幣發行高の増加殆ど倍加し西曆千九百四年一月十四日には其高五億七千八百餘萬留なりしに其後漸次増加し同千九百五年九月十四日は十億三千八百萬留同十月十四日には更に増加して十億九千五百六十萬留となれり、然るに割引貸付の高は同時に四億七千二百餘萬留より漸次減少し西曆千九百五年四月十四日には約三億五千八百萬留となり爾後少しく増加せしと雖も同十月十四日には三億九千百萬留にして戰役前より著しき減少を示せり、抑々中央銀行紙幣發行は内外貿易の疏通市場の調和の爲めならざるを得ず、然るに其増加と共に割引貸付の減少を示すは頗る異狀を呈するものと云はざるを得ず、其間豈に個中の消息なしとせざるを得ん哉、之を辯ずる者は曰く其差は多く之を金購入の爲に用ひたりと、然れども此間金準備の増加は一億六千五十萬留に過ぎず何ぞ其の差違の大なる紙幣發行の増加は第四回以下國債募集に於て中央銀行の國家に貢獻するの結果たるを想見せず

んばある可らず其勞蓋し鮮少に非ざるべし

第十三節 豫算の編製權及國家の費用に關する發言權

第一目 法規の關係

豫算の可分不可分科目の分合補助費繼續費等に就ては粗々之を論究せり故に今一步を進めて豫算編成權の所在及國家の費用に關する事件に付き發言權の事を論究せんとす。抑々豫算の編製は諸般の關係上行政部に屬するを便とす故に帝國憲法は其第三十八條を以て

兩院は政府の提出する法律案を議決し及各々法律案を提出することを得

と規定すと雖も豫算案を提出することを得ると規定せず(我憲法は豫算非法律主義を採る)而して其第六十四條には

國家の歲入歲出は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を經べし

と規定し第六十五條には

豫算は前に衆議院に提出すべし

と規定す。既に之を提出し之が協贊を經べきものとせば其編製權は議會外にある哉疑を容れず蓋し豫算編製の任に當る者は常設にして一般財務の情況を達觀し、諸般の材料を集收する機能を有する者たらざるを得ず、斯の如き機能を有する者は勢ひ行政部以外に之を求むるを得ず、是に於てや會計法は之を憲法に受け其第五條に

歲入出總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

と規定し更に第六條第二項を以て

總豫算には帝國議會の爲に左の文章を添付すべし

と規定し其文章を列記す、會計規則復た之を受け其第四條には

大藏大臣は歲入歲出の景況を調査し各省の豫定經費要求書に基き歲入歲出總豫算を調製すべし

と規定し其第二項を以て總豫算の首めに歲計全體に關する説明を付することを命ず而して其第五六七の三箇條に編製の方法及科目區分の事を規定す

斯の如く豫算の編製は帝國憲法之を議會外に求め會計法及會計規則は行政部に於て之を編製することを確定し議會は決議機關として其可否を決議す然りと

雖も款項に就て廢除削減を爲すは帝國憲法第六十七條の裏面に於て明かに之を見るを得べし則ち同條には

憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し或は削減する事を得ずと規定す故に其他の費目は議會は其權能を以て之を廢除削減することを得るは明かなり而して前記第六十七條の費目と雖も其廢除削減を議決するは固より差支へなく只政府の同意を得ざれば之に效力を生ぜざる而已

第二目 行政府は豫算の編製に適す

由是觀之帝國議會には修正權ありて編製權なきは明瞭なり是れ事物の關係上當然の事に屬し固より間然せる所なし抑々豫算は其關する所至大至廣其編製の如きは常設にして執行の責に任じ達觀の便宜を有する者にあらざんば爲し得べきの業に非るなり議會の如きは費用の供給者にして其許否を決するの最好機關なりと雖も其素質固より豫算執行の任に當るを得ず夫れ豫算の編製執行は費用の需用を意味し可否修正は其供給を意味す今其供給者たる議會にして需用者の地位に立つは根底に於て既に誤れり焉む其末を全うするを得ん然るに北米合衆

議決權の濫用は恐るべし

國の如きは議會の豫算委員會編製に従事す而して佛國に於ては豫算委員の權力過大なり我國に於ては幸に憲法會計法會計規則等其選を誤らず其間の聯絡靈妙にして間然する所なし實に國家の慶事と云はざるを得ず然りと雖も實際の運用に至りては大に遺憾なき能はず元來我憲法は法律提出の發議に付て何等の制限を加ふるなし故に國法は豫算の編製を行政部に委するも議會は或は事實を誤認し或は事情に驅られ豫算に於て爲し能はざる所のものと雖も曲げて法律を以て之を爲さんとし或は費用支出に關する法律を議決し或は某の事業の爲め政府は永久若くは若干年間若干圓又は若干圓乃至若干圓を支出す可しとの法律を議定することなきを保せず而して憲法第三十八條は前記の如く無條件に法律の發案權を兩院に付與す故に事情の如何に依りては憲法上豫算編製權の爲に妨げられ素志を達する能はざるものあれば翻て法案提出の利權を濫用し其目的を達せんとするの弊なしとせず斯の如きは固より權利の濫用と云つ可し豈に慎まざる可ん哉

第三目 内外の事例

我國の議會は一面に於ては當初より一の好慣習を養ひ豫算編製權を争ふが如

我國の例

第一章 豫算の編製及執行 第十三節

豫算の編製及國家の費用に關する發言權 第三目 内外の事例

きことなく編製に變動を及ぼすが如き修正を爲さんとするときは政府と交渉を重ね豫め其同意を得政府の修正として穩便に事を決したる例少からず然れども又一面に於ては法律の發議權に據り學理上不穩當にして事實上不可能の案を提出したるの例なきに非ず憲政の美果眞に争ふ可らざるものあると同時に斯の如きは又其餘弊と云ふべし夫れ佛國は理論に趨するを以て名あり憲政に伴ふ所の弊習輒近其頂上に達し彼のゾレフユース事件の如きは大に世人の注意を惹き所謂物極まれば必ず變ずとの譬に漏れず西曆千九百年三月佛國代議院は其議院規則第五十一條を

佛國

豫算法に付ては歳出を増加することを目的とする修正又は追加條項は其修正又は追加條項に關係ある各款に關する報告の配賦ありてより後ち開く所の三回目の本會の後之を提出することを得ずと改正せり代議院に於ける豫算委員の権力大なる佛國に於て已に此の改正あり大に鑑みざるを得ざるなり佛國が積弊に堪へず此改正を爲したるは蓋し諾威瑞典の憲法に

諾威、瑞典

經費に關する發議は君主と議院とに存すと雖も議院に於ては其開會より十日

フィンランド

問の外は之を行ふことを得ずとの規定あると又フィンランドに於て之を十五日間に限るの例に則りたるもの如し

英國

今單に純理より之を見れば斯の如き制限を置くは或は退歩の感なきを得ずと雖も實際の必要は一片の純理に妨げらるゝを得ず終に此反動を見るに至れり英國に於ては西曆千七百六年以來下院規則中に

議院は皇帝の要求に依るものゝ外經費に關する建議は總て之を受理せざるべく又歳出を増加し若くは國庫の負擔を生ずべき動議は總て之を議院に付せざるべし

との條文常に存在して大に歳計の膨脹を防禦せり然れども議會は尙ほ之を以て満足せず西曆千八百六十六年更に

議院は皇帝の要求外の公務に關する定額を設くることを目的とする發議を認許せざるべく又國庫の負擔となるべき經費に關する動議は總て之を議院に付せざるべし

との決議をなし愈々皇帝は之を請求し議會は之を許否するとの主義を明確にせ

り又ウニルテムボルヒに於ては其憲法第七十二條に

租税の創設起債豫算の編製又は豫算外に歳出定額を設くる事に關する法律の發議權は國王に專屬し議院は政府の定めたる豫算科目の金額を増加するを得ず

と規定し憲法上議院の發議に一層重大なる制限を加へたり

又米國に於ては近年私事若くは地方的議案の通過を議院に向て運動するの弊益々甚しく立法上恐るべき弊害を生ぜしを以て西曆千八百七十年の頃より以來合衆國の諸州に於ては憲法を以て私人若しくは地方の利益を目的とする特別の法律を議決することを禁止したるもの尠からず今試に紐育州に於て定めたる禁令の規定を擧ぐれば左の如し

- 人名の變更
- 道路及小逕の築造切開又は廢止
- 沼澤及其他低地の排水
- 民刑出訴地の變更に關する規程
- 村落の合併

諸監督委員の選舉に關する規定

大小陪審官の選舉抽籤召集及氏名登録に關する規程

金利の制限

議員選舉場の開始選舉執行手續及選舉場の指定

公吏に其在職中俸給或は手當金を給し又は其既に支給を受くる俸給若くは手當等を増減する件

會社組合に又は個人に鐵道敷設を與ふる件

會社組合又は個人に其專有に屬する特典權又は特許を與ふる件

ウヲートルフヨールドの下方に當るハツソン河イースト河又は紐育州界の一部を形成する水上以外に於て水運會社の設立を許可する件

等是なり而して立法院は以上列舉せる事項其他一般の法律を以て規定すべきものと判定する事項に關しては州民全體に及ぼす可き一般の法律を以て之を規定すべきものとし市街鐵道の敷設及營業は先づ其線路區域内に於て總價額の半額に當る不動産を所有する者の承諾と其鐵道を敷設せんとする市府又は道路に對して監督權を有する地方廳との同意を得るに非ざれば法律上之を許可するを得

ず而して市街鐵道發起者に於て右不動産所有者の同意を得難き場合に於ては鐵道敷設地所在の高等法院に於て普通の開廷期間内該發起者の請求により三名の委員を任命して關係者雙方の意見を徴し鐵道布設の當否を決定せしむべきものとし該委員の決定を高等法院に於て確認するときは其決定は不動産所有者の同意に代ふることを得以下省略ものとせり

費用に關する議院の發議權は目下世界の大問題に屬し多少の制限を要するは殆ど一定の説なり而して其最も自由なりし佛國に於ては現に反動的現象の顯出せしは既論の如し本問題は學理上實驗上大に研究を要する哉疑を容れず

第四目 權利の執行は慎重なるを要す

豫算の修正と編製とは其素質に於て大なる差ありと雖も實際に於て相去ること遠からず即ち其廢除削減は形式に於て修正なりと雖も若し歳入に増加なくして費用を増加せん乎或方面に於て費用を減ぜざるを得ず然らば即ち名を修正に藉ると雖も其實體は編製なり我國憲法の運用は此點に於て間然する所なく政府議會未だ曾て其分界を誤りしことなしと雖も法律の發議權に據り費用の支出を決定し一面に於ては財政の屈伸を妨げ一面に於ては議會自身の決議權を傷くる

修正と編製とは混和し易し

ことなしとせず彼の古社寺保存法の如き其好例とす。元來斯の如きは國家の選擇事業に屬し國事多端費用足らざるときは大に之を收縮し或は其費用の支出を停止全廢するの必要なしとせず然れども國情靜謐歳入豊富なるときは之を擴張するも妨げなし然るに國事の繁閑財政の緩急に拘はらず永久の法律を以て選擇事業の費用を定むるが如きは所謂變通の道を失ふものにして固より策の得たるものに非ず其必要あれば宜しく毎年度豫算を以て之を定むべし決して法律を以て定むべきものに非ざるなり見るべし明治三十八年度の豫算に於ては臨時事件の爲め古社寺保存に向て成規の金額を支出するの不相應なるを感じ特に法律第十四號を發し臨時事件の繫屬する年度中は之を十五萬圓以下に下すことを得と規定し年額一萬圓を内務省所管第十款に豫算するの奇觀を呈せり。元來我憲法は其第三十八條を以て無條件にて兩院に法律の發議權を與ふと雖も其運用は須臾く之を國家の利害に鑑み其解釋は單に其條文のみに依らず廣く前後關係の條項を對照し深く其精神を汲み公平無私心を虛ふし氣を平かにして以て之を決せざる可らず嘗に明文に妨げなきを以て其運用を苟もするが如きは固より志士の爲さざる所にして一步を誤れば即ち濫用の域に陷るの虞なしとせず豈に五十歩百

歩の論ならん哉、元來毎年議會を召集し概ね自己業務に繁多なる地方屈指の名士を三箇月間都下に集むるは實に容易ならぬ事にして之を自家利益の點より打算すれば地方人士中甚だ不利不便を感ずる者あるべしと雖も國家の大事を議する爲めには區々たる私情の爲めに妨げらるゝこと能はず政府謹んで之を召集し地方人士も亦奮て之に應ずる哉疑を容れず故に一年の歳計は必要に應じ之を議會に諮り上下一致し和衷協同以て國運の進捗を計るは固より其所とす然るに永遠の法律を以て豫算を待たず政府に某々費用の支拂を一任し剩さへ數年を期し若くは永久に互り豫め其金額を確定するが如きは信を政府に置く深きに失するものと云はざるを得ず、語に曰く過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しとは夫れ是を云ふ乎凡そ事を得ずんば必ず破る戒めずんばある可らざるなり

第十四節 請願の提出

往時は英國の如き先進の憲法國と雖も議院へ請願の提出其法を得ず選擇亦其當を愆り玉石同架の觀ありき、今其甚しき例證一二を掲ぐれば西曆千八百二十五年の議會に向つて諸般の起業請願の提出せられしもの四百三十八件内許可を得

たるもの二百八十六件、同千八百四十五年鐵道熱願る高く敷設の請願六百七十八件中許可を得たるもの僅かに百三十六件、同千八百四十六年及同千八百四十七年の兩年中鐵道敷設請願の許可せられしもの前者に於て二百六十件、後者に於て百四十八件なりき、當時斯の如き無謀の請願陸續提出せられ意外の弊害を惹起するに至りしを以て之が矯正の爲め種々の方法を講じ其結果終に西曆千八百四十七年有名なるスタンヂンオーグ即ち私事法案(Private Bill)提出順序の發布となれり、抑々請願提出は我憲法第三十條に於て認る所なりと雖も其濫用は大に慎まざるを得ず其提出者の目的資格提出の時期費用の負擔等の如きは豫め定むる所なきを得ず而して其國家の費用に關する者の如きは大に慎まざるを得ざるなり然るに、我國に於ては、未だ整然據るべきの規定なく近年或は濫用に流るゝの弊なしとせず、英國に於ける私事法案提出順序なる者は略々其要を盡せり、依て其概要を附録に掲載し後學の便に供す讀者請ふ參看あれ甲種附録第七號)

第十五節 豫算の基礎正確を缺くの弊害

第一目 總論

財政の基礎を鞏固にし豫算をして確實ならしめんと欲せば議院の發言權に制限を置き併せて私事法案の提出に節度を設くるを要するは既説の如し。然るに財政の鞏固豫算の確實は獨り之を立法院のみ待つを得ず。政府亦大に努力する所なかる可らず。抑々豫算の編製及執行は政府の職分に屬し。國家最大要務の一なり。正に全力を擧げ其善を盡し其美を究め以て完全の域に達するを期せざる可らず。然るに實際に於ては事物錯綜して單純なる能はず。事情纏綿して果斷を缺き。順序其當を失して事吾人の冀望に伴ふ能はず。動もすれば豫算の基礎其明確を缺き。弊端百出。収拾す可らず。汚點を竹帛に垂れ。憾を千歲に遺すもの少しとせず。豈に慨歎の至に非ず哉。又方今に至りては法規及行政施設に就ても不當不備の點なしとせず。沈思默考之を本末の關係に鑑み。長瞻明目之を古今の事實に照すときは。進んで以て爲すべきこと少なしとせず。抑々豫算の基礎明確ならざるの責は政府立法院共に之に任せざるを得ず。と雖も之が原案者たる各衙門の責最も重し。本節所論の諸弊の如きは主として計畫未だ熟せざるに倉卒經費を請求し。事業著手の期節に就き確乎たる見込なきに過當の月數若くは一週年に對する經費を求め若くは物價貨錢の單價を選ぶに精ならざる等より生ずる者にして其結果或は漫然

豫算額を膨脹し以て濫用浪費を促し或は甲乙費途の間に甚しき過不足を生じ以て不當の流用を促すことなきを保せず豈に慎まざる可ん哉

第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因及結果

夫れ熟せざるの計畫は變更を生じ易くして當初の目的を遂行し難きの場合多きは自然の情勢たり其實地に效薄くして業の擧らざる多辯を要せず。偶々豫算に見積りたる事業と雖も豫算決定の後大に其の設計を變更し若くは之に著手せず若くは其進行を停止し却て當初見積なきの事業を起し其結果不當の流用となり。目的外の支出となり。國家の豫算を紊亂し罪を法律に得るもの少しとせず。而して準備行爲等の爲め事業著手の時期定まらざるに既に豫算の請求を爲し之が許可を求むるが如きは是れ亦豫算の基礎確實ならざるの一因たりと云つべし。例へば當該年度十月以降に非ずんば實際起業し能はざる者に對し七八箇月甚しきに至りては全年度の經費を請求するが如きは假令計畫其宜を得るも經營失當の責を免れず。況や計畫の杜撰なる者に於てや其結果徒らに民財を徴し併せて豫算上他の必要事業の費用を奪ふや知るべき耳。殊に北地の如きは氷雪の候戶外の業を障げらる慮らざんばある可らざるなり

不熟の計
費に依り
細費を請
不求するの
不可

又人員費に就て之を観るに教師備入の爲め甲年度に於て其俸給を請求し實際之を備入せず數年引續き之を請求し六年を経過して始めて適任者を得たりと爲し更に四箇年に互る豫算外國庫の負擔と爲るべき契約を爲すの協賛を得復た之が備入を爲さず終に八千五百餘圓の不用額を生ぜし實例あり是れ不熟の計畫に依り請求を爲すより生ずる弊の好例なりと云ふを得べし其他陸軍演習費の如きは多額の繰越金あるに拘はず不必要なる金高を請求するの例に乏しからず則ち明治三十九年度の如きは百五萬五千餘圓の前年度繰越あるに拘はず豫算に於て百四十五萬餘圓を請求し現豫算は二百五十萬六千餘圓となり仕拂命令済額は七十四萬三千餘圓に止まり約豫算額と同一なる百四十五萬餘圓の翌年度繰越額を生じ三十一萬二千餘圓は全く不用額となれり

又單位若しくは單價の選擇を誤るが如きは豫算の要素既に其精を失ふ焉ぞ全部の完きを得んや甲乙費途の間甚しき過不及を生じ當局大に其處置に苦み不足の費目に於ては事業衰退して舉らず過剩ある費目に於ては濫用浪費を促し甚しきに至りては仲人を介し後者より虚偽の支出をなし以て竊かに前者の缺を補はんと欲するの弊を生ずるなきを保せざるなり蓋し斯くの如きは千百の場合中時

單位の選
擇に最も
精密なる
を要する

に或は已む事を得ざるものなきに非るべしと雖も固より豫算執行の道に非ざるなり然るに其基礎の確實ならざる亦焉ぞ之れを促がすの一因と成るべきを得ん哉

又現時の豫算編製は専ら明治二十二年閣令十九號豫定經費算出概則に依ると雖も今哉甲年度の決算は丁年度の豫算と共に議會に提出することを得べきに依り丁年度の豫算の編製査定は甲年度の決算に參考すること容易にして専ら最近支出の實蹟に就き編製査定することを得べくして豫算決算の聯絡を採るに難からず行政立法の兩府須臾く進んで決算を利用すべし果して然らば豫算正確なるを得百弊其半ばを散じ國費の減少を來す蓋し鮮少に非ざるべし

第三目 豫算の不實より生じ得べき弊

茲に又或費途の爲め公然相當の金額を請求するときは其額頗る巨額に達し世人の視聽を驚かすの虞あるに當り偶々當該費途が補充科目たるを奇貨とし殊更に其額を少にし竊かに他日補充を受くるを期し以て世人の注意を避んとするの情なきを得ず是れ人情の弱點にして事の實際に當る者の動もすれば固り易きの弊なるを以て不居不息の注意をなし大に警戒する所なくんばある可らず然るに

決算を豫
算編製及
し査定を
基礎とす
べし

補充科目
を輕視す
るの弊

又特に人目を惹く者は豫算編製の當時既に追加請求を期し、殊更に其提出を避るの弊なしとせず。抑々追加豫算なる者は天變地歿等避く可らざる費途の爲め萬已を得ざる場合に於て甫めて提出すべきものにして前陳の如きは濫用の極と云はざるを得ず。殊に甚しきは或事業の爲め當初比較的は小額を請求し以て事の完成すべきを揚言し其半ば成るに及んで半成の業全滅に歸すべきを理由とし強て増額を請求するの弊なしとせず。又或は經費の請求に際し所謂駭引なるものを用ひ故意狡猾の所爲なきを保せず斯の如きは固より恕す可きに非ずと雖も是等は畢竟豫算算出の基礎明確ならず經費請求の不實なるより生じ得べきの弊害にして立法上行政上監督に注意を缺くの結果と云ふも敢て誣言に非ざるべし。

茲に又實際に於て數多生じ易きの弊害あり何ぞや彼の旅費給料の支給の如きはなり。今旅費に就て之を論ぜんに旅行計畫の精密ならざると支出を慎むの精神薄弱なるとの爲に里程の長短を生じ舟車馬賃の割引割増及滯留出張の日數等の申報實地と符合せず甚しきに至りては出張の事實なきに旅費日當の支出を見るなしとせず而して一旦出張を命じ旅費日當を支給し數日の後ら其命令を取消し而かも其返納を見る數閱月の後にある亦絶無と云ふを得ず。元來一國の政務は活

旅費に就ての弊

給料に就ての弊

物にして事情の變更生じ易く時に或は斯の如きの變狀を見るの已を得ざるものなしとせず。其所謂動て以て己が爲めにせざる者に對しては將に寛恕に従て法文に拘はるときを要する場合なきを得ずと雖も前記の如きは其間豈に箇中の消息なしとするを得んや。給料を以て之を論ずれば使用人に對し就務時間の増加なきに割増を支給し甚しきに至りては實際の使用なきに虚偽の名義を設け空に給料の支出を試むる者なきを保せず。是れ坊間所謂出面を盗みと何ぞ選ばん斯の如くして俸給、雇員給等豫算上の人員と相伴はず多數の差違を生ずるものなしとせず。

以上陳述する所のものは一見瑣事に似たりと雖も天下は廣大にして局面は繁多なり。小善は積て大善となり小害は積て大害となる其始を慎み小心翼翼以て事に當らずんば夫れ將た何を以て乎其終を全うするを得ん。苟も職に財政の執行監督に在る者豈に輕々之を看過するを得ん哉。須臾日に三省し以て大に戒むべきなり。

第四目 剩餘金の濫用

豫算剩餘金の濫用亦大に戒むべきものあり、抑々歳計の剩餘は之を國庫に納入

すべきは自然の條理にして又明かに法の命ずる所なり即ち我會計法第二十條は各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべし

と規定す而して會計官は國家が己れに委嘱せし所の資金の出納は固より之を苟もすべきに非ず仕拂命令官亦濫りに其權能を用ゆることを得ざるなり其命令を慎み出納を重じ委嘱せられたる資金は最も有効に之を使用し而かも剩餘を積みて之を國庫に納入するは命令官及會計官當然の職務にして又名譽とすべき所なり然るに志國家に忠ならず只管人情の弱點に趨せ精神流通士氣通達せず剩餘あるときは大に之を愛惜し年度の末期に切迫し巨額の物品を購入し之を次年度に繰越して其使用に充當し隱然年度の分界を紊亂し尙ほ且つ經費の請求を敢てし次年度に於ける同質同種の物品の購入に便し偷安是れ事とし全局に通ずるの達觀を缺き剩餘金たるを得べき金額を驀然年度内に拂切らんとし或は購入物品の精粗を選ぶに暇なく甚しきに至りては不急不用の物品を購入し而かも價格其の當を得ず或は不急の出張諸給與の濫給又は不用の業務を營むなきを保せざるなり是等は皆其始めを慎み豫算の基礎をして確實ならしめば乘すべきの間隙なくして大に減少すべく又は全く其跡を收むるの弊害なり又其本既に固く加ふるに

買置きの弊

全般に向て嚴密なる監督を行ふときは各應と共通し割據重複不經濟の費用を避るを得べきや疑を容れざるなり斯の如き弊害は只に各應經常の費用に止まらず臨時土木工事の費用に於ても亦免れ能はざるものなり當局の注意を要する固より多辯を要せず

右の外累年の剩餘を以て數年に渉る事業を經營し結局多大の損失を生ずることなしとせず例へば甲年度に蒸汽釜乙年度に機關丙年度に機械を購入し丁年度に機械室を建築せんとするが如きことは是なり是れ蓋し新事業の爲め別に國庫に費用を求めず節約の結果を積み漸次其業の完成を期せんとするの意に出るものにして一見甚た好すべきものあるに似たりと雖も方今日新の世昨の是にして今の非なるもの多きは殆ど免れざる所の勢なり故に前年度の購入品は後年度に於て既に陳腐に屬し復た用ゆ可らず前後の購買施設首尾相合ふを得ずして善良なる希望も終に其終を全うする能はず却て徒費となるの虞なしとせず剩餘は則ち之を剩餘とし成規に隨ひ國庫に納入し以て會計官たるの職を盡し國家必要の費用は相應の計畫を立て公々然として之を請求し以て輔弼の任を盡すべし何の憚かる所か之あらん又は或種の注成品の如きは或は局量不足の製造所に注文し數

豫期の相違

前渡の弊

年を経ると雖も其品物出来せず随て其引渡を受る能はず。而して其代價の如きは一部若くは全部既に之を交付しあるの場合なしとせず。抑々財政の事たる其關する所甚だ廣し一斑を窺ふて全豹を忘れず其違算なきを期せざる可らざるなり。

第五目 結論

以上陳述する所のものは皆豫算に不利を生じ或は徒らに民財を徴するの因となり或は大藏省證券の發行を促かし利子の損失となり又は市場の不利となる等直接間接の損害擧て數ふ可らず之を大にしては國庫及市場の消長と國民の負擔とに關し之を小にしては豫算執行の難易に係る豈に夫れ之を忽にするを得ん哉。

第十六節 行政部内に於ける會計事務監督の不備

第一目 近年の實況

豫算の編製に正確を缺き其執行に用意周到ならざるより生ずる諸般の弊害は前數節に於て粗々述ぶる所の如し既に之ありとせば其弊根を斷ち又は少くとも之を輕減する方法を講ぜざるを得ず宜しく行政部内に於て豫算の執行會計の

事務に關する監督機關を設け緩急を計り經費の要求を節し併せて經費の濫用を戒め豫算の目的を誤らざるに力めざる可らず。抑々行政を刷新し其敏活を企畫せんと欲せば官紀を振肅し官吏をして職務に忠實ならしむべく官紀を振肅し官吏の職務に忠實なるを期せんと欲せば上司の下班に對する監督を森嚴ならしめざる可らず。是れ他なし官廳事務の張弛は官吏の行爲に基くものあればなり。近年各應に於ける財務の事蹟に就て之を觀るに毎年度の決算報告書に顯はる所豈に遺憾なしとするを得んや。經費の濫用當務官吏の私曲一二に止まらず、物品の購入亂雜に流れ其會計法規に反する者少しとせず。而して工事の經營に精ならずして不當の費用を支出し出來形仕様に適合せざるものありて粗造の成績頻々として顯はれ、旅費の如きも出張の事實なきに其支拂を見ること往々にして是あり、甚しきに至りては使用の人員なきに給料の支拂あるものありて懲戒裁判を煩はしたるの例少なしとせず。其他の瑣事復た言を須ひず、此等の諸弊は内に於て大に戒め大に豫防する所なくんば外議會の發言權を抑制し地方の財政を整ふるも禍福胎の内に起り國庫に損失を與ふると同時に大に國家の威信に關係することなしとせず。豈に戒めざる可ん哉。

第二目 監督の方法

夫れ上司には下班を監督するの責あるは固より言を俟たず然るに方法其宜を得ざらん乎嘗に之が効果を收むる能はざるのみならず遂に上司をして其職責を誤らしむるの虞なしとせず果して然らば各省長官は其部下に對し實地監督を勵行して非違を正し不當の處置を抑制し之を未然に阻遮するの道を講じ財政の鞏固と會計事務の進歩とを圖らざるを得ざるや論なき耳陸海軍の如きは既に檢閱の制度ありて各團體官衙等の軍務を檢閱す是れ實地監督の一手段なりとす他の行政廳に在ては該檢閲制度とは固より其組織方法を異ならしむるの必要あるべしと雖も新たに一種有效なる實地監督の制度を設くるの必要あるを疑はず即ち中央官廳中に一組織を設け定期又は臨時に隸屬官廳を臨檢せしめ財務の緩急を查察し經營の當否を監査し根柢と枝葉とに於て監督を嚴にし併せて官吏の行爲を視察し苟も不當のことあれば忌彈なく之を指摘して長官に報告するの制を設くれば職務上の状態を整飾し刀筆の小より計畫の大に及ぼし精神發揚して緩急順序其宜を得豫算の基礎大に定まり復た既説の如き諸弊を見ざるに至るや疑を容れず

第三目 外國の事例

今之を外國の事例に徴するに獨逸は郵便電信事務に關し監査制度を設け佛國は大藏省に監査官を置き之をして時に各地方に派出せしむるが如き皆此目的に出づ蓋し各省長官は其主管各廳の事務及官吏の行動を監査するは當然のことに屬し方今と雖も之を實行せざるに非ずと雖も之を既往の實蹟に考ふるに未だ以て充分の効果を認むるを得ず且つ又臨時に吏員を派して臨時の視察を爲すと常置の監督機關は大に方今の缺を補ふや疑を容れざるなり

第二章 決算

第一節 總論

決算は豫算執行の結果を證明するものなるを以て豫算の施行後之か整理を爲したる曉に非ざれば其實蹟を擧ぐる能はざるは勿論なり然りと雖も敏捷確實なる方法順序を設け可成其整理を速かにし一方には豫算執行の責任者たる國務大臣の責任を明かにし一方には既往年度豫算執行の事蹟に徴し現に進行中に係る豫算の執行上に注意若くは改良を促がすべきものあらば其方法を講じ又後年度

豫算の編製若くは議決上有力なる材料を供給せざる可らず而して立法院に於ては之を見其相當年度の豫算に對して其結果如何斯の如き結果なれば次年度の豫算は果して當を得たる哉否なに注意し決算を前後兩様に利用することを得豈に是れ至便の器具たらざらんや

第二節 決算の發表は可成速なるを要す

第一目 締切り期限

本邦の會計年度は甲年の四月一日に始まり乙年の三月三十一日に終はると雖も該年度に屬する歳入歳出に係る出納事務の整理を結了せしむる爲めに乙年度の十一月末日迄の餘地を與へあり即ち其間八箇月の餘地を存す此期間を専門的に名けて歳計の整理期限と云ふ而して此期限は歳計全體の整理期間なるを以て國家の歳計簿は此期間満了の末日に於て締切らざる可らず是れ會計法第一條第二項に於て

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し又會計規則第一百九條に於て

各年度經過後七箇月の末日に於て大藏大臣は會計検査官立會の上にて大藏省に備へたる主計簿を締切るべし

と規定せる所以なり夫れ主計簿は總決算及各特別會計決算の唯一の材料とも云ふべきものなるを以て其締切にして完全無缺なるときは締切額即ち決算額ならざる可らず若し夫れ締切後種々の異動を生じ爲に締切額即ち決算額たるを得ざるが如き場合ありとせば締切の效用全きを得ずして會計法第一條第二項の精神は行はれず歳計の整理上只に取締は破壊せらるゝのみならず延て決算をして遷延せしむるの原因となる事小なるが如くにして小ならず行政當局者の大に注意すべき事項に屬す

第二目 整理期の短縮

我邦の現況を察するに歳計整理期間の末日に於ける主計簿の締切は年一年に好結果を告げ今や殆ど完全の域に達せんとす然れども歳計の整理期間として七箇月の餘地を存するは運輸交通の機關稍々發達せる今日に於ては長きに失するの感なき能はず今裁機既に熟す正に之を短縮する方法を講究し一層決算の速

七箇月の整理期は今日既に長きに失するの感あり

成を期せざる可らざるなり、惟ふに今日の出納及決算制度の下に於ても歳計の整理期間を六箇月以内に短縮するは敢て難事に非ざるべし、歳計の整理期間を短縮すると同時に其最終期日の標準として出納及決算に關する總ての期限を短縮するを要するは論を俟ざるなり

第三節 最終の目的

第一目 近年の進歩

前陳の如く歳計の整理期間を短縮し決算の速成を期するは敢て難事にあらず又財政上の一進歩たるに相違なしと雖も吾人最終の目的は未だ之を以て達せりとするを得ず吾人最終の目的は甲年度の決算が議會に提出せらるゝは丁年度の豫算案が議會に提出せらるゝと同一時期なるべしとする現行の制度に尙ほ一層の改良を加へ甲年度の決算は之を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得るに至らしむるにあり然りと雖も是れ容易の業に非ずして急劇に其成功を望む可らず先づ一步は一步より進み經驗と熟練とを重ね遂に其目的點に達するを希望して止まざるなり抑々我邦に於て甲年度の決算を丁年度の豫算案と同時に

提出するを得るに至りたるは既に一大進歩と云はざるを得ず

今試みに明治二十四年度以前の實況を見るに決算の發表最も後れたるは年度後四年八箇月にして最も速かなるも尙ほ三年一箇月なり明治二十四年度以降は漸やく面目を改め左の如き實況を示す

第五十一表

年	度	内閣より議會に提出年月	年度経過より提出までの年月	記	事
明治	廿四年度	明治廿七年五月	二年二箇月		議會解散の爲め遷延
全	廿五年度	全 廿八年二月	一年十一箇月		
全	廿六年度	全 廿九年二月	一年十一箇月		
全	廿七年度	全 三十年二月	一年十一箇月		
全	廿八年度	全 三十一年五月	二年二箇月		議會解散の爲め遷延
全	廿九年度	全 三十二年二月	一年十一箇月		
全	三十年度	全 三十三年一月	一年十一箇月		
全	卅一年度	全 三十四年二月	一年十一箇月		

全 大 正	全 元	全 四 十 四 年 度	全 四 十 三 年 度	全 四 十 二 年 度	全 四 十 一 年 度	全 四 十 年 度	全 卅 九 年 度	全 卅 八 年 度	全 卅 七 年 度	全 卅 六 年 度	全 卅 五 年 度	全 卅 四 年 度	全 卅 三 年 度	全 卅 二 年 度
全 五 年 一 月	全 四 年 二 月	全 三 年 一 月	大 正 二 年 一 月	全 四 十 五 年 一 月	全 四 十 四 年 二 月	全 四 十 三 年 一 月	全 四 十 二 年 二 月	全 四 十 一 年 二 月	全 四 十 年 二 月	全 三 十 九 年 一 月	全 三 十 八 年 一 月	全 三 十 八 年 一 月	全 三 十 五 年 一 月	全 三 十 五 年 一 月
一 年 十 箇 月	一 年 九 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 一 箇 月	一 年 十 一 箇 月	一 年 十 一 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 箇 月	一 年 十 九 箇 月	一 年 十 九 箇 月	一 年 十 箇 月
議會解散の爲め遷延														

由之觀三明治二十三年以後にありては決算の發表は既に一大進歩にして英國を除き文明各國に對して敢て遜色なきの程度に達せり既に此程度に達するを得

たり尙ほ一步を進めて英國にも劣らざるの進歩を爲し得ざるの理由なし元來英國の議會は丙年度の豫算を討議するときは甲年度の決算英國の決算は伊國の如き純然たる現計決算に非ずを接授する順序となり居れり殊に開會の始に接受し會計調査報告書と共に直に決算調査委員會の議に附し又丙年豫算決定上有力なる材料に供せらる決算を輕視せずして之を利用するの巧みなる感服の至りに堪へず本邦に於ても今一層決算調査の時期を早め検査報告と共に之を豫算の編製及査定の參考に供せば所謂豫算と決算との聯絡を保つを得豫算の正確を得る上に於て多大の利得を得庶幾くは第十五節に論ずるが如き諸弊を防ぐに足らん是れ吾人が本節に於て其冀望と方法とを論ずる所以なり

第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時期に
議會に提出するを得るの方法

我邦現行の制度に據れば甲年度の決算は議會に於て丁年度の豫算案を議する時に之を議會に提出するを得るの運に至り敢て甚しく人後に立つものと云ふを得ずと雖も今之に尙ほ一層の改良を加へて以て甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時期に議會に提出するを得る方法を案ずれば大略左の如くなるべし

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時期に議會に提出するを得るの方法 六七五

第一 甲會計年度所屬の歳入歳出の出納に係る事務を乙年度八月末日出來得べくば七月末日迄に悉皆完結せしむること隨て大藏省設備の主計簿も亦同日に會計検査官立會の上に締切ること

右整理期間五箇月の間に於て金庫が甲年度の所屬の歳入出を出納する期限(乙年度六月と假定す)又仕拂命令官が甲年度内即ち三月末日迄に仕拂の義務を負ひたる経費を支出せんが爲めに甲年度所屬として仕拂命令を發行し得る期限(乙年度五月末日と假定す)を適宜に定むること

或は言はん斯く歳計の整理期限を短縮するに事實非常の困難なりと然れども凡そ物の整理期限は同一の結果を得て或は一定の都合迄は伸縮し得べきものなり吾人の希望する短縮は現行の制度に比し表面上最終の期限に於て四箇月を短縮するが如しと雖も其實三箇月なり何となれば會計法第一條第二項の期限即ち乙年度十一月末日は會計規則第三條金庫出納期限を改正して一箇月を短縮せざる以前に定められたる期限なればなり金庫出納期限にして既に一箇月に短縮せられたる以上は會計法第一條第二項の期限も亦其當時に於て一箇月短縮せられて差支なかりしものと視て可なり況んや従前は年度科目所管廳等の誤謬は金庫

困難は寧ろ外觀にあり

出納期限後と雖も之が訂正を金庫に於て受理するの制なりしも今日は之を廢止せるに於てをや

計算書提出に係る諸般の規定を要す

第二 第一の如く主計簿締切を乙年度八月末日となす以上は各省決算報告書が大藏省へ提出する期限は乙年度八月末日とし、總決算及各省決算報告書を内閣より會計検査院に廻付すべき期限を九月末日と定むることを要す
現行の制に依れば各省決算報告書の大藏省へ提出期限は勅令會計規則第五十二條の規定ありと雖も總決算及各省決算報告書を検査確定の爲め内閣より會計検査院に廻付すべき期限に就ては何等規定する所なし是れ會計法及會計規則發布の當時に於ては或は事情の止を得ざるものありしに由るべしと雖も數年の實驗を重ねたる今日に於ては最早之を規定して嚴守するを當然なりと信ず論者或は云はん總決算及各省決算報告書の會計検査院に於ける検査は單に形式上に止まり實質上の検査は歳入にありては歳入を徴收する官吏の證明歳出にありては仕拂命令官の證明によるを以て總決算及各省決算を會計検査院に廻付するの遲速は重要の問題に非ず要は唯通例十二月中に召集せらるる議會の開會中に提出するに差支なき時期に於て之を會計検査院へ廻付すれば可なりと然れども是れ

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算案同時に議會に提出するを得るの方法

決算は好材料
に與へず
神妙たる精
神を要する
式に流るる
可からざる

皮相の見たるを免かれず、今實地の經驗に依るに會計検査院に於て國費を検査確定するに當り實質上重要な問題は却て總決算及各省決算報告書其物に就て多々發見せらる豫算の編製適當ならざりしが爲め其執行上に起りし所の種々の批難事項の如き將來豫算の編製をして適實ならしむるの好材料となるべきもの又は豫算の規程に屬する問題又は財政上の得失問題等は豫算執行上全體の結果を表する所の總決算及各省決算報告書に依るに非ざれば之を提出査定する能はず、要するに會計検査院が總決算及各省決算報告書に就き検査上精神を勞すべきは寧ろ其實質にありて形式に非ず隨て検査上多くの日數を要するは止を得ざるなり、況んや其形式上係る検査の手數も亦容易ならざるに於てをや

第三 會計検査院に計算説明の義務ある官吏即ち仕拂命令官歳入を徴收する官吏及出納官吏より該院へ提出する計算書の調製期限は會計検査院之を規定すること

各種出納官吏の計算書調製期間及送付期限は何れも會計規則に夫々規定する所ありと雖も多年の經驗上實際の便宜に適せざるもの少なからず、是等は國務の執行の便宜の爲め適當の調製期間及送付期限を定むるを可とす歳入を徴收する

計算書調
製及送附
期

官吏より提出する計算書の如き亦然り、抑々該計算書は年度經過後五箇月以内に會計検査院に提出するの規定なるも仕拂命令官より提出する支出計算書と同じく毎月一回之を調製し提出せしむるを以て便宜とす會計検査院亦之を不便とせざるべし而して其提出者に取りても亦便利ならん何となれば歳入を徴收する官吏が其徴收したる歳入の報告を主務の上司に提出するは毎月一回の制なるを以て同一の計算に基づき上司に對する報告書と會計検査院に證明する計算書とを作成するを得ればなり斯く雙方の便宜を計ると同時に検査の進行をして實際の收入支出の進行と可成近接せしむるの方針を採るは決算の發表を速かにするの手段として最も必要なるを信ず

第四 第一第二の方法行はるゝものとして茲に最も困難にして會計検査院主として其責任を負はざる可らざるものは第四の方法なり、即ち該院の検査の進行は大速度を加ふべきこと

從來の實跡に依れば近年多少の進歩ありと雖も甲年度の總決算及各省決算報告書は丙年度の六月乃至八月の間に於て内閣より検査院に廻付し同院に於て之れが検査確定を爲し検査報告書を添付し内閣へ返付するは丙年度の十二月中に

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二日 甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時に議會に提出する方法

あり故に甲年度の歳入歳出は甲年度後二十一箇月目に會計検査院の検査確定する所となる即ち左表の如し

第五十二表

年 度	内閣より検査院へ年度 決算廻付年月日	同上検査院より内閣へ 廻付年月日
明治廿四年度	明治廿六年七月三日	全年十二月十六日
全 廿五年度	全 廿七年七月十七日	全年十二月廿五日
全 廿六年度	全 廿八年六月廿四日	全年十二月廿八日
全 廿七年度	全 廿九年七月一日	全年十二月廿六日
全 廿八年度	全 三十年七月六日	全年十二月廿八日
全 廿九年度	全 卅一年八月三日	全年十二月廿六日
全 三十年度	全 卅二年七月十四日	全年十二月五日
全 卅一年度	全 卅三年六月廿三日	全年十二月三日
全 卅二年度	全 卅四年七月三日	全年十一月十九日
全 卅三年度	全 卅五年六月二日	全年十月廿七日

全 卅四年度	全 卅六年六月廿四日	全年十月十日
全 卅五年度	全 卅七年七月六日	全年十月三日
全 卅六年度	全 卅八年七月十四日	全年十月十一日
全 卅七年度	全 卅九年八月二日	全年十月二十四日
全 卅八年度	全 四十年八月廿八日	全年十一月一日
全 卅九年度	全 四十一年九月十一日	全年十一月十三日
全 四十年度	全 四十二年九月九日	全年十月十六日
全 四十一年度	全 四十三年十月一日	全年十一月七日
全 四十二年度	全 四十四年七月廿一日	全年十月二十五日
全 四十三年度	大正元年十一月十一日	全年十一月十八日
全 四十四年度	全 二年十一月四日	全年十二月一日
大正元 年度	全 四年十一月十一日	全年十二月三日
全 二 年度	全 五年十月廿二日	全年十一月廿二日

然るに吾人は甲年度の決算は丙年度の豫算案と同時期に議會に提出せられんことを望むが故に晚くも乙年度の十二月末日迄に即ち年度後九箇月目に之が検査確定を爲すを要す斯くするときは検査確定の期限は従前に比し十二箇月を早めることとなり非常の激變と云はざるを得ず然れども事實爲し得可らざる事に

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時の議會に提出するを得るの方法 一八一

非ざるなり尤も之が爲め多少吏員の増加を要し行政監督の效力を増し委託検査の範圍を擴張し尙ほ一層検査の手数を簡略にする等大に考慮を要するは論を竣たざるなり

第四節 官有物會計の監督

第一目 監督方法の不備

會計検査院法第十二條に

會計検査院は官金の收支官有物及國債に係る計算を検査確定して會計を監督す

と規定し又同法第十三條に會計検査院の検査を要する項目を定むること左の如し

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造の收支及官有物に關る決算(三四は略す)

由是觀之官有物に係る計算は會計検査院の検査確定を要するは既に法律上に明かなり又院法第十四條には

法規の關
係

會計検査院は憲法第七十二條に依り決算を検査確定すると同時に左の諸項に付報告書を作るべし

一 總決算及各省決算報告會の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や

二 歳入の賦課徴收歳出の使用官有物の得有、沽賣、讓與及利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふることなきや否や

三 豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや否やと規定し會計検査院が決算を検査して以て確定する所の事項の過半は右の諸項(外に尙ほ種々の不當事項不經濟事項等あり)に屬す即ち官有物の得有、沽賣、讓與及利用に關し會計検査院をして検査確定をなさしむるの精神は既に憲法及會計検査院法に於て明かに規定せらるゝ所なり然るに此精神を實行する方法手續に至りては殆ど其規定あるなし。夫れ國家の資産は金錢及物件の二種に分る而して物件は更に之を動産不動産の二類に分つを得べし、其金錢及動産の會計に關しては會計法及會計規則のあるありて之が整理及監督の方法略々備はり其動産の會計に關しては特に物品會計規則陸海軍兵備品會計規則等の設定ありて稍々人意

決算に關
する法規
の缺點

を強うするに足るものありと雖も不動産の管理及監督の方法は頗る不完全たるを免かれず殊に其監督の方法に於ても最も然りとす。不動産即ち官有財産の會計監督方法としては官有財産管理規則に於て各省大臣をして官有財産目録及其増減異同報告書を調製して帝國議會に報告せしむるの規定ありと雖も其外何等監督方法の定まるなし

第二目 前記の不備より生ずる缺點

是を以て現行制度の下に於て會計検査院が院法第十四條の命ずる官有物の得有沽賣讓與及利用に關し検査確定を爲す方法は官有物其物の計算官有財産の計算は検査の爲め提出せられず(に依るに非ずして)官有財産の得有沽賣讓與及利用の結果が歳入の決算若くは歳出の決算上に顯出する場合に初めて之が是非を審議するの外なし。然るに是等の結果は必ずしも歳入若くは歳出の決算上に顯出するものに非ず例へば代價を徴收して官有財産を離權したる場合は其代價は歳入となりて決算上に顯はるゝも無代價にて離權する場合は歳入決算上に顯はれず又代價を拂ふて官有財産を得有する場合は歳出の決算上に顯はるゝも無代價にて得有する場合は歳出決算上に顯はれず又高價なる官有財産を低價なる民有財

産と交換したる場合の如きは必ずしも高價なるものと低價なるものとの場合に限らず(歳入歳出何れの決算上にも顯はれず故に如何なるものが離權せられたるや如何なる不法如何なる不當事項の實在するや之を知るの途なく隨て官有物の離權の當否を検査確定するに由なし。是等の類例は弊害の生じ易き官有財産の得有處分及利用上に於ては往々あり得べき所なり而して是等は何れも歳入決算上に顯はれずして院法第十四條の検査確定報告事項より脱出するものなり。是れ會計監督上立法の不備と云はずんはある可からず。官有財産の管理及監督の方法に就ては大に考慮を要すべきものあるは勿論なりと雖も其監督上差向き必要にして且つ容易なる方法は彼の各省大臣より帝國議會に報告する官有財産目録及其増減異同報告書は總て會計検査院の検査を経て之を帝國議會に提出すべきものと規定し以て此會計監督上一日も捨置く可らざるの缺點を補はんこと希望に堪へざるなり

第五節 會計検査院の組織權限

帝國憲法は第七十二條に

國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

と命令し又會計検査院法第一條は

會計検査院は天皇に直隸し國務大臣に對し特立の地位を有す

と規定し而して同法第十二條は

會計検査院は官金の收支官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督す

と規定す

由之觀之會計検査院は其職權内に附せられたる諸般の會計に對し其結果に就き獨立絶對の責任を以て之が検査を爲し之が是非得失を確定する所の監督機關なり該監督機關を組織する者を會計検査官と云ふ院長部長及検査官即ち是なり而して會計検査官は刑事裁判若しくは懲戒裁判に依るに非ざれば其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝことなく所謂終身官にして世人動もすれば之を目して一閑職と爲す蓋し誤れり焉ぞ知らん職に監督の任に在る者は忠實の精神を有し恒居不息の注意を爲し時に剛毅果斷の行爲に出るの要あるを抑々該法の

目的は會計検査官をして獨立の責任を以て剛直に誠實に熱心に活潑に其事務に従事するを得しむるに在り換言すれば會計検査院の執務の剛直誠實熱心活潑を保障するに在りて其奉職の永續を保護するに非ざるなり而して法律は検査官を終身官とすると同時に身體若しくは精神の衰弱に依り職務に堪へざる者に對しては退官議決を爲すの規定を設く其用意周到にして緩急の便ある斯の如し國家が會計事務に重き其監督の最終機關に留意する實に厚しと云つべし

第六節 決算の系統

第一目 總論

抑々決算は二種の系統上より發生す二種とは何ぞ哉曰く

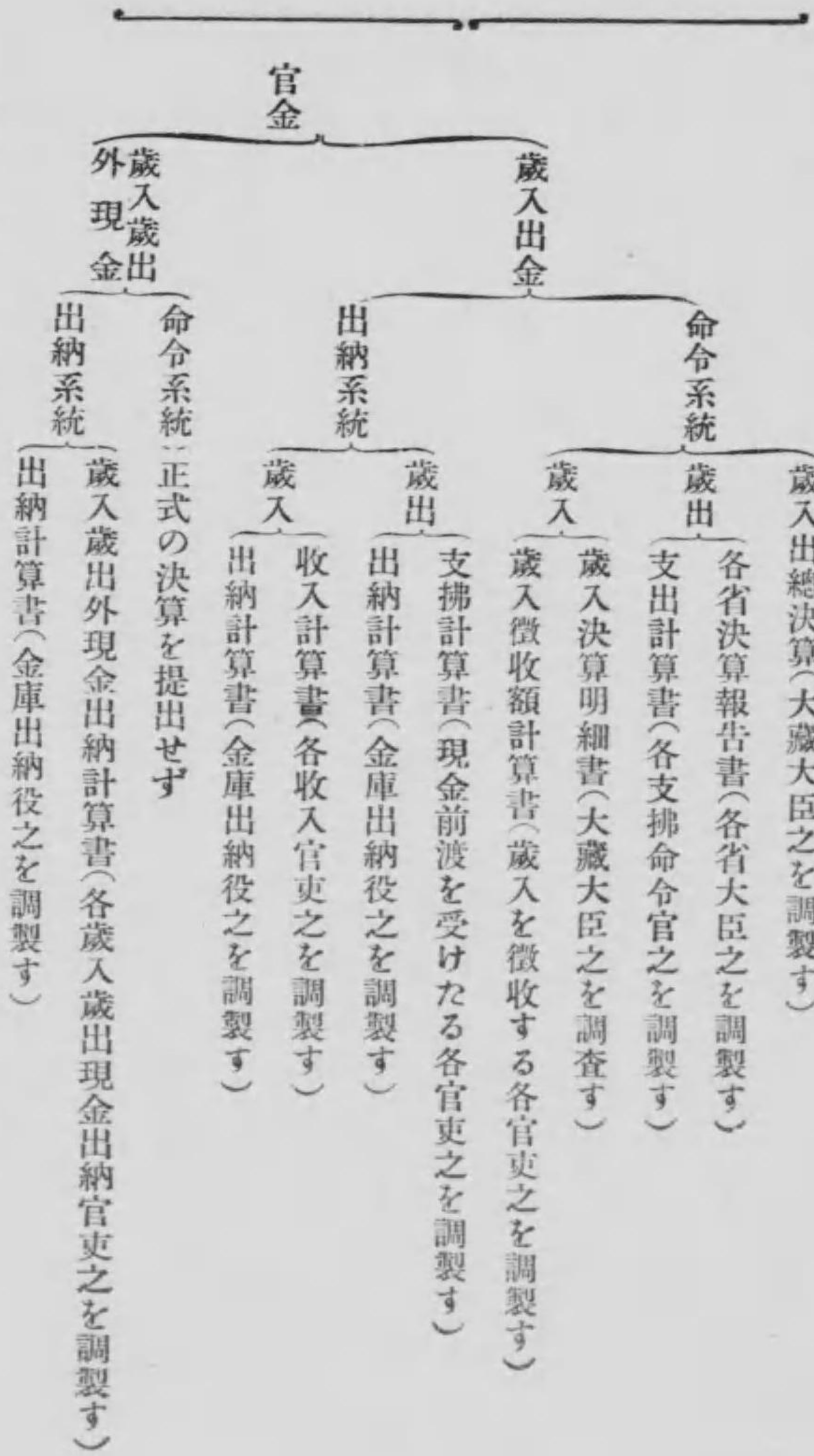
第一 命令系統

第二 出納系統

是なり

命令系統とは官金に就て之を云はゞ現金を取扱はず國庫に向て現金の支拂を命令し若くは國庫に向て現金の納付を命令するものを云ひ出納系統とは現金の

保管出納を爲すものを云ふ今此兩系統より提出せらるゝ所の計算は官金の部にありては左の如し



右の外特別會計の決算官有物の決算等に就ては之を略す

第二目 命令系統

命令系統の決算に對しては會計検査院は會計に關する諸般の法規は遵守せられたるや否や豫算の規定に違ふことなきや否や假令法規に違反せざるも行政院として適當ならざることを爲したるものなるや否や濫費なきや否や損失を豫防せず或は避け得べき損失を避くるの注意を缺きたることなきや否や契約違の支出なきや否や國庫に不利なる契約を爲したることなきや否や等要するに計數の正確如何、法規の適用如何、豫算の規程如何、財務の當否利害如何、經濟上の得失如何等廣く會計上に觀察を下し諸般の證書を審査し事の明瞭なるものに對しては直に院の意思を決定し事の不明なるものは支拂命令官に又は歳入を徴收する官吏に審理書を發し其答辯を求め或は國務大臣其他の當局者に質問を發し其辯明を以て事の明瞭に歸したる後之に對する院の意志を決定し各種の決算を檢査確定す、是れ會計検査院が命令系統の各種の決算に對し爲す所の行爲なり其行動の最終の結果は一は院法第十四條の検査報告と成り一は同第十五條の検査成績書と成る

第三目 出納系統

會計検査院が出納系統の決算に對し其計算を正當なりと判決したるときは當該出納官吏に對し責任解除状を交付し正當ならずと判決したるときは辨償の責を免かれざるものとし其旨を本屬長官に移牒して處分を爲さしめ償還を終るを待て責任解除状を交付す是れ會計検査院が出納系統の決算に對して爲す所の行動にして要するに國庫に對する出納官吏の金錢上の責任を決定するものなり

第二編第一卷終

訂正
増補
第八版

財政と金融

乾

第二編 第二卷

會計年度及國庫

會計検査院が出納系統の決算に對し其計算を正當なりと判決したるときは當該出納官吏に對し責任解除狀を交付し正當ならずと判決したるときは辨償の責を免かれざるものとし其旨を本屬長官に移牒して處分を爲さしめ償還を終るを待て責任解除狀を交付す是れ會計検査院が出納系統の決算に對して爲す所の行動にして要するに國庫に對する出納官吏の金錢上の責任を決定するものなり

第二編第一卷終

訂正
増補
第八版

財政と金融

乾

第二編 第二卷

會計年度及國庫

第二卷 會計年度及國庫

第一章 會計年度

第一節 年度の要義

會計年度は財政の現状を明確ならしめ過去に依りて將來を圖るの便に供し主として出納整理の爲め設けたる者なり若し夫れ出納上年度所屬の區分なからんか計算或は重複し或は正當の季節を越へ數年前に屬する出納を後年に於て執行し或は當年の計算數年後に顯はれ無數の混雜を生ずべし故に國家の出納は年度所屬を定め之を整理せざるを得ず民間の事業に於ても營業年度を設け其出納を整理して以て決算の便に供す比較的簡單なる民間事務に於て尙ほ且つ然り況や國家出納の廣且つ大なるに於てをや年度區別の整然たらざるを得ざるや論を俟たず

第二節 年度開始に就ての注意

年度區別の必要なる夫れ斯の如し而して其開始の季節に就ても亦大に注意すべきものあり不幸にして用意周到ならず收入少く現金國庫に裕かならず又は歳出殊に多く又は兩者併發するが如き時期に於て年度を開始するときは爲に大藏省證券の發行を促がし其期限も或は長からざるを得ず果して然らば國庫の不利を醸すは勿論市場亦之が影響を被ることなしとせず是に於て年度の開始は歳入饒多にして歳出急ならざる時期を選ばざる可らず元來年度の開始に當りては前年度の支出未だ其終を告げず當該年度の支出に搗て加へて前年度の支拂を要し金庫に於ては新舊年度の支拂重複するの勢あり歳入も亦多少年度を越ゆる者なきに非ざるべしと雖も是を以て彼に比すれば實に九牛の一毛たるは蓋し普通の實況なりとす年度開始に就き留意せざるを得ざる夫れ斯の如し金庫出納の整理期限は翌年度六月三十日なり然りと雖も租税の納期と經費の支出とは單に國庫の都合のみに依り之を定むるを得ず民の時市場の状況亦大に之を慮らざる可らず然らずんば徵收又は支出の額少なるも尙ほ或は億兆の疾苦を惹起し或は市場

開始に際しては國際
庫寛裕な
るとを好し
とす

民の時
場の状況
の經費支
の三者併
進するの
難きこと

を逼迫又は盈溢せしむるの虞なしとせず況や其額大なるに於てをや

然れども時期其宜を得ば金額稍々大なるも其負擔の情況或は甚だしき困難なきを得ん而して國債元利支拂の如き亦大に注意を要す然るに人生萬事意の如くなる能はず民の時市場の状況及經費の支出併び進んで利便を共にすること能はず一に便ならしめんと欲せば他に利あらず彼を利せんと欲すれば此に害あり以て遺憾なしとするを得ず結局大體利害の輕重に依り事を決せざるを得ざるは浮世の下蓋し已むを得ざるの勢なり故に年度區別に注意すると同時に納税者及市場も亦多少忍ぶ所なきを得ず問稅國に於ては其必要比較的に薄しと雖も直稅國に於ては國家全體の爲め時に或は大に忍ばざるを得ざる所のものあり而して市場の情況の如き世の變遷に遭遇し大に其趣を異にすることなきを得ず現に我國金融の如きも往時は秋期に臨み絹の輸出の爲め金融忙はしく春季より初夏に至りては其廻金の爲め一般に金融の緩漫を告ぐるを通例とせり然るに近來秋期の需用は依然として之を存し綿業發達の爲め春期に於ても亦金融の繁多なるを見るに至れり斯の如きの新現象は所謂時勢の變遷に屬し固より怪むに足らず多くは國運進歩の結果として冷靜に經濟的財政的の頭腦を以て之を見れば當然の事

なりと雖も變化は即ち變化にして事情平準を得るに至るまでは一時多少の惑なきを得ず、斯の如き變遷に際會し尙ほ舊慣を墨守せん乎事其目的に副ふ能はずして國家の爲め非常の不利を醸すなきを保せざるなり

年度の開始は豫算決定の期と相去る事遠からざるを要す、兩者隔離し其間數月に亘るときは内外の狀況に多少の變動なきを得ず甚しきに至りては決議する所の豫算殆ど陳腐に屬することなしとせず例へば年度は曆年と符合し議會の開會の年末又は年初にあるとせば其議會の決議する所の豫算は決議の翌年の一月一日より開始する所の年度に屬する者たらざるを得ずして決議と施行の間に數月を閱し勢ひ豫算の確實を保つ能はず決議實況に副ふ能はずして彼の忌むべき追加豫算及豫備金支出の必要を増加するに至るべく甚しきに至りては爲に責任支出の必要を生ずるの虞なしとせず、今其本源に溯り豫算の編製及概算の送附より之を數ふれば更に長日月を經過し實施上勢ひ事實と符合すること能はずして好結果を收むる能はざるは多辯を要せず、元來追加豫算若くは豫備金支出の如きは天變地歿の如き他動的の事件にして豫算決定の當時に於て之に備ふるは到底人力の企て及ばざる者の爲に特に設くる所の一非常手段なるを以て豫算の編製

年度開始
と豫算決定
の期との
關係

執行に注意し其少からんことを努むべきは論を俟たず年度の開始に留意することと深からず其必要を増加するが如きは甚だ不可なり、佛國の會計年度は曆年と符合して現に前陳の如き不便を感じず、其不可を論ずる者一二に止まらずと雖も未だ改正の運びに至らず

第三節 年度變更の困難

元來年度の變更は一見甚だ容易なるが如しと雖も實際に於ては甚だ難し何となれば其變更は結局國庫の爲め損得を生ぜざるべしと雖も年度計算上に多大の差異を生ずればなり其剩餘を生ずる場合に於ては敢て不便なきも不足を生ずる場合に於ては決算上に非常の困難を生じ強て變更を遂行せんと欲せば勢ひ臨時歳入を求めざるを得ざるの極に至るなきを保せず故に年度の變更は事苟も國家の大計に關するに非ざれば容易に之を執行すべきに非ざるなり例へば我國方今の年度は四月一日を以て之を開始す、今改て之を七月一日より開始せんか改正年度は忽ち六月拂の巨額なる公債利子を引受けざるを得ず、是れ固より豫期せざる所にして其決算に苦しむ議論を俟たず、佛國年度開始の其當を得ざる前記の如し

と雖も尙ほ其改正を難んず抑々亦故あるなり是に於て論鋒を一轉し裏面より之を論じ年度は其儘之を据置き租税の納期及公債利子の如き大なる經費の支出期を改め以て收支を吻合せしむべしと論ずる者あるべしと雖も斯の如きは財政の都合のみを計り思慮他に及ばず所謂民時市情を顧みざるに坐するものにして一考の價なく固より堂に登る能はざるの逕論なり

議會の召集

議會召集の期も單に年度開始の爲のみを以て之を定むる能はず議員多數の便否も亦大に慮らざる可らざるなり然りと雖も議員も其名譽ある職務を盡す爲め國家の利害を慮り多少の不便は固より之を忍ばざるを得ず斯の如く國家の事は諸方より種々の諸項を積み上げ建築者の所謂競り持方法を以て之を建設し苟も偏重偏輕の跡なきを要す若し夫れ諸要項中不調和の點あらん乎重心忽ち傾き競り持爲に崩壊し屋根となく壁となく盡く墜落して全體の建設地に委するや論を俟たず

年度開始前の支出

茲に又年度開始に就て一の注意を要するものあり何ぞや年度開始の期其宜きを得ざるときは勢ひ年度開始前支出の必要を増加することはなり年度開始前支出の事は明治二十二年勅令第九十五號を以て之を規定し遠隔の場所又は外國駐

在の領事館又は北地にして氷結の爲め通行を絶つが如き場所に向つて年度開始以前又は氷結以前に現金を送付する必要ある場合に適用するものなり例へば年度の開始が氷結中にあるが如き場合に於ては其れ以前に現金を送付し豫め之に備へざるを得ず然れども年度の開始が其前か後かであれば開始の少し前に現金を送付すれば敢て差支なく徒らに現金を庫中に藏置するの必要を減ず事少にして齒牙に掛るに足らざるが如しと雖も人爲を以て殊更に不便を作為するは固より策の得たるものに非ざるあり

第四節 出納の閉鎖

年度の開始に就き注意を要するは既に第二節に於て陳述せしが如し而して年度一たび開始せらるゝときは隨て之に屬する出納閉鎖の期なかる可からず今事の大小本末部局の遠近を問はず國中一齊に出納を閉鎖するときは始終其序を失ひ完全の整理得て望む可らず故に法規は能く之を慮り會計法第一條第二項に於て

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで

皆完結すべし

と規定し以て年度の出納は出納事務の順序階段を経て順次に之を閉鎖し而かも其最長限は事情の許す限り實際の出納より無用の日子を重ねざるを期す而して會計規則は其第一條及第二條を以て具さに年度所屬の事を規定し其第三條に
毎年度所屬歳入歳出金を金庫に於て出納するは翌年度六月三十日(舊規は七月三十一日)限りとす
と規定し其第四十四條には

各年度に屬する經費を精算して仕拂命令を發するは翌年度五月三十一日(舊規は六月三十日)限りとす

整理期限

と規定して事務の順序に依り漸次出納事務を取纏め翌年度十一月末日を以て悉皆出納を完結すべきを期す法規の順序是に於て稍々備はる年度閉鎖より出納完結に至るまでの期間を學術上號けて整理期限と云ふ蓋し出納整理の爲め特に若干期間を開設するに外ならず故に此期間に於て新に事を起すの不可なるは論を俟たず而して期間も亦事情の許す限り短期ならざるを得ず然りと雖も期限短に失すれば整理の目的を達する能はず要は長短其宜を制し其目的に副ふにあり故

に整理期限は通信運搬の便等人文の發達に依り短縮し得るの事情を生ぜば進で以て之を短縮するを好しとす法規年に進歩を呈し多く吾人の望に背かざるは國家の爲に慶賀すべきの現象たり

年度區分に付き注意すべき事凡そ斯の如し事小なるが如しと雖も深く之を翫味するときは復た以て會計の一要件たるを失はず豈に輕々看過するを得ん哉

第二章 國庫

第一節 國庫の主義

第一目 預金主義

國庫の組織は之を大別して預金組織及金庫組織の二種とし其最も發達したる者を前者とす蓋し預金組織とは政府の収入は總て之を中央銀行の預金と爲し政費は總て此預金に宛て振出したる小切手を以て之を支辨するを云ふ英國に於ては此方法充分に發達し經費の支拂多額に達し政府の引出頻繁にして小切手過振となるときは應急策として中央銀行は一面に於て當該年度大藏省證券發行の範

國內に於て之を引受け以て財源を作爲し一面に於ては國庫振出の小切手の支拂に應じ敏捷に事を辨じて毫も停滯の患なからしむ斯の如くなれば通貨長く國庫に埋藏せらるゝことなく國家も亦經費の支拂に困難を感ずることなし國庫の組織は結局此法に依らざるを得ざるは論を俟たず然りと雖も之をして是に至らしむるは金融機關の發達に遺憾なく安全に如上の職務を盡すを得るに至らざれば固より不可能の事に屬す一治らざれば二全たからず豈に努めざる可んや又一たび預金主義を行ふときは國債元利金恩給金等も中央銀行宛の小切手を以て支拂ふを得べく其公私の爲に便利なるは勿論金融を益する實に少々に非ざるべし

第二目 金庫主義

金庫組織に於ては國庫金は中央銀行の總裁が金庫出納役として之を取扱ひ國庫金と銀行の資金とは截然之を分ち國庫金は中央銀行に於て其營業部外に特に國庫部を設けて其取扱を爲すものとす又其より一步を退き國庫金の出納は政府が一行政事務として之を取扱ひ國庫局を置き自ら之に従事する者あり我國に於ても金庫規則實施以前は大藏省中に出納金庫の二局ありて前者は國資運轉の事を掌り後者は實際の出納を掌り會計法及金庫規則實施以來は國庫の組織一步

我國の現
在の國庫
組織

我國の現
在の國庫
組織

を進め國庫金は中央銀行の國庫部に於て之が出納保管を掌り中央金庫、本金庫、支金庫の制を立て収入金は之を金庫に納入し收入官吏之を取扱ひ其支出は總て需用に應じて金庫より拂出す事となり各廳に於て出納の金櫃を設置することを許さず即ち會計法第十二條第二項に

國務大臣は其所管に屬する收入を國庫に收むべし直に之を使用することを得ず

と規定し其第十三條に

國務大臣は其所管定額を使用する爲に金庫に向ひて支拂命令を發すべし云々と規定し以て國庫金が各廳に分散し一方に於て多額の現金庫中に睡眠し一方に於て現金缺乏し徒らに大藏省證券を發行するが如き不便利を避るを得たり會計法及金庫規則實施以前に於ては各廳に於て種々の基金を有し且つ三箇月分の定額金を國庫より受取り之を其手許に保管せしに由り國庫出納の統一を缺き種々の弊害之より生ぜり會計法は前陳の如く大に此不便を醫し國庫金の出納をして殆ど完全の域に至らしめしと雖も其組織取扱に於て未だ盡さざるものありて尙ほ望蜀の感なきを得ざるなり將に周圍の狀況を改進し百尺竿頭一步を進

めて英國の如くなるに至れば金庫と市場との關係大に融和することを得復た遺憾なきに至らん實に英國は此の點に於ては世界最優等の位地を占むる者にして歐洲大陸及米洲文明國も未だ此域に達せず我現制は例を佛白伊に採るもの少しとせず而して獨逸の如きは諸種の事情ありて今更尙ほ特設金櫃を設置すること少なしとせず佛國は預金制と金庫制との中間にあり蓋し沿革上事情已むを得ざるものあるに由る我國は斯る障害を有せず一躍預金制に移るは甚だ難からざるべし

北米合衆國の發達我國に酷似す請ふ一言せん往時米國に於ては合衆國銀行なる者ありて英倫銀行佛蘭西銀行等の如く中央銀行の職分を行ひ國庫金の出納保管亦其職務中に存せり然れども該行は當時大統領ジャクソン氏と有名なる衝突を惹起し大統領は結局該行をして國庫金の取扱を爲さしめず州立銀行を選で之を爲さしめたり然るに西曆千八百三十七年の恐慌に遭遇し是等の銀行概ね倒産し復た收拾す可らず西曆千八百四十年國庫組織を改めて特立金庫法と爲し以て今日に及べり然れども嚴然たる金庫組織は市場の調和を保つに便ならず國立銀行條例を以て

米國の沿革

大藏大臣は必要に應じ國立銀行を指定し之に國庫金を預入することを得但關稅收入は此限に非ず

と規定し後ち西曆千八百六十四年更に其規定を擴張し國立銀行は只に國庫の預入を得るのみならず國庫事務の辨理者と成るを得る者とし預金主義に向て數歩を進めたり然りと雖も爾後の發達意外に遲鈍にして今尙ほ金庫主義を基礎とし輓近其不便を論ずる者漸く多を加ふるの勢あり

第二節 我國の現行

第一目 金庫の種類及其關係

我金庫規則は會計法第三十一條に

政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

とあるに基き明治二十二年勅令第二百十六號を以て發布せらる同勅令に據れば金庫を

- 一 中央金庫
- 二 本金庫

三 支金庫

七三

の三種に分ち中央金庫は日本銀行をして之に當らしめ同勅令第五條に

中央金庫は各地の本金庫を統轄し本金庫は支金庫を總轄す云々と規定し第六條に

中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はしむと規定し以て日本銀行を金庫の統治機關と爲し同規則第十一條に

日本銀行は中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納に付政府に對し一切の責任を有す

と規定し國庫金の取扱に付ては日本銀行は國家に對し重大なる責任を有す然るに日本銀行が自ら各地に支店を設置して一手に國庫金の取扱を爲すは固より不可能の事に屬す必ず各地の大銀行を選び之をして本金庫たらしめ本金庫も亦其周囲の銀行を選び支金庫と爲し以て之を統轄せざるを得ず故に地方銀行確實ならざれば現制と雖も國庫金の安全に就き尙ほ寒心すべきものなしとせず然れども現制に於ては銀行の營業資金と國庫金とは截然之を分ち混同するを許さざるを以て中央銀行も依て以て安ずる所あり然るに今一步を進め以て預金法と爲さ

んとせば一般の金融機關一層の發達を經其基礎亦一層の確實を加へずんば假令國家は中央銀行に確實に依頼するを得べきも中央銀行は尙ほ未だ安じ能はざるものなしとせず夫れ制度の變更は易く事物の改良は難し難事一たび解くれば制度の變更の如きは實に易々たる耳本問題に關する今日の策は先づ周囲の事實を改善するにあり其源を治めずして末に走るは勞多くして功少く時に或は害なきを保せざるなり然りと雖も預金法の利益大なるは固より疑を容れず速かに其域に達するを望まざればある可らざるなり

本目を終るに臨み尙ほ一言を試みざる可らざる者あり何ぞ哉預金組織に據るときは政府諸般の支拂に國庫支拂切符を用ひず中央銀行本支金庫は概ね中央銀行の代理店たり宛の小切手を用ゆるを以て之を交換所の交換に呈出し得べきことと是なり現制に於ても金庫宛の支拂切符は無記名式證券にして便は即ち便なりと雖も國庫は固より銀行に非ざるを以て其切手は直接に之を交換に供することを得ず只銀行が得意先より之を受取り交換所へ持ち出し日本銀行營業部と國庫部との間に於て最後の決算を爲すの便あるのみ而して支拂切符は利子を生ぜざるを以て其所有者は成べく速かに國庫に向て取付をなすを以て利益と爲すが故

國庫支拂切符と銀行宛切手の差違

に銀行小切手の如く交換に供せらるゝ者と其便利固より同日の論に非ず、殊に銀行其他の金融界に出入する人の爲には中央銀行宛の小切手は之を國庫の支拂切符に比して遙かに便利にして兩者の間金融上に多大なる差違あるや多辯を要せず

第二目 國庫と中央銀行との貸借勘定

我國の現制は銀行の資金と國庫金とを混同することを許さざるは既論の如しと雖も其間嚴に墻壁を築き如何なる場合に於ても流通を許さざるに於ては國庫市場共に不便を感ずべきを以て會計法施行後明治二十七年に至り法律第十六號を以て國庫金出納上一時貸借法なる者を發布し國庫と中央銀行との間に貸借勘定を取組み兩者の間に通路を開き預金法に向て一步を進めたり、將さに周圍の情況を改良して英法に移るは寔に國家の長計なり、我國に於て往昔曾て爲替方と稱し預金法に彷彿たる制度行はれたり、然るに其制度は彼の有名なる小野組の破産の爲め金融界に一大波瀾を惹起し一大頓挫を生じ次で小出し金庫の制となり出納局金庫局の設置となり、茲に方針を一轉せり、然りと雖も斯の如きは缺點甚多くして其弊に堪へず、明治十九年出納條規の設定となり、明治二十二年の會計法及金

我國の現
預金の制
度は向
ふの傾
きあり

恩給金及
國債元利
支拂の新
案

庫規則の發布となり進んで明治二十七年の法律第十六號となり近年に至り人文の發達に伴ひ人心漸く預金法に傾向し來るの情勢を示し今哉機既に熟し其遅からんことを虞る先づ東京大阪名古屋其他師團聯隊鎮守府所在地等出納金高多額なる場所より之を實施し漸次全國に及ぼすべきなり、夫れ水は方圓の器に隨ふて其形を更む苟くも其器を選ばずして其形を求む豈に得けん哉、然りと雖も漫に壺を吹く亦理世の道にあらざるなり、正に出來得べきの範圍を測り之を試みる亦可ならず哉

今哉國庫と中央銀行との關係前陳の如く預金組織に向て一步を移せしものと云つべし更に一步を進め恩給金及國債元利支拂に就て一便法を設けば夫れ或は國庫を緩和し大藏省證券の發行を減じ利子の負擔を減ずると同時に市場を潤ふすの功なしとせん哉、抑々我國の恩給諸錄の金高は曩の兩戰役の爲め劇かに増加し年額四千有餘萬圓となり少なからざる高と云はざるを得ず、依て之を現行の如く現金を以て所管廳より直接受給者に交附するを止め初年には郵便貯金通帳を以て之を交附し隨所の郵便局より之を渡すものとせば受給者にも便利なるべし而し受給者は直ちに支拂口より現金を得る歟、或は隨時必要に應じ引出しを爲す

賦或は通帳を自己取引の銀行に持ち行き其金高を普通の銀行預金通帳に記入し銀行をして郵便局より現金を受取らしめ通帳の返戻を受け次期に於て之を郵便局に提供し其期の恩給金の記入を受けることとせば公私の爲め多少の便宜となるを疑はず公債の元利金も輒近大に増加し利子のみを以て之を論ずるも一億圓を超過す元來公債元利金受取には保證預の如き便法ありと雖も之を便とせざる者の爲には取扱銀行より元利金に對する保證券を發行し權利者は之を以て引出預け入等其便宜に隨ふべきものとせば是れ亦多少の便あるを疑はず恩給及元利金高共に大なり豈に劃策せる所なくして可ならんや

第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

第一目 干渉の沿革

貨幣市場に對する國庫の干渉は動もすれば其本を治めずして其末に走り效力薄弱にして概ね奏功を見ず而して其度合甚しきに至れば却て有害の結果を生ず然れども我金札引換公債及近時の露國の紙幣政略の如く時に或は多少の效力な

佛國革命
前の事例

しとせず抑々此種の干渉は二百年以後各國の公債漸次に増加し有價證券の取引發達するに隨ひ世人の注意を惹き佛國の如きは特に其例に富み失策一再に止まらず元來佛國は文化優等人士多智純理を愛し奇策を好むの慣習あり夙にロイ主義を好み有名なるミシシッピー計畫の衝に當り結局一大破綻を生じ不幸なるルイ第十六世王の大藏大臣キャロイン氏は西曆千七百八十七年國會召集以前に經濟及財政の鞏固を裝ふの必要を感じ當時曩に募集せし一億二千五百萬法の公債尙ほ投機的應募者の掌中にありしを以て弘く之を公衆の手に分配し取引所に於て其價格を維持せんと欲し僅々三箇日間に千百萬法を機關銀行に交付し以て公債の購買に充當し併せて印度商會及巴里給水會社の株式價格の維持騰貴を企圖し前者の總株數四萬中より三萬二千五百株を購買せり然れども斯の如きは一時の融通に屬し固より持久の力なく買收せし所の證券株券再び投機者流の手に落ち一効果を收むることなく結局政府は凡そ千五百萬法の損失を見るに終れり

次に西曆千八百三年に於けるナポレオン第一世の失策是なり當時貨幣市場に對する觀念甚だ幼稚にしてベヤ即ち降下投機者は國家の敵にしてブル即ち上騰投機者は其味方なりとの説深く世人の頭腦に浸潤しナポレオンの賢明なるも尙

ほ時流を脱する能はずアミエンの條約破れ佛國公債日々下落するを見敢て人爲を以て市場を挽回し得べしと信じ當時の大藏大臣モリエン氏の抗論ありしに拘らず少くとも三箇日間目に千萬法を支出し以て公債價格を維持すべきを命令せり然りと雖も斯の如き姑息の策は固より市場の大勢を挽回するに足らず支出三千七百萬法に至りしも寸功を見ず證券の價格却て一割の下落を示しナポレオン終に其非を悟り其方策を廢止せり

ナポレオン既に破れブルボン王統再び佛國に君臨し西曆千八百十八年アイスラシヤツベルの平和條約成り佛國は同盟諸國に償金一億法の支拂を要し同年十月五日の市場價格に據り公債證書を以て之を支拂べきものとせり是に於て當時の大藏大臣コルウエー氏は同日に至り可成公債價格を高からしめんと欲し金融機關を利用して公債の投機的騰貴を試み一時八十の價格を保ちしも終に金ず豫期の時日に達するに至らずして六十七の價格に下落し國庫は爲に巨額の損失を蒙れり

輓近西曆千八百八十一年に至り又其例あり當時佛國政府は其募集に對する二億法の最後の拂込を容易ならしめ併せて公債價格を維持せんが爲め巨額の資金

王政回復時代の例

佛國輓近の例

を銀行に交付して密かに計畫する所ありしと雖も終に其效なく翌年七月以降に至り漸次資金を回収し僅かに損失を免るゝことを得たり

右の外北米合衆國は西曆千八百六十四年紙幣増發の結果金の輸出盛大なるに驚き狼狽措く所を知らず直ちに金の投機賣買を禁止せり然るに金の需用は主として外國支拂の爲に生ずるものなるを以て其賣買の禁止對外支拂の義務を消滅せしむるの效力あれば即ち可なるも斯の如き事實は天上天下何の所と雖も存立する能はず其結果金の埋藏となり外國爲替の騰貴となり金は紙幣に對し十割の騰貴を示せり又西曆千八百六十六年合衆國に於て金の供給裕ならず加之歐洲より合衆國に對する金の需用増加するの勢ありしを以て商賈は金價を高くして其供給を維持せんとせしと雖も政府は偏へに紙幣價格の下落を恐れ反對の政略を採り金の流出を促がせり我國紙幣下落時代に於ても銀の賣却を以て一時其價格を維持昇騰せしめ其反動の甚きを見しは尙ほ世人の記憶に新たなり又近年抽籤償還の結果當局者の豫期に反せしは蔽ふ可らざるの事實なり抑々經濟上同一の原因は同一の結果を生ず焉を洋の東西を論ぜんや

第二目 有效なる干渉

他の種例

露國の不換紙幣に困しむや既に久しく殊に西曆千八百七十七年露土戦争の爲め其高頗る増加し下落隨て甚しく然るに當時露國は銀本位にして只に國債の總高巨大なるのみならず其大部分は外國債にして金を以て元利を支拂はざるを得ず而して兌換は何れの時を期すべき哉又其蓄金策に就て之を見れば金貨本位採用の意あるが如く隨て其紙幣は金銀孰れを以て兌換せらるべき哉に就ても亦疑なきこと能はず事情頗る複雑し露國紙幣は伯林取引所に於て投機の最好目的物となれり露國政府終に其の弊に堪へず西曆千八百九十三年當時の大藏大臣ウツテ氏は露國財政は金蒐集と紙幣消却の爲め其基礎甚だ鞏固なる旨を公告し翌年一月露國に於て營業する所の信用機關にして露國紙幣に關し投機取引の爲に融通を爲すは其免許狀に反するものとし更に六月八日に勅令を以て紙幣に相場を付するを禁じ尋て統計材料に必要なを口實と爲し以て國境を越る所の紙幣に租税を賦課せり

斯の如く自國に於て其基礎を固め伯林市場に於て短期の先物を購入し大に露國紙幣價格の動搖を妨げり然るに西曆千九百四年九月十月に至り露帝の健康に就き種々の流言浮説ありて爲に投機を惹起し伯林市場に於て百留に付き二百二十

馬(當時の對金平價は七弗二十七仙にして前記の割合は五弗二十五仙五に至るの價格を以て盛に露國紙幣を賣出せりウツテ氏機熟せりと爲し一層盛大に短期の先物を買煽りしに受渡日の近づくに方り市場現品の不足を感じ日に二三馬の騰貴を示し賣方非常の困難に陥り露政府に向て百方引渡の延期を請ふに至れり是に於てウツテ氏は恩威併び行ふの必要を察し二百三十四馬の價格を以て三百萬ループルを賣方に供給し一旦其局を結び爾來露國發行の紙幣を以て投機の目的物と爲すに於ては今回の如く容易に其局を結ぶを期す可らず露國證券の賣買を爲んと欲する者は須臾く四分利付内國債(當時其高十億ループル)を以てすべく銀行發行の紙幣は固より政府の干渉する所に非る旨を伯林市場に覺せしめたり

抑々今回の駆引其功を奏せしは當時露國政府及中央銀行は六億九百萬留の金を有し内國に於ては留の紙幣相場付賣買を禁じ外國に於ける留紙幣の有高を詳にし斷然たる決意を以て之に臨みしに由る者にして此實力此決意此用意なくんば其功を奏する能はざりしは論を竣たず尋てウツテ氏は一面に於ては中央銀行に一定の相場を以て金の購買に従事せしめ以て紙幣の下落を防ぎ一面に於て

は爲替の買相場を百留に付き二百十八馬と爲し賣相場を二百二十馬と爲し以て爲替の劇變を防ぎ益々進んで金準備の實力を養ひ紙幣を減じて其需要を増加し以て投機を撲滅し西曆千八百九十七年終に兌換制度を設定するに至れり
又日露戦役の初め巴里市場に於ける各種の有價證券價格の動搖左の如くなりしを見よ

證券名	二月十九日	二月廿日	差額
佛 國 三分公債	九五.四〇	九四.〇〇	一.四〇
伊 太 利 五分公債	九八.八五	九六.七五	二.一〇
葡 萄 牙 三分公債	五八.二七五	五六.〇〇	二.二七五
露 西 亞 三分公債	七三.九五	七一.〇〇	〇.九五
ブラジール 四分公債	七四.三五	七一.一五	三.二〇
西 班 牙 四分公債	八〇.一〇	七五.五〇	四.六〇
土 耳 古 公 債	七七.六〇	七五.〇〇	二.六〇
クレヂーリョネー株	一、〇八、一五〇	一、〇六、〇〇〇	二、一五〇
巴里及和蘭銀行株	一、〇五、一五〇	一、〇〇、一五〇	五、〇〇〇

一部人士は直ちに之を以て露國財政の基礎鞏固なるの致す所と爲し其真相を見るに苦むものなしとせずと雖も是れ亦政略的施設と國庫干渉との結果與て力あるものにして決して自由放任より生ずる所の自然の結果に非ざるなり請ふ少しく之を辯せん

元來佛國に於て募集せる露國公債の大部分否殆ど其全部を該國一般公衆の引受に係るのみならず佛蘭西銀行に於ては其華客が露國公債を寄託する場合には無手数料にて之を保管す(我國に於ても日本銀行併に興業銀行をして日本公債に對し此例に倣はしむべし)即ち西曆千九百三年十二月二十四日に於ける同銀行寄託に係る各種外國證券五十三億三千八百萬法中露國公債は其一割七分を占め七萬九千九百七十五人の華客より寄託されたるものなり而して株式仲買組合は佛國公衆の利害關係深き露國の公債に對する賣方の賣崩し投機行爲を防遏せんが爲め其規約中に露國公債の賣却せらるゝときは必ず現物の受渡を請求するものと規定せり加之露國政府の在外管理者は極力倫敦伯林及巴里其他に於て露國公債の賣物あるときは之を買受けて現物の交付を請求し以て其賣方を困却せしむるを努むるを常とす現に倫敦に於ては賣方投機者が引渡猶豫免許パツキワルデ

露國公債
價格の維持

「ジョン」を得んが爲め十四日間に代價の百分の二即ち年五割二分に當る金額を支拂はざるを得ざるまでに追窮せられたり、露國政府が其公債價格の維持に汲々たる凡そ斯の如し、由是觀之其前記の如き異狀を呈するは決して偶然に非ず露國政府も亦努めたりと云ふべし、況や佛國銀行其他の資本家は自己の利益の爲め附和雷同するの勢あるに於てをや元來彼等が露に投資する所の金高は約三十八億二千萬圓の巨額に達することは世に膾炙する所なり、果して然らば彼等が此態度を採る亦偶然に非ざるなり、然りと雖も數は素より極まる所あり焉、能く久きに堪んや、果せる哉、近時露國は巴里市場に於て募債の功を奏する能はず、明治三十八年三月に至り其貯金を巴里より伯林へ移すの勢を呈せり、世目して以て繰引政略と爲す夫れ或は然らん乎

我兩種の金札引換公債の如き當時紙幣の下落甚しかりしを以て其利子を六分とし紙幣を以て拂込み正貨を以て元利を支拂ふものとし紙幣の下落若干以上に達すれば應募者増加して紙幣其供給を減じ紙幣の價格騰貴して元利支拂の爲め受取る所の正貨と紙幣との差違減少するときは自然應募者を減ずべく又は皆無となるべきを以て紙幣の供給を市場の需用相當に保持し其價格を維持するを曰

金札引換
公債發行
の效用

的とせり、今之を當時の事實に照すに其效力虚しからず、兩種合して千四百五十九萬九千餘圓を發行し紙幣價格回復の爲め多少の力ありしや疑を容れず、單に其金高を以て之を論ずれば未だ以て巨額と云ふを得ずと雖も器中の水最後の數滴の爲に溢るが如く紙幣の下落亦最後發行の百萬圓の爲めに生ずるなきを得ず、千有餘萬圓の回收豈に其效力なしとするを得ん哉、金札引換公債發行の如きは之を巧妙の施設と云ふと雖も敢て過言に非ざるなり、又公債利子の繰上拂買上償還の如き時と場所の選擇其當を得ば市場を融和するの效なしとせざるなり

又今回の米國恐慌に於て合衆國政府が其國庫剩餘金を諸國立銀行へ預入せしが如きは頗る有效なる處置と云はざるを得ず、恐慌に先ち合衆國政府は穀物搬出の爲め多額の融通を要するを察し西曆千九百七年八月三日二千六百萬弗を支出し必要に應じ市場の調和を試みるの策を立て漸次之を實行せり、恐慌起るに及んで大に努力し國債證券は勿論州債市價其他鐵道債券にして州法に於て貯金銀行の質物と認め得べき者を擔保と爲し四日間に三千五百萬弗を諸國立銀行へ預入し十一月十一日には其高約二億二千七百萬弗の巨額に達せり、又巨商と協同し大に金の輸入を圖り造幣局の全力を擧げて造幣に従事せしめ通貨の増加を計り又

短期公債及バナマ運河公債の發行を試みたり(恐慌の章參看當時是等の援助なくんば米國の市場尙ほ一層の困難に陥りしや知るべき而已

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との

關係上一層深き注意を要す

開明諸國中其法律關係は暫く之を論外と爲し實際に於て金庫主義を採るは北米合衆國を以て其最とす殊に該國は歳入殘餘多く資金の庫中に睡眠する者隨て多く屢々其不便を感じ或は國庫を開きて公債の買戻を爲し或は銀行に一時の預入を爲し以て市場の調和を計るの必要を生ぜしこと枚擧に遑あらず其施設の得失巧拙に就ては固より論なき能はざるなり請ふ合衆國の事蹟に就き少しく陳述する所あらんとす

西曆千八百五十三年夥多の金額庫中に埋藏せられ加ふるに當時キヤリフォルニヤ州金坑産出の盛時に當り金價漸やく下落しグレシヤムの法則其效力を顯はし金貨の流通市場に其跡を斷ち造幣局輸納の貨幣地金は急に成貨となりて市場に顯はれず頗る逼迫の市況を呈せり是に於て政府は大に金庫を開き國庫金を造幣局に交付し所謂臨時造幣準備金を設け造幣依頼人をして直ちに成貨を得せし

金坑發見の結果

恐慌の煽動

金の賣出と其代價の預け入

むるも尙ほ市場を緩和するに足らず同年夏季に至り二割一分の割増價格を以て公債證書百萬弗の買上を爲すに至れり元來政府が巨額の公債を購入せんと欲せば其價格騰貴するは必然の勢なり然れども之を購入せざれば市況を調和する能はず國庫の地位亦難しと云つべし

次の購入は西曆千八百五十七年に起れり同年資金の國庫中に睡眠する者頗る多く春季に於て其高二千百萬弗に達せり當時に於ては頗る巨額なり是に於て當局者其開放を必要とし例の購入策を執行せしに不幸にして其事同年の恐慌前に起り市場を煽動し偶々以て困難を強むるの媒となれり時利あらずんば施設善なるも禍其果を異にす慎まざればある可らざるなり

西曆千八百七十三年乃至千八百九十三年に至るまで公債の買入頻りに行はれ其目的は市場の調和と満期前の償還を以て利子を免れんとするとにありて著しき割増價格を以て購入せり而して又時に紙幣價格維持の爲め金の賣出を試みたり即ち西曆千八百七十三年の恐慌に先ち大藏大臣ブートウエル氏は紙幣消却の目的を以て割増價格を以て金を賣出せり當時紙幣の下落は尙ほ一割以上なりしを以て國庫より流出せし金は市場の流通に入るを得ず紙幣は現に市場より引揚

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す

げられたるを以て此方法は多少通貨緊縮の目的を達するを得たり然るに一方に於ては西暦千八百七十二年の秋季に至り紙幣増發物價騰貴に伴ふ所の投機取引盛にして市場漸やく急調を告げ資金不足の聲囂々として各所に起り頗る危殆の情況を示せり是に於て政府は深く其原因を究めず倉卒に其救済を必要とし金賣却を以て得たる紙幣の一部を銀行に預け入れ一部を公債の購入に使用し以て市場を緩和せんと試み同年十月に至るまで此方法を以て五百萬弗を支出せり是に於て市場に對しては金流出及紙幣下落の實況を一時に併發し十月五日には紐育銀行の合法紙幣有高四千九十一萬餘弗なりしも同月二十六日に於ては其高五千二百三十四萬餘弗に達せり然れども其利益は主として投機的仲買人の占有する所となり純正なる商賈の正當なる割引を要する者の爲には效力甚だ微弱なりしとは人口に膾炙する所なり

西暦千九百七十三年市況益々險惡頗る不穩の狀を呈し同年九月に至り果然一大恐慌を生じ商賈の急を告ぐる者甚だ多く當時の大藏大臣リチャルドソン氏は大に其請求を容れ國庫實力の及ぶ限り市場の救済を試み一週日間に二千四萬弗を支出して公債其他の證券を買上げ十一月に支拂ふべき公債利子を繰上げ九月

公債買上
及び利子繰
上げ拂ひ

二十九日を以て之を支拂へり然れども諸銀行は預金引出の爲め其手元金を減少し八月三十日より九月二十日の間に合法紙幣僅かに千萬弗を保持するに至れり當時大藏大臣の報告に依れば此支出の爲め貯藏銀行の多くは其破綻を免れ預け人中の恐慌を防ぎたるの效ありしや疑なしと雖も而かも此恐慌は信用の濫用資金の固定より生ぜしものにして前記の如きは固より相當の救済に非ず當時國庫の援助ありしにも拘はらず證券價格の騰貴せざりし一事に就て之を見るも其效力全からざりしを證するに足れり

前記恐慌に引續き數年の間商業沈滞し西暦千八百七十八年の頃より市況漸次回復するに伴ひ金庫組織の不便稍々顯はれ歳入の減少を要せしと雖も當時行政府と立法府の意見投合せず久しく歳入殘餘の處分に苦み西暦千八百六十六、七、八の三年に涉り價格以上を以て公債を買収せしこと凡そ三億弗の巨額に達せり西暦千八百八十八九年の頃に至り剩餘金額る多く八十八年六月に於て終る所の年度に於ては其高一億一千九百六十一萬餘に達し其翌年度の剩餘は一億四百三十一萬餘弗に達すべきの見込なりき故に當時の藏相は國庫金の開放を必要とし九千三百萬弗の公債買上を爲し割増金として支拂ひし金高一千八百萬弗の巨

金庫組織
の不便

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉 第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す

額に達せり尋て西曆千八百九十年倫敦のベヤリン恐慌の餘波を受け市況稍々動搖の状態を呈せしを以て政府は其救済を必要と爲し七月十九日より九月十三日の間に公債額面價格七千三百六十九萬四千八百五十弗を八千三百九十萬七千八百八十三弗にて買上げ尙ほ利子の繰上拂として千二百萬九千九百十五弗を支出せり是に於て國庫在金大に減少し十月の末に至り僅かに二百萬弗を餘すに至れり然れども紐育銀行は意外に其恩澤を被らず貨幣の大部分は内部農業地方に吸集せられ收穫後ベヤリン恐慌の治まるまでは利率頗る高位を保てり

次の買上は西曆千八百九十九年國庫開放の爲に起り爾後其最も必要にして最も著しきものは同千九百二年の秋に於て行はれたるものとす合衆國政府は種々の經驗を經西曆千九百年及同千九百二年に於て其收入を減ぜしと雖も同千八百九十七年以來の繁榮に伴ひ尙ほ歲入に剩餘を生じ他の原因豐作と商業の繁盛と相待つて金融の逼迫を來し西曆千九百二年九月に於ては利率二割乃至二割半となり紐育銀行の手元有金殆ど合法の準備金額までに減少せり當時の藏相シヨロ氏は當初冷眼を以て之を迎へ殆ど介意せざるの態度を示せしと雖も事是に及んでは終に之を對岸の火視することを得ず十月に至り西曆千九百二十五年満期の

最近の逼迫に對する施設

公債額面千六百五十餘萬弗を割増價格にて購入し支出の金高二千八百八十萬餘弗に達せり

前陳公債證書購入の外合衆國政府は市場の救済策として國庫金を銀行に預入するの權能を有するは既説の如し而して前記西曆千九百二年の逼迫に際して合衆國が此權能を利用せしは著しき事實にして往時にも亦其例に乏しからず今其重要なる場合を擧ぐれば彼の有名なる南北戰爭中には國立銀行は公債募集及税金保管の機關として利用せられ西曆千八百六十六年九月を以て終る所の三箇年間に國庫金を受入しこと十七億五千三百五十三萬餘弗内十一億一千六百十五萬餘弗は國債募集に屬し餘は内地税の收入に屬せり

西曆千八百七十三年乃至七十九年に至るまで合衆國は兌換制度回復の爲の公債を發行し時に市場の逼迫を醸すことありしを以て之が救済として國庫預金を銀行へ預け入れ西曆千八百七十九年一月一日の國庫預金の高は五千三百二十餘萬弗なりしに二月一日には一億六千六百三十五萬餘弗六月一日には更に増加して二億七千六百四十萬弗餘の巨額に達せり斯の如き巨額の預け入は合衆國に於ても多少の議論なき能はず西曆千八百八十八年八月一日當時の大藏大臣エヤフ

國立銀行の利子

國庫預金

ヤイルド氏が五千四百四十七萬弗餘の預金を爲し居るに對し反對黨は之を以て政府攻撃の目的と爲すに至れり

爾來凡そ十星霜西曆千八百九十年歳入の整理を遂げしより資金庫中に睡眠すること少なく國庫預金の問題世人の耳目を惹くに至らず西曆千八百九十六年の年初に於ては共高千四百二十九萬餘弗に止まれり然れども爾後再び國庫剩餘漸やく増加し市場稍や逼迫を感ずるに至り國庫預金の問題隨て沸騰し西曆千八百九十八年六月三十日に至りては共高三千八百七十四萬餘弗に達し翌年同月同日には七千六百二十八萬餘弗同千九百年同月同日に於ては九千八百七十三萬餘弗翌年同月同日にて一億一萬餘弗同千九百二年六月三十日には更に増加して一億一千九百八十一萬餘弗に達し同年秋季逼迫の爲め十一月十日には一億四千三百六十三萬餘弗の巨額に達せり而して其擔保物は從來國債證券に止まりしに今回は州債及市債證書に其範圍を擴張せり明治三十九年春期の逼迫に際しても米國大藏省は國庫有金を無利子にて銀行へ預け入れ擔保品の種類を紐育州の法律に依り該州貯蓄銀行に許す所の範圍に擴張せり然れども是處に注意すべきは政府が其事を秘密に附せしこと是れなり若し之を公にせば金利忽ち下落し外國より

和餘金の減少

擔保品の擴張

の入金を防ぎ效用の半を失ふの虞れあり

北米合衆國の國庫組織は史乘の關係より多少の不利なる點なきを得ずと雖も新開國の狀況として其間或は恕すべきものなしとせず然れども今や該國の文化故國と選ぶ所なく其富強の度に於ては固より天下に冠絶す進で以て預金主義に移るの機正に熟せりと云ふと雖も敢て過言に非ざるべし然りと雖も其團體所謂共和合衆にありて各州特別の歴史を有し特設の法律を有し而して國土廣大東西其利害を異にし南北其生産を同うせず統一の難き固より多辯を要せず金庫主義の不便既に輿論の認むる所となり議論甚だ盛なりと雖も其改革を見るは尙ほ數年の後に俟たざるを得ざるべし今日に至るまで彼の組織を以て此の結果を得たるは當局の苦心大なる與て力ありと云つべし然りと雖も凡そ天下の事法に依るは安く人に便るは危し法の改良は須臾く世の趨勢に隨はざる可らず豈に夫れ之を忽にするを得んや

第四目 取引所に關する政府の干渉

前二目所論の外尙ほ政府が市場の紊亂を防禦するの目的を以て有價證券及物品取引に干渉を試みることをなしとせず其意好すべしと雖も多くは人爲を以て自

合衆國の國庫組織の沿革

佛國の事

佛國市場
發達の遅延

然の動作を妨げ市場各種の標準を惑亂し事情を複雑たらしめ却て正當の取引を困難ならしむるの結果に終るを通例とす彼の往昔のギル即ち特許法株法即ち獨占法及轉賣權買占買再賣經濟史眼第十五章參看の禁令の如きは暫く之を論外と爲し佛國に於ては仲買事業は西曆千五百七十二年の昔より一の特許事業に屬し免許料を拂ふて其許可を得るものとせり西曆千七百九十五年に及びアヂヤンデシャンデ即ち公用仲買なる者起り以て其痕跡を今日に止む然るに時勢の進歩は彼等の獨占を許さず彼等と共に自由市場勃興し其勢力漸やく盛なるに當り公用仲買の忌む所となり立法府政府亦其發達を好まざるの情況を示せり當時公用仲買は嚴正なる規則に拘束せられ自由市場は當局の好意を得ず共に財政の機關たるに便ならずして西曆千八百十六年の公債は之を比較的自由なる倫敦及阿姆斯特ルダム市場に募集するを便とするに至れり蓋記兩市場は當時に於て既に外國證券の取引を爲せしと雖も巴里市場に於て外國證券の取引を爲せしは西曆千八百二十三年を以て魁とす抑々佛國文化の四海に優なるは内外の認むる所而して金融市場の發達に於て此差違あり當局施設の良否國運の張弛に關する實に大なりと云つべし降て西曆千八百五十九年に至り佛國政府はクローリス即ち前記

獨逸の狀
況

獨逸干渉
果略の結

自由市場を有害物と認定し百方之を鎮壓せんと試みしと雖も市場の需用は其必要を減じ時に死灰再燃の勢を呈せしを以て西曆千八百九十三年五年の間之に課する公用仲買税の三倍を以てし同千八百九十八年或種の證券は公用仲買の外之れを取扱ふを許さざるまでに至れり然れども又一方に於ては稍々反對の事情を示し先物賣買を合法の行爲となし買戻の禁制を解けり西曆千八百八十五年三月二十八日の法律參看

佛國に於ける市場取引の情況概ね前陳の如し今一步を進めて獨逸の狀況を見るに更に一層の獎勵を加ふ元來獨逸農業黨は農産物先物賣買は其價格減少の媒たるべしとの理想を有し深く之を忌み輓近運輸通信の發達殆んど距離の問題を消滅せしに拘はらず尙ほ昔日の盛時を追想し近時數年の間實際農産物價格の減少を見て狼狽措く能はず西曆千八百九十六年種々農産品價格下落の防禦策を講ぜし後終に法律案を提出し取引所を政府監督の下に置き五穀の先物賣買を禁止し鑛業及製造會社の株式及債券の手付取引を嚴禁せり然りと雖も世界の勢は一國の立法を以て之を左右すること能はず獨逸の麥價は世界需給の關係に打勝ち獨り其騰貴を見るを得ず穀物市場は暫時之が爲に閉鎖せられ證券市場は痿痺

して立つ能はず表面上非常の沈滞を示せり然りと雖も市場投機に傾くは猶ほ蟻の甘に就くが如く乗ずべきの機あれば必ず之に乗じ侵すべきの間隙あれば必ず之を窺ふを常とす當時の狀況亦常套を免れず投機者流は全力を擧て證券を收得し之を質として銀行より融通を得以て投機取引を持續し債券の銀行に入る者爲に増加し輒近獨逸金融機關不穩の原因茲に胚胎せり而して資力強大なる大銀行は之を機會とし玉石を鑑別し瓦礫を小銀行に譲り自ら寶玉を選びて益々金融市場の基礎を危ふせり事情斯の如くなりしに依り西曆千九百二年の秋期に於てフランクフルトに於て獨逸銀行の集會を催し是等關係の得失真相を研究せしに政府も其施設の無効なりしを認め其改善を豫約するに至れり

獨佛の狀況斯の如くなるに反し稍々取引の自由なるは白耳義市場とす是に於てブルクセル取引所は著しき進歩を呈し獨佛の銀行と雖も同市に支店を開く者少しとせず而して露清アフリカ等の鐵道資金は之を白耳義に求むるもの少しとせず然るに同國議會に於ては所謂社會主義の勢力少なしとせず國資の輸出を喜ばずして多少の制限を加ふるの傾向あり抑々資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く前陳の如きは固より人爲を以て抑制し得べきに非ず事大勢に反すと雖

白耳義の
實況の

も所謂感情の發動に屬するものにして私心を挾まざる範圍に於ては時に或は宥怒すべきものなしとせず而して其原因の如何秩序の壞亂收斂誅求等に依りては眞乎憂慮すべきものなしとせざるなり

第五目 干涉の効力は概して薄弱なり

國庫干涉の効力が意外に薄弱なるは主として其實力大勢を左右するに足らざるに依る西曆千八百九十四年の露國政府の成功は其施設の巧妙なる多少見るべきものなしとせずと雖も背後に其實力の強大なる者あるに非ずんば焉ぞ能く斯の如くなるを得ん實に當時露國の金所有高は英佛兩國中央銀行の有高の合計を超過せり合衆國國庫の豊富なる尙ほ或は市場を制するに足らず而して斯の如きは他國の企て及ぶ所に非ざるなり加之政府の干涉は資金の需給上自然の關係を紊亂し人爲的に市場冷熱の度を増加するの患あり慎まざればある可らず抑々國庫金は當然の用途あり假令純然たる剩餘金と雖も永久に銀行其他の金融機關の之を預金と爲す能はず況や一時の國庫有金に於てをや公債の高價買上の如き一時非常の騰貴を來し買上終るときは即ち下落す其不得策なるは第一編第一卷第七章第三節第二目に於て述べたるが如し市場の調和は須臾く之を銀行等の正當

効力薄弱
なるの原
因

金融機關に委し其熟練と精巧に任ずるを好しとす、果して然らば銀行の組織亦大に研究せざるを得ず、合衆國の如きは常に金庫組織の不便に苦しむのみならず銀行の組織亦其宜しきを得ず、通貨の統一市場の整理に當るの機關を缺き屢々其不利を感じ方今銀行法貨幣法の改良に就て議論正に酣なり早晩其解決を見るべしと雖も抑々該國は範圍擴大加ふるに各州其歴史を有し、方面其利害を異にし制度の改善を見る容易の業に非ず、爾後數年間國庫と市場との關係尙は今日の如くならざるを得ざるべし若し夫れ銀行の組織如何の如きに至りては坤第二編第一卷に詳述す故に之を此所に贅せず

第二編 第二卷 終

債 一 覽 表

外		債						
第二回四分半利付	英貨公債	第一回四分利付	英貨公債	舊總武鐵道株式會社	朝鮮事業費國庫債券	第二回四分利公債	第一回四分利公債	恩賜公債
四分半利	英貨公債證書	四分半利	英貨公債證書	總武鐵道株式會社		大日本帝國政府		
無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付		無記名利札付		記名利札付
二百磅、百磅	五百磅、二百磅、百磅	五十磅	五百磅、百磅	千圓		千圓、五百圓、百圓、五十圓		無記名トナスコトナ得
四十枚	百九枚	二十枚	二十枚	二十枚		二十枚		記號ヲ附
				乙(千圓券)		丙(四十二年)		證券ニ「恩賜券」入シアリ
				甲號ハ全部償済済		丁(四十三年)		
						戊(四十四年)		
						己(四十五年)		

起債年	据置期限	償還期限	起債法令	起債ノ事由
明治五年		自明治五年至大正十年	明治六年(三月)布告第五百五十五號新舊公債證書發行條例(同八年五月布告第九十五號)以テ全部改定)	舊債償還ノ爲メ
明治三十年			明治三十二年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治三十五年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治三十九年	發行ノ年ヨリ五ヶ年	据置期限後五十ヶ年間	明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治四十年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治四十一年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治四十二年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治四十三年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治四十四年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
明治四十五年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正元年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正三年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正四年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正五年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正六年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正七年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正八年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正九年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十一年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十二年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十三年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十四年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十五年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十六年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十七年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十八年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正十九年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十一年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十二年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十三年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十四年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十五年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十六年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十七年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十八年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正二十九年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ
大正三十年			明治三十九年(三月)法律第五十九號	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ

大正五年八月一號

國債一覽表 (其二)

種別		國內債										國外債															
種類	名稱	五分					公債					總武鐵道株式會社 第二回社債券	朝鮮事業費國庫債券	第一回四分利公債	第二回四分利公債	恩賜公債	臨時事件公債 (特別五分利)	鐵道買收公債 (甲號五分利)	救恤公債	舊鐵道會社 債務整理公債	沖繩縣諸祿公債	臺灣事業公債	北海道鐵道公債	事業公債	鐵道公債		
		鐵道	事業	北海	臺灣	高整	舊鐵	沖繩	臺灣	北海	事業															鐵道	
債券ノ名稱	債券ノ方式	大日本帝國政府五分利公債證書										總武鐵道株式會社 第二回社債券	朝鮮事業費國庫債券	第一回四分利公債	第二回四分利公債	恩賜公債	臨時事件公債 (特別五分利)	鐵道買收公債 (甲號五分利)	救恤公債	舊鐵道會社 債務整理公債	沖繩縣諸祿公債	臺灣事業公債	北海道鐵道公債	事業公債	鐵道公債	債券ノ名稱	
債券ノ方式	債券ノ額面	無記名利札付										無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	債券ノ方式
附屬利賦 札ノ枚數	附屬利賦 札ノ枚數	二十枚										二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	附屬利賦 札ノ枚數
證券	證券	至(五)										至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	至(五)	證券

三、登錄ノ記名
四、仕持ヲ受クヘキ
四、記名證券又ハ其
ノ利札ナルトキ

國債規則要領一覽

第一號ノ二

證

券

登

錄

償還及

見本ヲ各取扱店ニ配置シ其ノ旨ヲ告示ス
（時宜ニ由リ單ニ其ノ要項）○何人ト雖モ取扱店
ニ就キテ見本ヲ閱覽スルコトヲ得○證券ニ
ハ記號及番號ヲ附ス○記名證券ハ記名紙
ヲ貼附シ其ノ證券及利札ニハ記名ノ二字ヲ
記ス（舊公債證）

五十圓、百圓、二百圓、五百圓、千圓、二千圓、
五千圓及一萬圓ノ八種（特別ノ規程アリ）○應募
者ハ其ノ交付ヲ受クベキ證券ノ額面金額ノ
種類ヲ選擇スルコトヲ得ス

汚染毀損 證券ノ所有者ハ其ノ證券カ汚染毀
損シタルトキ之カ引換ヲ請求スル
コトヲ得（減失又ハ紛失ハ代利ヲ請求スル
請求スベシ）

分合 證券ノ所有者ハ各種證券ノ額面金
額ノ種類ニ從ヒ其ノ分合又ハ併合
ヲ請求スルコトヲ得

減失紛失 記名證券又ハ其ノ利札ヲ減失又ハ
紛失シタル者ハ其ノ旨ヲ届出ツ
シ（發見ノト）届出後滿三箇月ヲ經過
シ（發見ノト）届出後滿三箇月ヲ經過
シ（發見ノト）届出後滿三箇月ヲ經過
シ（發見ノト）届出後滿三箇月ヲ經過

失效 消滅時効ノ完成及紛失又ハ紛失ニ
因リ効力ヲ失ヒタル證券又ハ利札
ヲ所持スル者ハ直ニ最寄取扱店ニ
返還スルコトヲ得

併合 最小限ノ額面五十圓トス
起債年ノ異ナルモノ又ハ舊公債證
書ヲ除ク外記號ノ異ナルモノハ併
合スルコトヲ得

分合 舊公債證書ヲ除ク外元金償還期ノ
確定シタルモノハ分合スルコトヲ
得シテ其ノ抽籤セララルトキ證券亦
同シ

汚染毀損 證券一枚毎ニ金二十錢（利札ノ減失又
引換亦）
分合 代證券一枚毎ニ金二十錢
減失紛失 代證券一枚毎ニ金二十錢
利札一枚毎ニ金三錢

登錄簿ノ種類 甲種 證券ヲ發行セサルモノヲ登錄ス○
乙種 日本銀行本店ニ備ヘ副本ヲ日本銀
行大阪支店ニ置ク
別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種
ハ國債ノ種類、起債年又ハ證券（舊公債證）
ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ

登錄簿ノ種類 甲種 各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ
一ヲ以テ整理シ得ヘキモノニ限ル
乙種 各種證券ニ於ケル額面金額ノ種類
ニ從フ

登錄簿ノ種類 新規 起債當初ノ登錄及無記名證券ノ登
録ナリ
變更 權利移轉及改氏名其ノ他共有者持
分ノ變更等ナリ
移記 甲乙二種ノ登錄簿間ニ於ケル移記
ナリ
轉換 登錄所管取扱店ノ轉換但シ甲種ハ
此ノ轉換アルコトナシ
除却 登錄ヲ除却シテ無記名證券ヲ交付
スルモノナリ（舊公債證ニ付テハ登錄ノ除
却スルモノナリ）

登錄簿ノ種類 甲種 登錄簿ニ新規、變更、移記及質權ニ關
スル登錄ヲ爲シタルトキハ登錄簿ニ關
スル登錄簿ニ關スル登錄簿ニ關
スル登錄簿ニ關スル登錄簿ニ關
スル登錄簿ニ關スル登錄簿ニ關

登錄簿ノ種類 甲種 登錄簿ノ記名者其ノ他ノ利害關係人ハ
何時ト雖モ利書ノ關係アル部分ニ限リ登錄
簿ノ閱覽又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求ス
ルコトヲ得

登錄簿ノ種類 甲種 登錄簿ノ記名者及其ノ權利ヲ行使スル者
ハ印鑑ヲ取扱店ヘ提出シ置クコトヲ要ス
乙種 登錄簿ノ記名者住所ヲ轉シタルトキハ之
ヲ取扱店ニ届ツベシ

登錄簿ノ種類 新規登錄 甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 第二十五條ニ依ル場合一件毎ニ金五
錢 其他ノ場合記名證券一枚毎ニ金五錢
登錄變更 甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 一件毎ニ金五錢

登錄簿ノ種類 登記簿移 甲種 一件毎ニ金五錢（一部移
其ノ簿部ニ對シ記名證券ノ交
付ヲ要スルトキハ其ノ證券一
枚毎ニ金五錢）
乙種 一件毎ニ金五錢

登錄簿ノ種類 登錄簿ノ種類 甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 一件毎ニ金五錢
登錄簿ノ種類 登錄簿ノ種類 甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 一件毎ニ金五錢
登錄簿ノ種類 登錄簿ノ種類 甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 一件毎ニ金五錢

元金償還 一部償還 抽籤ノ方法
全部償還 償還額及償還
期 毎二年トシ各其ノ日
モノヲ支拂フ（特別ノ
ト同時ニ之）○支拂期日
ヲ定ム

利子支拂 初期 計算ノ方法
（特別ノ規定アリ）
終期 元金償還ノ期
終期 元金償還ノ期

利子支拂 無記名證券 證券又ハ利札
利札ノ持參人
甲種登錄簿 領收證書ト引
利ヲ行使スル
乙種登錄簿 證券又ハ利札
ノ權利ヲ行使
子 元金償還
同時ニ
仕拂フ利
子 減失紛失 領收書ト引換
證券ニ對シテ

元金償還 預託 受取人ハ元金
開始前其ノ證
預託シ置クコ
所管外仕 甲種登錄簿ノ
求シ所管外ノ
仕拂ヲ受クル
送金 甲種登錄簿ノ
ヲ請求スルコ
危險ノ請求者

記名 證券又ハ利札
者ハ届出後三
元金償還期又
ルトキハ元利
トヲ得
無記名 證券又ハ利札
者ハ其ノ證券
還又ハ仕拂ヲ
金額及其ノ仕
償スヘキ旨ヲ
保證人ヲ立テ
スルコトヲ得
ハス（ヘシ）

利札ノ減失 利札ノ減失
利金仕拂 利金仕拂

利札ノ減失 利札ノ減失
利金仕拂 利金仕拂

Table with columns for bond types: 佛分利, 佛貨, 第三回四分, 英貨, 佛貨國庫, 舊北海道, 鐵道株式會社, 舊關西鐵, 株式會社

覽一續手求請ルス關ニ錄登及券證債國

備考	事附ニヘル併 ヲニ項記請キコ 附ハ括事ヘ書項ヲ 孤項キニ並得ス	請求ニ關 ル手數料	請求ノ 時期	請求ス ヘキ 取 扱 店	請求書ノ 外 其 他 書 證 提 外	請求書ノ 要件	事項
原簿ノ 中利子 納付ス ルハ其 ノ利子 額ニ シテ 納付ス ルハ其 ノ利子 額ニ シテ		一枚毎ニ金二十 圓ノ シテ 因 引換 亦		管 取 扱 店 其 ノ 所	汚 染 又 ハ 毀 損 シ タ ル 證 券	一 證券ノ名稱、額 二 證券ノ種類、額 三 證券ノ記號、額 四 證券ノ附屬利 子 五 證券ノ無記名ノ 區 六 請求者ノ年月日 七 署名捺印	汚染毀損 證券ノ引換
各事項 上 手 數 料 方 式 其 他 諸 事 項 ノ 比 較 シ テ 其 他 諸 事 項 ノ 比 較 シ テ	一 無記名證券 二 新證券 三 除却證券 四 併合證券 五 分割證券 六 移轉證券 七 却證券 八 却證券 九 却證券 十 却證券	代 證 券 一 枚 毎 ニ 金 二 十 圓		同 上	原 證 券	一 原證券ノ名稱、額 二 原證券ノ種類、額 三 原證券ノ記號、額 四 原證券ノ附屬利 子 五 原證券ノ無記名ノ 區 六 請求者ノ年月日 七 署名捺印	分 合 證 券
時 宜 ニ 由 リ 更 ニ 次 期 以 降 ノ 利 子 額 ヲ 納 付 ス ル ハ 其 他 諸 事 項 ノ 比 較 シ テ			附 屬 利 子 ノ 盡 キ タ ル ト キ	同 上	附 屬 利 子 ノ 盡 キ タ ル ト キ 得 テ 之 ヲ 提 出 ス	一 原證券ノ名稱、額 二 原證券ノ種類、額 三 原證券ノ記號、額 四 原證券ノ附屬利 子 五 原證券ノ無記名ノ 區 六 請求者ノ年月日 七 署名捺印	證 券 ノ 利 子 繼 足
記 名 ニ 限 ル	一 登錄除却 二 併合 三 分割 四 移轉 五 却證券 六 却證券 七 却證券 八 却證券 九 却證券 十 却證券	代 證 券 一 枚 毎 ニ 金 二 十 圓 利 子 一 枚 毎 ニ 金 三 圓	減 失 又 ハ 紛 失 ノ 際 三 箇 月 ヲ 經 過 シ タ ル ト キ	所 管 取 扱 店	減 失 又 ハ 紛 失 ノ 際 三 箇 月 ヲ 經 過 シ タ ル ト キ	一 證券ノ名稱、額 二 證券ノ種類、額 三 證券ノ記號、額 四 證券ノ附屬利 子 五 證券ノ無記名ノ 區 六 請求者ノ年月日 七 署名捺印	滅 失 紛 失 ノ 代 理 證 券
登 録 濟 證 書 ノ 郵 送 料 ハ 前 納 ス ル コ ト ヲ 要 ス		甲 種 一 件 毎 ニ 金 五 圓 乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓	募 集 其 他 發 行 ノ 際 入 決 定 又 ハ 引 受 ノ 際	取 扱 店	九 八 七 六 五 四 三 二 一 各 種 ノ 證 券 ノ 名 稱 額 種 類 額 記 號 額 附 屬 利 子 無 記 名 ノ 區 請 求 者 ノ 年 月 日 署 名 捺 印	一 國債ノ種類、額 二 國債ノ種類、額 三 國債ノ種類、額 四 國債ノ種類、額 五 國債ノ種類、額 六 國債ノ種類、額 七 國債ノ種類、額 八 國債ノ種類、額 九 國債ノ種類、額 十 國債ノ種類、額	新 規 登 録 初 期 債 券
無 記 名 證 券 ノ 附 屬 利 子 額 ヲ 納 付 ス ル ハ 其 他 諸 事 項 ノ 比 較 シ テ	一 汚染毀損證券 二 併合 三 分割 四 移轉 五 却證券 六 却證券 七 却證券 八 却證券 九 却證券 十 却證券	甲 種 一 件 毎 ニ 金 五 圓 乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓			無 記 名 證 券	一 證券ノ名稱、額 二 證券ノ種類、額 三 證券ノ記號、額 四 證券ノ附屬利 子 五 證券ノ無記名ノ 區 六 請求者ノ年月日 七 署名捺印	登 録 新 規 證 券
郵 送 料 同 上	一 汚染毀損證券 二 併合 三 分割 四 移轉 五 却證券 六 却證券 七 却證券 八 却證券 九 却證券 十 却證券	甲 種 一 件 毎 ニ 金 五 圓 乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓	所 管 取 扱 店	所 管 取 扱 店	乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓 甲 種 一 件 毎 ニ 金 五 圓	一 國債ノ種類、額 二 國債ノ種類、額 三 國債ノ種類、額 四 國債ノ種類、額 五 國債ノ種類、額 六 國債ノ種類、額 七 國債ノ種類、額 八 國債ノ種類、額 九 國債ノ種類、額 十 國債ノ種類、額	變 更 證 券
郵 送 料 同 上	一 汚染毀損證券 二 併合 三 分割 四 移轉 五 却證券 六 却證券 七 却證券 八 却證券 九 却證券 十 却證券	甲 種 一 件 毎 ニ 金 五 圓 乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓	同 上	同 上	甲 種 一 件 毎 ニ 金 五 圓 乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓	一 國債ノ種類、額 二 國債ノ種類、額 三 國債ノ種類、額 四 國債ノ種類、額 五 國債ノ種類、額 六 國債ノ種類、額 七 國債ノ種類、額 八 國債ノ種類、額 九 國債ノ種類、額 十 國債ノ種類、額	移 登 録 簿 記
甲 種 一 件 毎 ニ 金 六 圓 乙 種 一 件 毎 ニ 金 三 圓	一 汚染毀損證券 二 併合 三 分割 四 移轉 五 却證券 六 却證券 七 却證券 八 却證券 九 却證券 十 却證券	一 證券 二 證券 三 證券 四 證券 五 證券 六 證券 七 證券 八 證券 九 證券 十 證券	現 所 管 取 扱 店	現 所 管 取 扱 店	記 名 證 券	一 國債ノ種類、額 二 國債ノ種類、額 三 國債ノ種類、額 四 國債ノ種類、額 五 國債ノ種類、額 六 國債ノ種類、額 七 國債ノ種類、額 八 國債ノ種類、額 九 國債ノ種類、額 十 國債ノ種類、額	轉 取 登 録 店 所 管